

## 第4章 年金財政の将来推計

- 1 公的年金の財政構造と将来推計
- 2 財政再計算作業の全体像
- 3 基礎数（初期データ）の設定
- 4 経済前提の設定
- 5 その他の基礎率の設定
- 6 被保険者数の将来推計
- 7 受給者数の将来推計及び給付水準を維持した場合の給付費の推計方法
- 8 給付水準調整期間及び給付水準の将来推計
- 9 財政見通し
- 10 社会・経済状況が変動した場合の将来推計

公的年金制度は、全国民共通の基礎年金を土台として、被用者については2階部分の年金が上乗せされる構造となっているが、基礎年金の給付に必要な費用は、自営業者等の第1号被保険者分を国民年金（国民年金特別会計の国民年金勘定）が、被用者（第2号被保険者）及びその被扶養配偶者（第3号被保険者）分を厚生年金及び各共済組合が、それぞれ国民年金特別会計の基礎年金勘定に拠出金として払い込むことにより賄われている。なお、公的年金の財政単位として「国民年金」という場合には、第1号被保険者に係る経理を行う国民年金勘定のことを指すのが通例である。

国民年金、厚生年金及び各共済組合は、それぞれ被保険者から保険料を徴収し、積立金を管理運用し、基礎年金拠出金を負担するとともに制度ごとの独自の給付（2階部分等）を行う独立した財政単位であるが、その財政は基礎年金の費用負担を通じて結びついており、将来推計を行うにあたって互いに整合性をもって行う必要がある。

## 1. 基礎年金の財政構造と将来推計

基礎年金の財政については、全国民共通の1階部分である基礎年金の給付を、そのときの現役世代全体で支えるという考え方がとられている。

具体的には、毎年度の基礎年金給付に要する費用をその年度の各公的年金制度からの基礎年金拠出金による収入で賄う方式で運営することとされており、各公的年金制度の負担は、被保険者の人数比（原則として20～59歳、国民年金の免除、未納を除く。）で按分することとされている。

また、基礎年金の将来見通しにおいては、

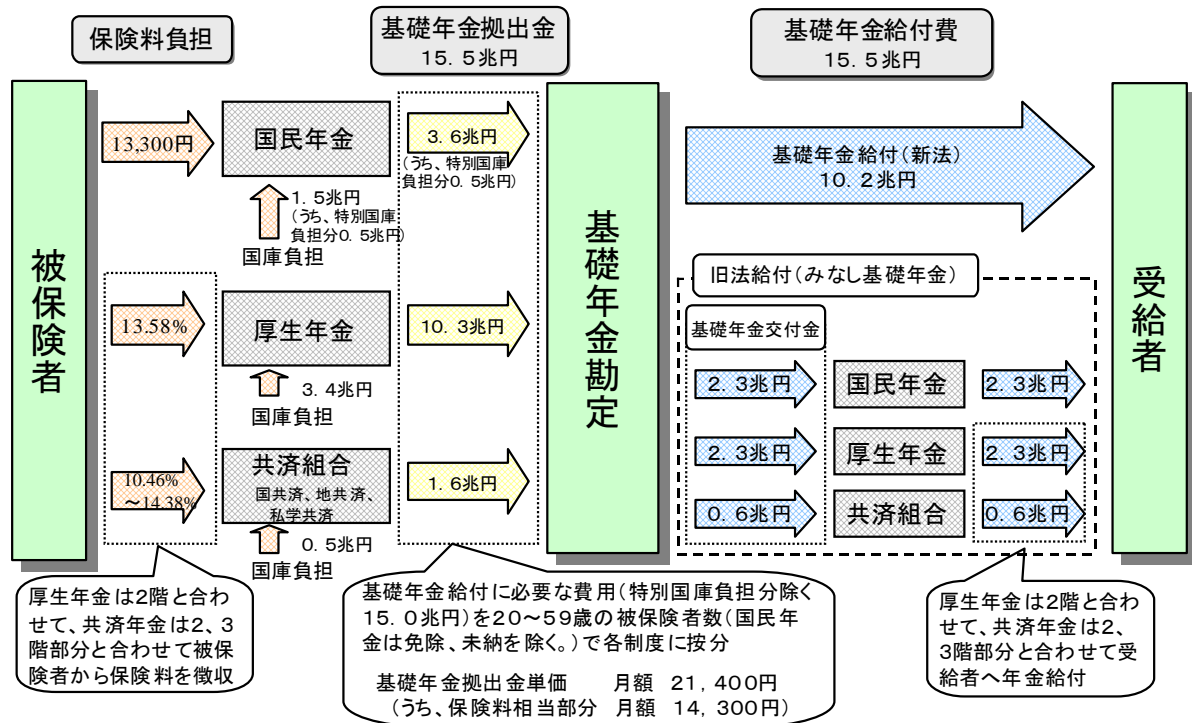
① 毎年度の基礎年金に要する費用

② 毎年度の支出を賄うために厚生年金、国民年金、共済年金の各制度が負担すべき基礎年金拠出金とその国庫負担

を推計することとなる。

基礎年金の財政構造で注意すべきは、基礎年金交付金の仕組みであり国の特別会計の歳入、歳出と財政再計算の関係を理解する上で不可欠である。

第4-1-1図 基礎年金の財源構造（平成14年度）



(注) 特別国庫負担とは、保険料免除者に対する給付や20歳前障害者に対する給付等に対し、特別に国庫から負担されるものである。

基礎年金制度は、昭和61年4月に導入されたものであるが、その際、制度導入前の旧法による給付のうち昭和36年4月以降の加入期間に基づき支給される基礎年金に相当する給付については、費用負担上、基礎年金と同様の取扱いをすることとされた。

そこで、年金財政の観点からみた基礎年金給付費は、次の①と②をあわせたものとなっている。

- ① 昭和61年度の基礎年金制度導入以降に新法の基礎年金として裁定された年金の給付に要する費用
- ② 国民年金、厚生年金及び共済年金の昭和60年改正前の旧法に基づき裁定された年金給付のうち基礎年金に相当する部分等、基礎年金とみなされる給付(みなし基礎年金)に要する費用

みなし基礎年金は、旧法の厚生年金として裁定された給付を例にとれば、受給者には厚生年金の名称で上乘せ部分(2階部分)と一体のものとして支給されており、国の会計上も、厚生保険特別会計の年金勘定からの支出となる。

一方、みなし基礎年金の給付に要する費用については、新法の基礎年金として裁定された給付と合算して、毎年度、必要な費用を各制度からの拠出金で賄う仕組みであるため、その費用の全額を国民年金特別会計の基礎年金勘定から、上乘せ部分とあわせて実際の支給を行っている国民年金、厚生年金又は共済年金の各

勘定へ交付（基礎年金交付金）することとされている。

みなし基礎年金の給付は、基礎年金制度が成熟するまでの経過的なもので、いずれ消滅するが、その費用（基礎年金交付金）の総額は、平成 14 年度の実績で 5.2 兆円（確定値）となっている。

## 2. 厚生年金の財政構造と将来推計

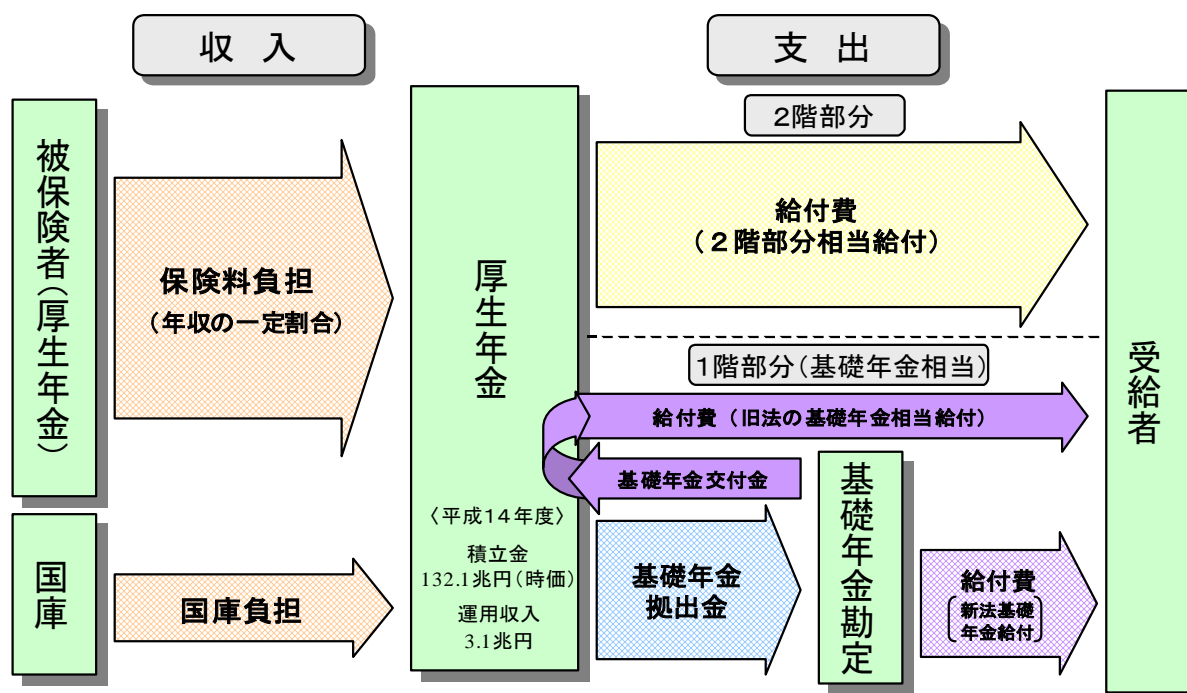
厚生年金の財政構造を考えるにあたっては、基礎年金制度を通じた基礎年金勘定との資金のやり取りの他に、厚生年金基金の代行部分の財政再計算における取扱いについても注意が必要である。

以下、この 2 つの項目を中心として、さらに、平成 9 年 4 月の J R、J T、N T T の旧三公社共済の厚生年金への統合に伴う財政上の措置の取扱い等についても解説する。

### （1）実質的な収入、支出

厚生年金の実質的な収入、支出については、基礎年金交付金による資金のやり取りがあることから、厚生保険特別会計（年金勘定）の歳入、歳出とは異なる。

第 4 - 1 - 2 図 厚生年金の収入と支出の概要



(注) 年金給付費は保険料収入、国庫負担、積立金からの運用収入等により賄われる。

厚生保険特別会計（年金勘定）から受給者に支払われる給付は、昭和 60 年改正前の旧法による給付がなくなり基礎年金交付金が消滅したときには 2 階部分の給付のみとなるが、現在はみなし基礎年金である 1 階部分の定額給付が含まれる。

一方、1 階部分（基礎年金）の給付については、基礎年金の名称で裁定された給付とみなし基礎年金の給付をあわせて、その費用を基礎年金拠出金により各年金制度が負担する仕組みとなっている。

すなわち、厚生保険特別会計（年金勘定）の歳出には、みなし基礎年金の給付に要する費用が「年金給付費」と「基礎年金拠出金」に重複して含まれているところであり、その見合いとして歳入には、みなし基礎年金と同額の基礎年金交付金が計上されている。

そこで、重複を除いて、年金財政上の観点から厚生年金の実質的な収入、支出を捉えるためには、厚生保険特別会計（年金勘定）の歳入、歳出の額から基礎年金交付金を控除して捉える必要がある。

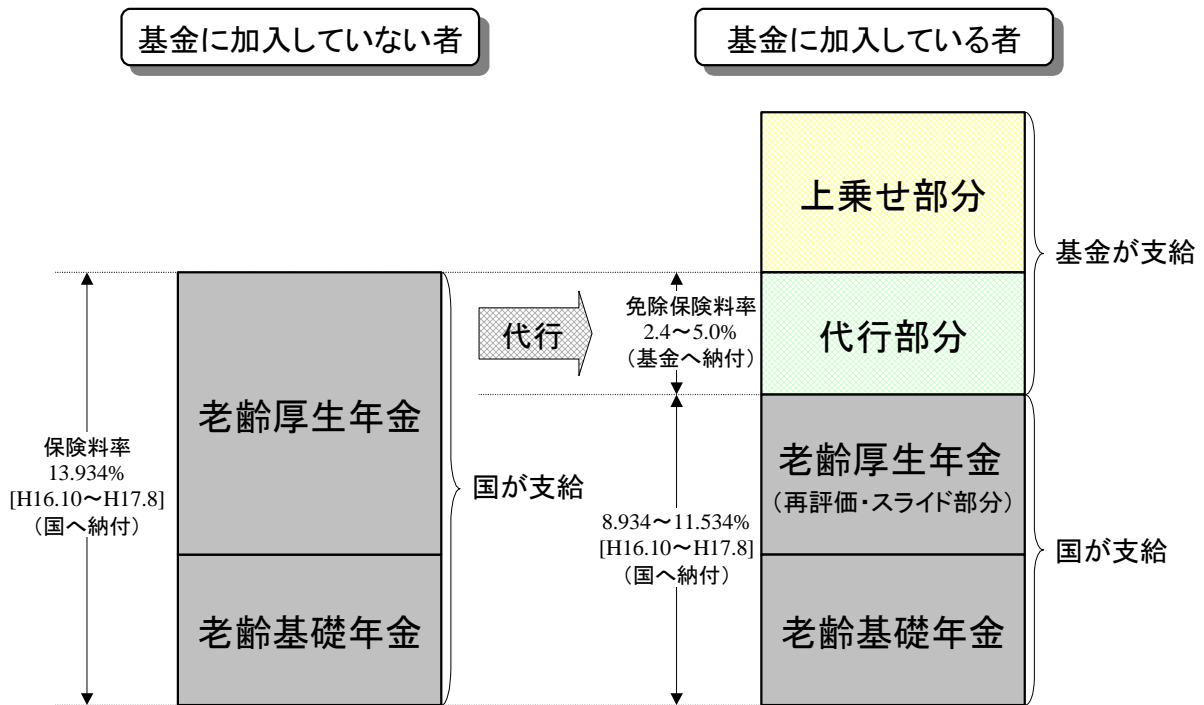
## （２）厚生年金基金の代行部分の取扱い

厚生年金基金は企業年金の一形態であり、厚生年金の報酬比例部分の一部を代行し、独自の上乗せ給付を行っている。

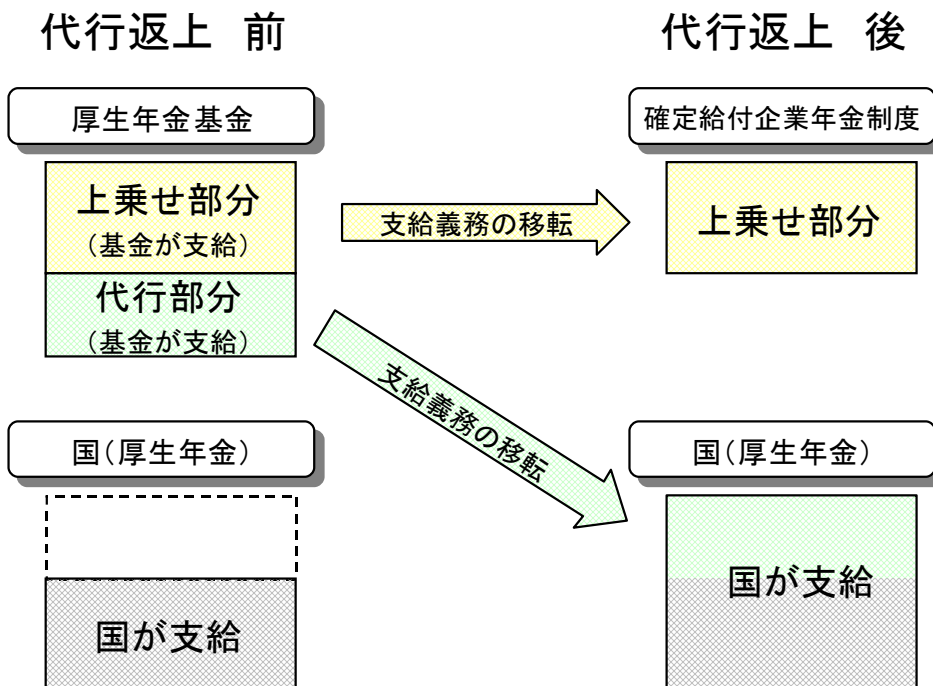
厚生年金基金の加入者に係る厚生年金の保険料は、代行部分に相当する保険料（免除保険料：料率 2.4～5.0%）については国へ納めることが免除され、その代わりに厚生年金基金へ納めることとなる。また、厚生年金基金に加入していた受給者は、代行部分の年金給付については、国の代わりに厚生年金基金から給付が行われる。（代行給付：報酬比例部分のうち物価スライド・再評価を除いた部分）

厚生年金基金により代行された給付については、厚生年金基金が存続している間、国は支給義務を免除される。厚生年金基金は、労使の合意により厚生労働大臣の認可を受けて解散や代行返上を行うことが可能である。この場合には、最終的に、国は厚生年金基金から代行部分のために積み立てられた積立金（最低責任準備金）の移換を受け、代行部分の支給義務を引き継ぐこととなる。

第4-1-3図 厚生年金基金の仕組み



第4-1-4図 厚生年金基金の代行返上の仕組み



また、最低責任準備金が免除保険料と基金における代行給付の差額をもとに算定される仕組みとなっていることから、代行部分は、厚生年金の財政と完全に中立なものとなっており、基金の設立、解散、代行返上等が厚生年金の財政に影響を生じさせないものとなっている。

このように、厚生年金基金の代行部分は、財政上、国が管理・運営する厚生年金本体と一体のものとなっていることから、財政の見通しを作成する上では、一体のものとして考えることが適切である。

したがって、財政再計算においては、代行部分を一体のものとして将来の推計を行っており、収入、支出、積立金については、国が管理運営する厚生年金本体のものに、代行部分相当額が加えられている。

#### 【財政再計算上の収入、支出、積立金】

保険料収入	…	厚生年金本体の保険料収入 ＋ 代行部分の保険料収入（免除保険料相当額）
運用収入	…	厚生年金本体の運用収入 ＋ 代行部分の積立金等より発生する運用収入
年金給付費	…	厚生年金本体の年金給付費（実質ベース） ＋ 代行部分の年金給付費（代行給付相当額）
積立金	…	厚生年金本体の積立金 ＋ 代行部分の積立金（最低責任準備金相当額） ＋ 旧三公社共済未移換積立金等

将来推計の計算においては、保険料収入、年金給付費、積立金について、厚生年金本体と代行部分相当額の実績値を合算し、この合算した実績値を初期値として将来推計を行っているところであり、代行部分と厚生年金本体を別々に推計したものを合算しているわけではない。

#### （３）その他（旧三公社共済の統合に伴う措置等）

平成９年４月に旧三公社（ＪＲ、ＪＴ、ＮＴＴ）の各共済組合が厚生年金に統合され、厚生年金が年金給付の支給義務を引き継ぐこととなった。

厚生年金が年金給付の支給義務を引き継ぐにあたり、必要な積立金（移換積立金）を移換するとともに、厚生年金が引き継ぐ給付のうち、共済独自の給付については、引き続き存続する共済組合（存続組合）が、毎年度必要な費用を厚生年金に納付することとされた。また、移換積立金については分割納付（最長２０年）が認められた。

この措置の財政再計算における取扱いは、分割納付されている移換積立金については、未移換分の一時金換算額を初期値の積立金に加え、厚生年金が支給を引き継いだ共済独自給付については、存続組合が毎年度、費用を負担し、厚生年金の財政には影響を与えないことから、収入、支出の両面から控除し将来推計を行っている。

また、過去において国庫負担の一部を将来に繰り延べる措置がとられているが、財政再計算においては、繰延分の一時金換算額を初期値の積立金に加えて将来推計を行っている。

### 3. 国民年金の財政構造と将来推計

国民年金の財政構造を考えるにあたっては、厚生年金と同様、基礎年金制度を通じた基礎年金勘定との資金のやり取りについて注意が必要である。

国民年金については、厚生年金の報酬比例部分のような2階部分はないが、寡婦年金、付加年金といった国民年金独自の給付があり、基礎年金制度と拠出金や交付金のやり取りを行う財政構造は、厚生年金と同じである。

国民年金特別会計（国民年金勘定）から受給者へ支払われる給付は、昭和60年改正前の旧法による給付がなくなり基礎年金交付金が消滅したときには国民年金独自の給付のみとなるが、現在はみなし基礎年金である1階部分の定額給付が含まれている。

一方、1階部分（基礎年金及びみなし基礎年金）の給付については、基礎年金の名称で裁定される給付とみなし基礎年金の給付をあわせて、その費用を基礎年金拠出金により各公的年金制度が負担する仕組みとなっており、国民年金も厚生年金と同様に、基礎年金拠出金を負担することとなる。この負担は、国の会計上は、国民年金特別会計の中で国民年金勘定から基礎年金勘定へ基礎年金拠出金相当額を繰り入れることによりなされる。

すなわち、国民年金特別会計（国民年金勘定）の歳出には、厚生年金と同様、みなし基礎年金の給付に要する費用が「年金給付費」と「基礎年金拠出金相当額」に重複して含まれており、その見合いとして歳入には、みなし基礎年金と同額の基礎年金交付金が計上されている。

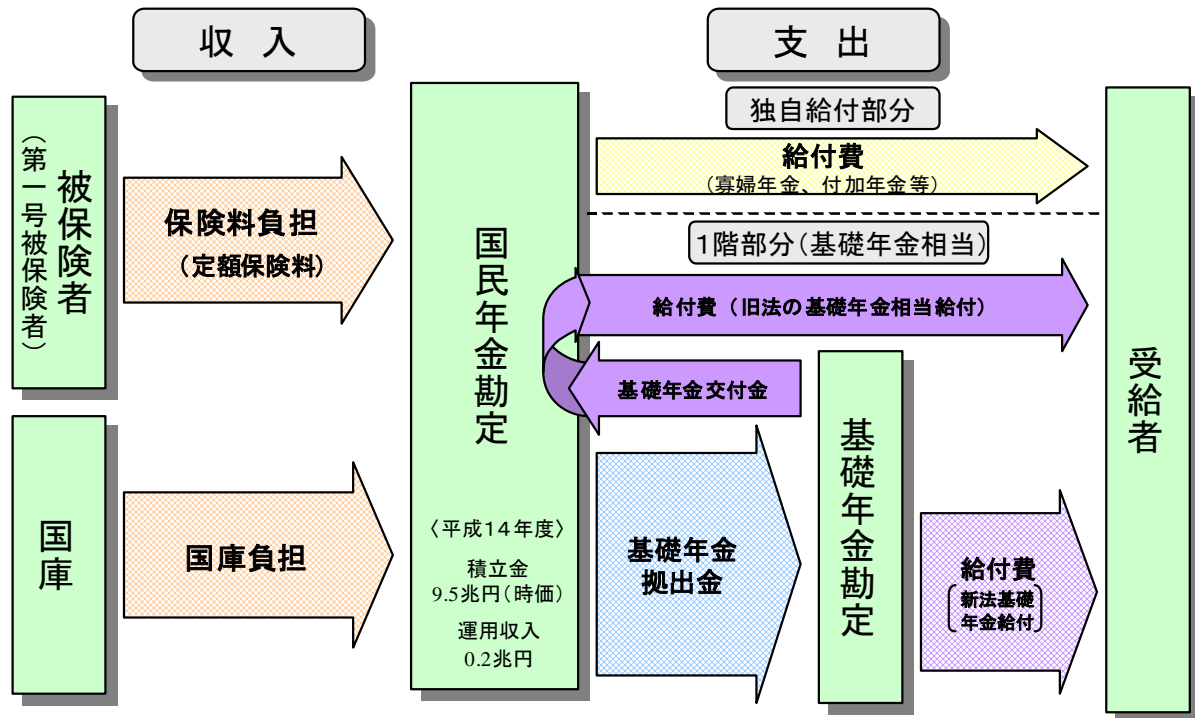
そこで重複を除いて、年金財政上の観点から国民年金の実質的な収入、支出を捉えるため、国民年金特別会計（国民年金勘定）の歳入、歳出の額から基礎年金交付金を控除して捉える必要がある。

また、国民年金についても国庫負担の繰延べ措置がとられているが、財政再計



算においては、厚生年金と同様、繰延分の一時金換算額を初期値の積立金に加えて将来推計を行っている。

第4-1-5図 国民年金の収入と支出の概要



(注) 年金給付費は保険料収入、国庫負担、積立金からの運用収入等により賄われる。

厚生年金及び国民年金の財政再計算にあたっては、直近の社会・経済情勢等を踏まえて設定した基礎数値を使用して、制度内容に沿って将来の財政見通しを作成している。財政再計算の過程の全体像は、第4-2-1図に示したとおり、被保険者の推計を行い、それに対応する給付の推計を行って、最後にこれらを踏まえた収支の見通しを作成するという流れになっている。

以下では、この図に従って、再計算作業の過程を解説する。

## 1. 基礎数（初期データ）及び基礎率の設定

年金制度の財政再計算で使用する基礎的な数値として、これまでの間の年金制度への加入状況や、年金受給者の実態である「基礎数」と、それら被保険者や年金受給者の将来における年々の変化を推計するための前提条件である「基礎率」がある。

基礎数としては、被保険者、年金受給者についての直近の統計を性・年齢別、その他の項目別に分類集計したものを用いている。今回の財政再計算においては、平成13(2001)年度末における、被保険者は1/100抽出統計、受給者は全数統計を使用している。財政再計算においては、これらの基礎数を初期データとして推計を行っている。

一方、基礎率には、被保険者や年金受給者等の人数が年々どのように変化していくのかを推計するためのものや、障害年金受給者を障害等級別に区分する場合のように、被保険者や年金受給者等の集団を、いくつかの集団に区分するために用いられるもの等がある。また、被保険者の年齢に応じて標準報酬がどのように変化するかを表わす率（標準報酬指数）もある。これら基礎率の作成にあたっては、被保険者や年金受給者等に関する統計資料を基礎としつつ国勢調査や生命表などの各種統計資料等をも参考として、第4-2-1表にあるような種々の基礎率を作成している。

## 2. 経済前提の設定

経済前提については、経済状態に対応した報酬の上昇や物価スライド等を将来推計に織り込むため、賃金上昇率、物価上昇率、運用利回りについて一定の前提



第4-2-1表 財政再計算の基礎となる数値について

<p><b>1. 将来推計人口</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本の将来推計人口（平成14年1月）における中位推計 （国立社会保障・人口問題研究所）</li> </ul>
<p><b>2. 労働力率の見通し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「労働力人口の推移」推計（平成14年7月）における労働力率の見通し （厚生労働省職業安定局）</li> </ul>
<p><b>3. 経済前提</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会保障審議会年金資金運用分科会の報告に基づいて設定             <ol style="list-style-type: none"> <li>賃金上昇率</li> <li>物価上昇率</li> <li>運用利回り</li> </ol> </li> </ul>
<p><b>4. 基礎数（被保険者・年金受給者の初期データ）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金及び厚生年金の直近の実績に基づき設定 （主要項目）             <ol style="list-style-type: none"> <li>年齢・被保険者期間別被保険者数</li> <li>年齢・被保険者期間別平均被保険者期間</li> <li>年齢・被保険者期間別標準報酬月額</li> <li>年金の種類・年齢別受給者数</li> <li>年金の種類・年齢別年金額</li> <li>厚生年金・国民年金の積立金額</li> </ol> </li> </ul>
<p><b>5. 被保険者や受給者の動向に関する基礎率</b></p> <p>（被保険者数、年金受給者数が今後どのように変化していくのかを推計するための仮定条件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金及び厚生年金の直近の実績及び各種統計資料等を用いて設定 （主要項目）             <ol style="list-style-type: none"> <li>被保険者総脱退力</li> <li>被保険者死亡脱退力</li> <li>障害年金発生力</li> <li>標準報酬指数（昇給指数）…定期昇給分</li> <li>老齢年金失権率</li> <li>障害年金失権率</li> <li>遺族年金失権率</li> <li>遺族年金発生割合（被保険者死亡時に、妻、子等を有する割合）</li> <li>年齢相関（死亡した被保険者の年齢と遺族の年齢の関係）</li> </ol> </li> </ul>

を置くものである。今回の財政再計算においては、社会保障審議会年金資金運用分科会の報告をもとに設定した数値を用いている。

### 3. 被保険者数の将来推計

財政再計算において将来推計を行うにあたって、まず、将来の加入制度別の被保険者数の推計を行う。具体的には、平成13(2001)年度末(一部は平成14(2002)年度末)における加入制度別の被保険者数、日本の将来推計人口(平成14年1月推計(中位推計)、国立社会保障・人口問題研究所)及び労働力率の見通し(「労働力人口の推移」推計について(平成14年7月)、厚生労働省職業安定局)を使用し、将来の加入制度・性・年齢別の被保険者数を推計している。

このようにして、年金財政に最も大きな影響を与える要因である将来の人口構造や労働力率の将来見通しが織り込まれる。

### 4. 給付水準調整を行わない場合の給付費等の将来推計

次に、被保険者数推計や経済前提、設定した基礎数・基礎率の下で、将来の報酬総額の見通しや給付水準調整を行わない場合の給付費、基礎年金拠出金の見通しを作成する。

報酬総額の推計は、被保険者数推計に基づく被保険者数に平均報酬額を性・年齢別に乘じ、その合計をとることにより作成される。ここで、毎年度の性・年齢別の平均報酬額は、標準報酬指数や賃金上昇率等により、毎年度、シミュレーションを行うことにより作成される。また、被保険者のシミュレーションの際、年金裁定時の報酬比例部分の年金額の算定の基礎として必要となる性・年齢・加入期間別の報酬累積を再評価等しながら作成していく。

給付費の推計は、新規裁定の老齢年金についていえば、支給開始年齢到達時に生存している被保険者もしくは受給待期者(制度は脱退したが、支給開始年齢等の支給要件を満たしていない者)の性・年齢・加入期間別の人数と現役時代に加入していた期間の報酬(再評価等を行ったもの)累計から、制度内容に基づいた報酬比例部分の年金や基礎年金等の年金額が性・年齢別に算定されることになる。裁定後の受給者に係る給付費の推計については、性・年齢別に、年金失権率に従い前年度から残存している受給者数を推計しつつ、毎年度の年金改定を行う方法により、翌年度の性・年齢別の受給者数や給付額が算出されるという手順でシミュレーションが行われる。

このように算出した給付費のうち、基礎年金勘定により取り扱う給付分につい

ては、各制度の拠出金算定対象者数で按分することにより、制度別の基礎年金拠出金を算出する。

## 5. 給付水準調整期間の将来推計及び給付水準の将来推計

次に、年金財政の均衡を図るためにマクロ経済スライドにより給付水準を自動調整する期間を推計する。

具体的には、マクロ経済スライドの適用をある年度まで続けた場合の2100年度の積立度合を算出し、2100年度の積立度合が支出の1年分となるようにするためには何年間マクロ経済スライドの適用を続ける必要があるか逆算する。

給付水準の調整期間及び最終的な給付水準調整割合が決まれば、給付水準調整前の給付費等の年度毎の推計値に給付水準調整割合を乗じることにより2100年度までの各年度の給付水準調整後の給付費等が決まるので、これにより2100年度までの年金財政の財政見通しが定まる。

2で述べた各過程について、以下、その詳細を解説する。

財政再計算作業は、被保険者及び受給者に関するデータの整備から始まる。年金制度の将来の姿をより正確に描くためには膨大なデータが必要となるが、その際、個票データを管理する社会保険庁及び各共済組合の協力を得て、財政再計算に必要な各種情報を集約したデータを整備し、効率的な作業を行っている。

それらの基礎データのうち、平成16年財政再計算における初期値となる被保険者の性・年齢・被保険者期間別のデータ、年金受給者の性・年齢別データ等は、厚生年金、国民年金、共済組合ともに、平成13（2001）年度末の被保険者統計及び受給権者統計を基礎としている。

被保険者統計については、厚生年金、国民年金ともに、無作為に100分の1で抽出した個票データを性・年齢・被保険者期間別に集計することにより作成される。個票データについては、例えば、厚生年金でいえば、財政再計算で必要となる現在の標準報酬月額、過去の被保険者期間、標準報酬累計をはじめ、育児休業関係等各種情報を集約したものとなっている。なお、基礎年金給付費等を算出するため、昭和36（1961）年4月1日以降の20歳以上かつ60歳未満であった被保険者期間に関するデータも使用している。

一方、受給権者統計については、社会保険庁で管理している受給権者裁定原簿から年金の種類・年齢別に受給権者数や年金額、過去の被保険者期間などの集計を行ったものである。

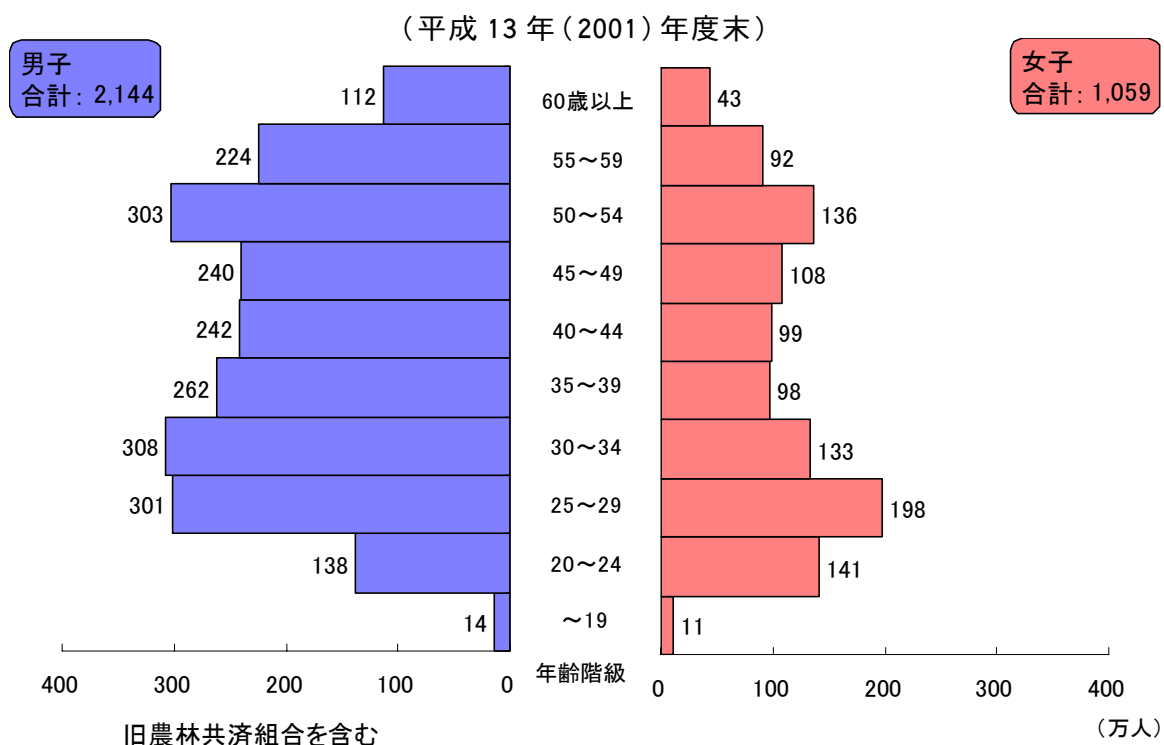
また、共済組合については、厚生年金と同程度の統計を、厚生年金保険法施行規則等に基づき、各共済組合を所管する各省を經由して各共済組合から提供を受けているところである。

以下、被保険者及び受給者の初期データについて、厚生年金、国民年金、共済組合別に解説を行う。

## 1. 被保険者の初期データ

平成 13 (2001) 年度末における厚生年金の被保険者の年齢構成は第 4 - 3 - 1 図のとおりである。男子では 30~34 歳が 308 万人、女子では 25~29 歳が 198 万人で最も多く、以降年齢が高くなるにつれて減少した後、再び増加し、50~54 歳が男子 303 万人、女子 136 万人でもう一つの山となっている。

第 4 - 3 - 1 図 厚生年金被保険者の年齢構成

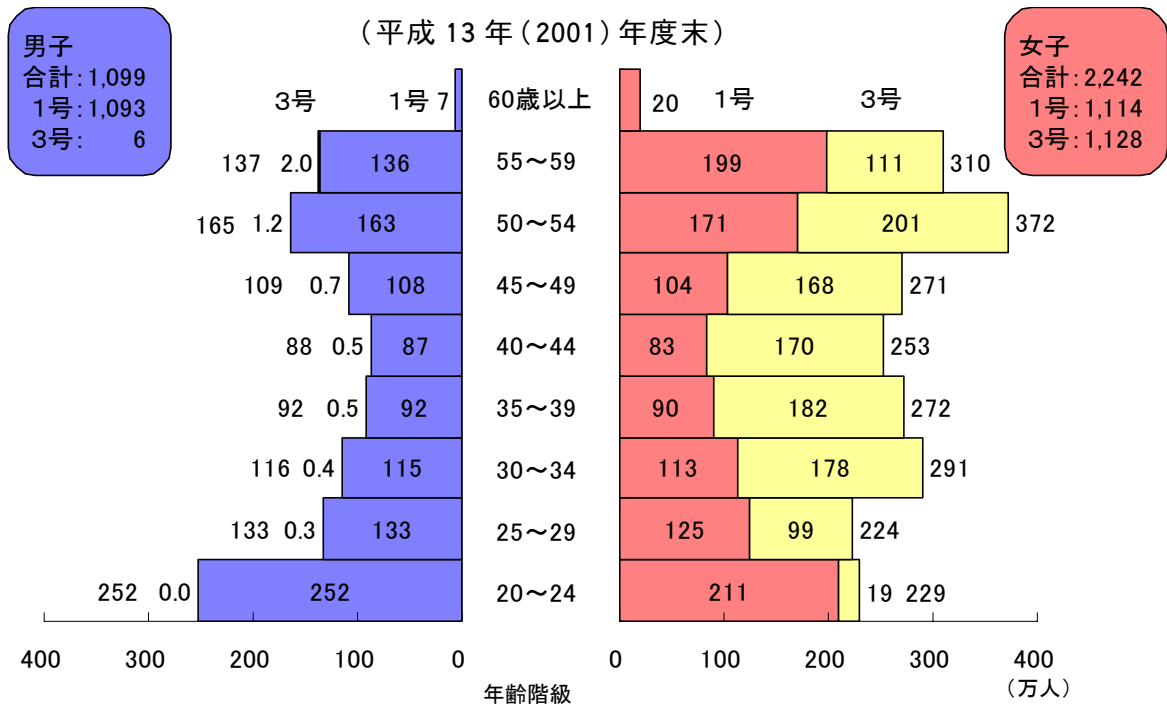


平成 13 (2001) 年度末における国民年金第 1 号 (任意加入被保険者を含む。以下同じ。) 及び第 3 号被保険者の年齢構成は第 4 - 3 - 2 図のとおりである。このような 5 歳階級別でみた場合、男子では 20~24 歳が 252 万人、女子では 50~54 歳が 372 万人で最も多くなっていることがわかる。また、第 3 号被保険者は、被用者保険の被扶養配偶者であることから、男子では第 3 号被保険者 6 万人に対し第 1 号被保険者が 1,093 万人と大部分を占めるが、女子では第 3 号被保険者 1,128 万人と第 1 号被保険者 1,114 万人がほぼ同数となっている。

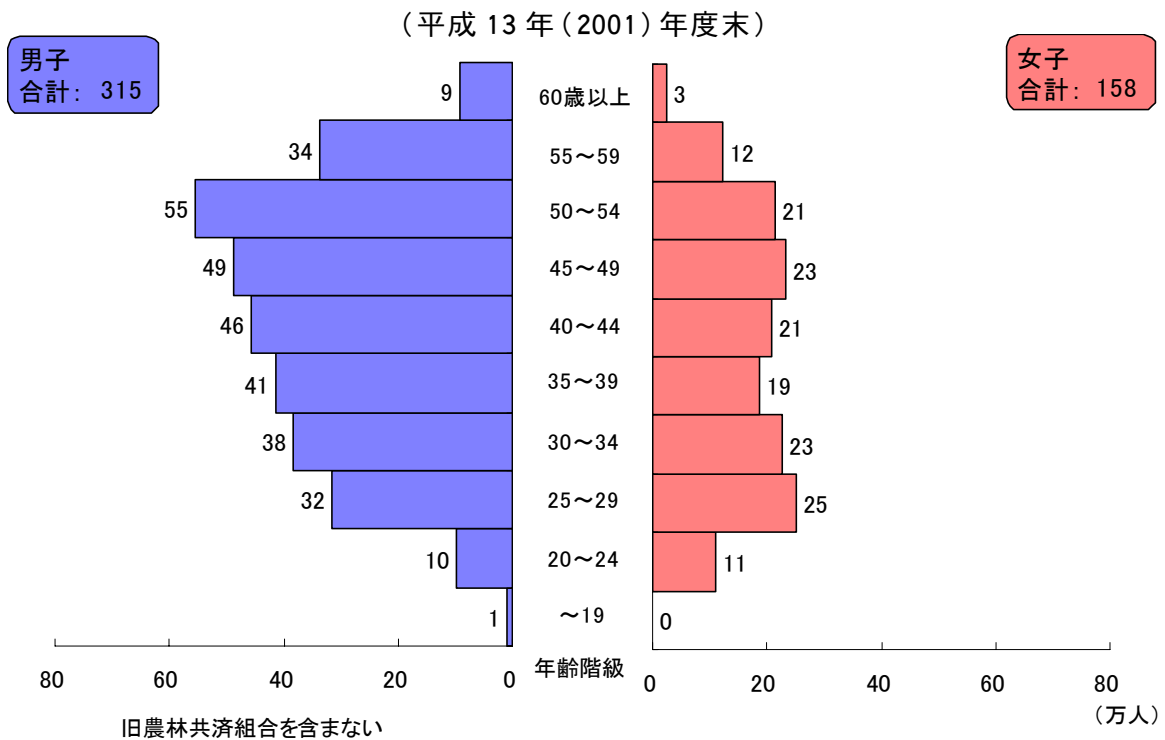
平成 13 (2001) 年度末における共済組合員の年齢構成は第 4 - 3 - 3 図のとおりである。男子では 50~54 歳が 55 万人、女子では 25~29 歳が 25 万人で最も多くなっているが、女子は、厚生年金の女子被保険者ほど M 字 (2 つの山) が顕著にみられない。



第4-3-2図 国民年金（第1号・第3号）被保険者の年齢構成



第4-3-3図 共済組合員の年齢構成



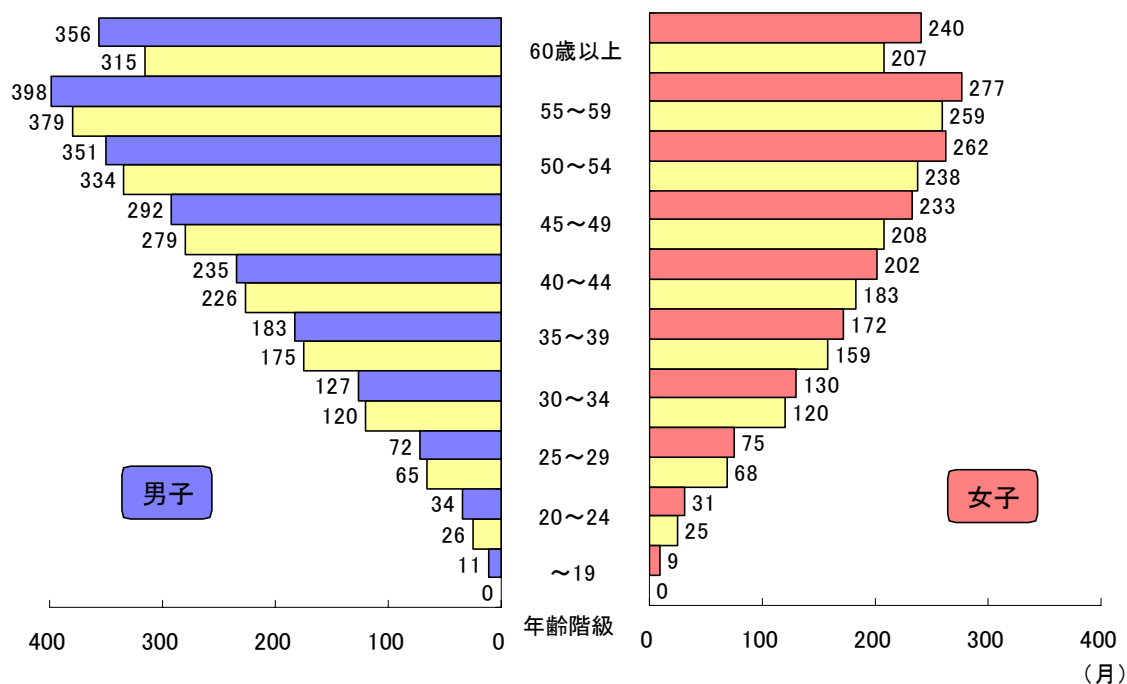
平成13(2001)年度末における厚生年金被保険者の年齢階級別の平均被保険者期間は第4-3-4図のとおりである。男女ともに60歳になるまでは年齢が高く

なるにつれて長くなっており、60歳以降では若干短くなっている。

なお、図の      部分は昭和36(1961)年4月1日以降の20歳以上かつ60歳未満であった被保険者期間に係る平均被保険者期間を示したものである。これについても、平均被保険者期間と同様の傾向がみられる。

#### 第4-3-4図 厚生年金被保険者の平均被保険者期間月数

(平成13年(2001)年度末)



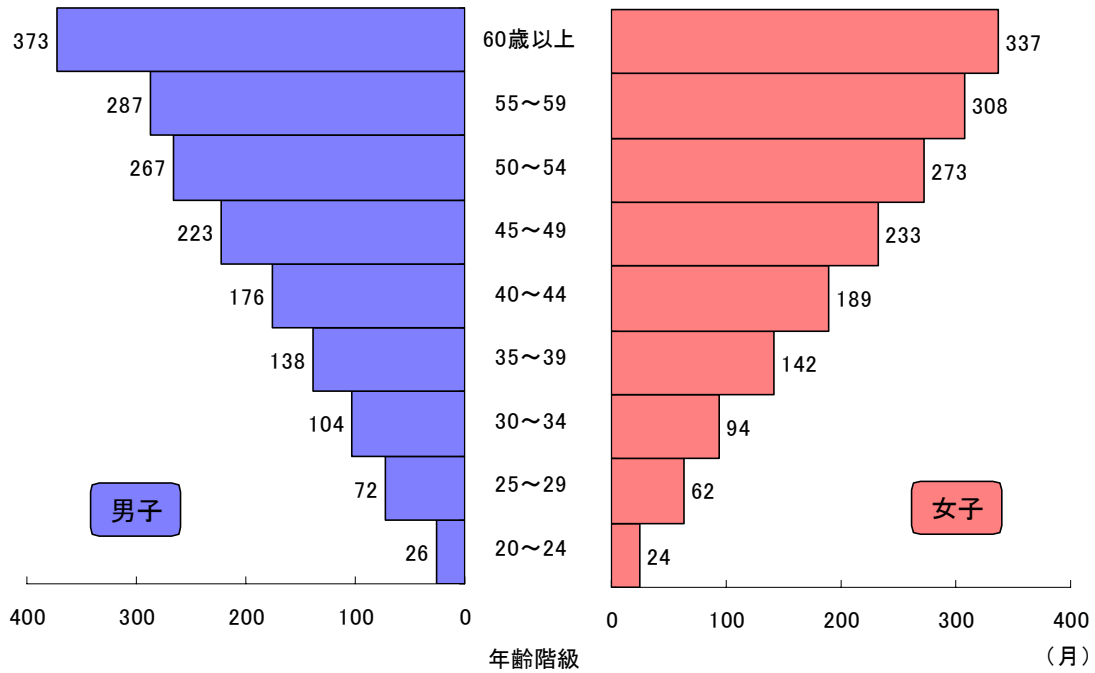
     部分は昭和36(1961)年4月1日以降の20歳以上、60歳未満であった被保険者期間  
旧農林共済組合を含む

平成13(2001)年度末における国民年金第1号及び第3号被保険者の年齢階級の平均被保険者期間は第4-3-5図のとおりである。ここでいう被保険者期間は、第1号及び第3号被保険者期間並びにこれらの期間とみなされる被保険者期間の月数を意味している。

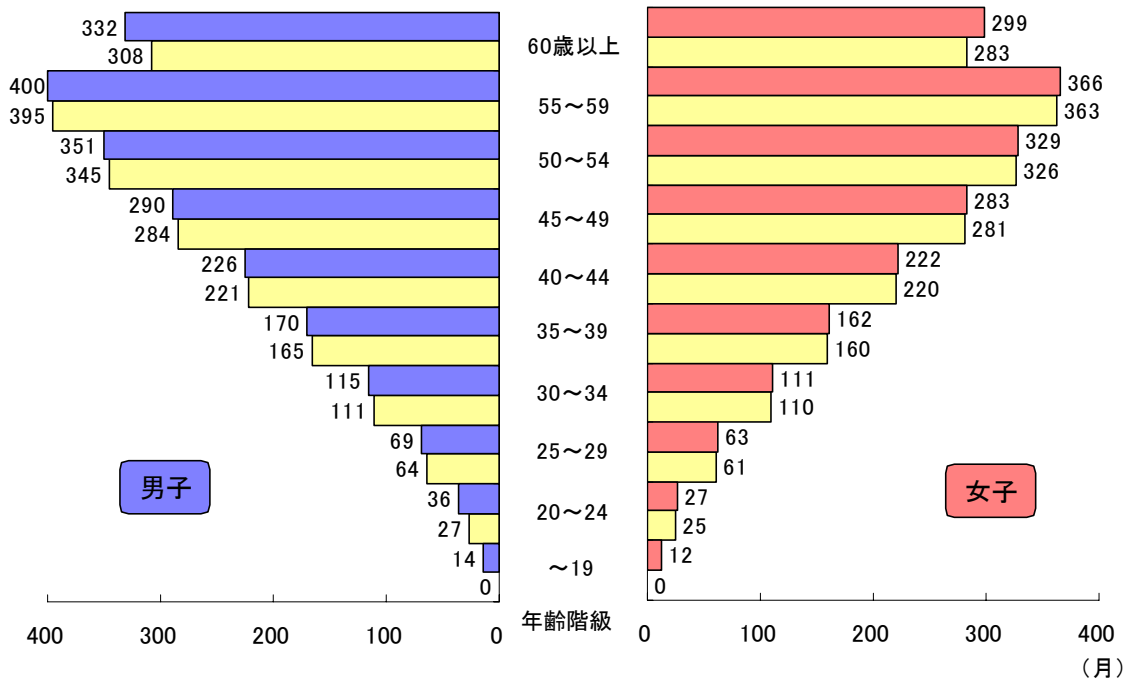
国民年金被保険者の平均被保険者期間は年齢が高くなるにつれて長くなっており、男子では60歳以上で373月、女子では337月となっている。

平成13(2001)年度末における共済組合の平均組合員期間は第4-3-6図のとおりである。男子では、55~59歳で400月、女子でも同様に55~59歳で366月と最も長くなっている。厚生年金被保険者の平均被保険者期間と比較すると、男子ではほぼ同じ傾向であるが、女子では40歳以上では、共済組合の平均組合員期間の方が長くなっている。特に女子では厚生年金被保険者に比べて、共済組合の平均組合員期間は非常に長いことがわかる。

第4-3-5図 国民年金（第1号・第3号）被保険者の平均被保険者期間月数  
（平成13年（2001）年度末）



第4-3-6図 共済組合員の平均組合員期間月数  
（平成13年（2001）年度末）

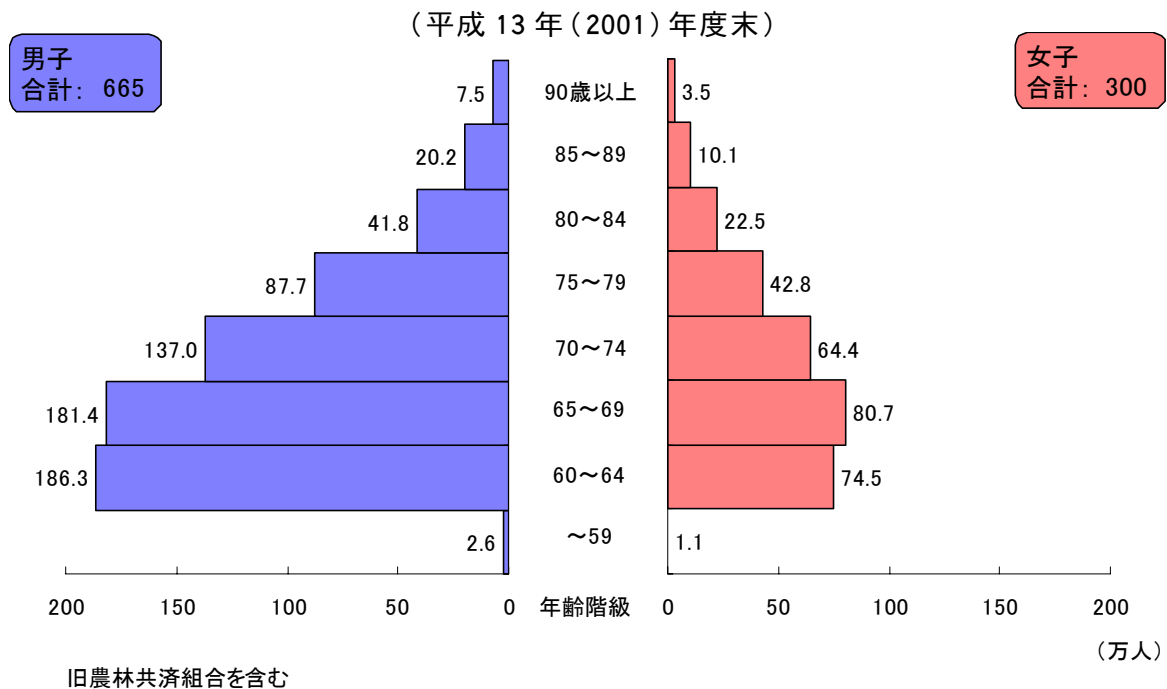


■ 部分は昭和36(1961)年4月1日以降の20歳以上、60歳未満であった被保険者期間  
旧農林共済組合を含まない

## 2. 受給者の初期データ

平成 13（2001）年度末における厚生年金老齢年金の受給権者の年齢構成は第 4－3－7 図のとおりである。ここでいう老齢年金とは、厚生年金の旧法老齢年金、旧法船員保険の老齢年金及び老齢厚生年金のうち原則として被保険者期間 20 年以上の年金のことである。男子は 60～64 歳の受給権者が最も多く 186 万人、女子は 65～69 歳の受給権者が最も多く 81 万人となっており、以降、年齢が高くなるにしたがって徐々に減少している。なお、船員・坑内員の支給開始年齢は 55 歳から経過的に引き上げられている過程にあり、厚生年金に統合された旧共済組合の受給権者もいるため、60 歳未満の受給権者も存在している。

第 4－3－7 図 厚生年金老齢年金受給権者の年齢構成



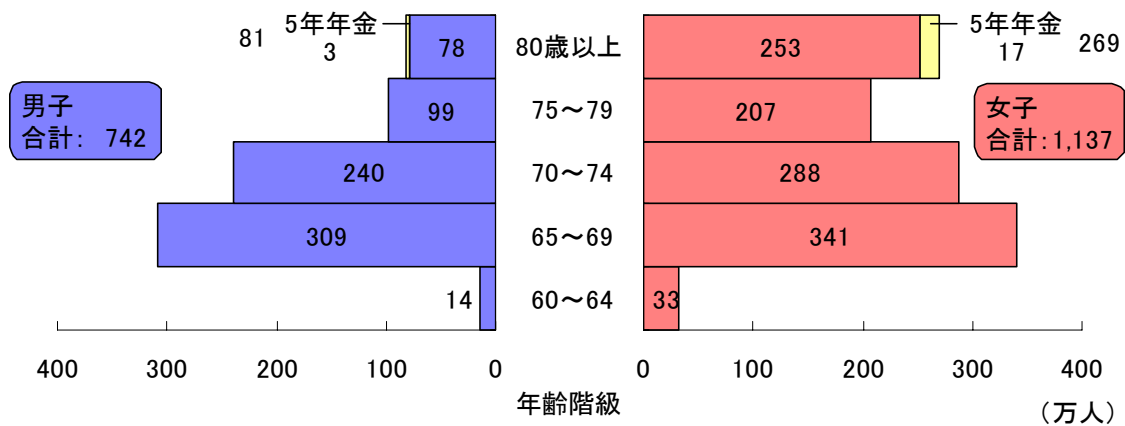
平成 13（2001）年度末における国民年金老齢年金受給権者の年齢構成は第 4－3－8 図のとおりである。ここでいう老齢年金とは、旧法老齢年金、通算老齢年金及び老齢基礎年金のことである。男女とも 65～69 歳の受給権者が最も多く、309 万人及び 341 万人となっている。75 歳以上に比べて 75 歳未満が多いのは、老齢基礎年金受給権者には、第 2 号被保険者であった者も含まれるという要因もある。

平成 13（2001）年度末における共済組合退職年金受給権者の年齢構成は第 4－3－9 図のとおりである。ここで言う退職年金とは、旧法退職年金（旧法減額退職年金を含む。）及び退職共済年金のうち原則として組合員期間 20 年以上の年金のことである。男女とも 70～74 歳の受給権者が最も多く、男子 38 万人、女子 14

万人となっており、年齢が高くなるにしたがって、徐々に少なくなっている。また、共済組合についても、経過的な給付等もあることなどから、60歳未満の受給権者が存在する。

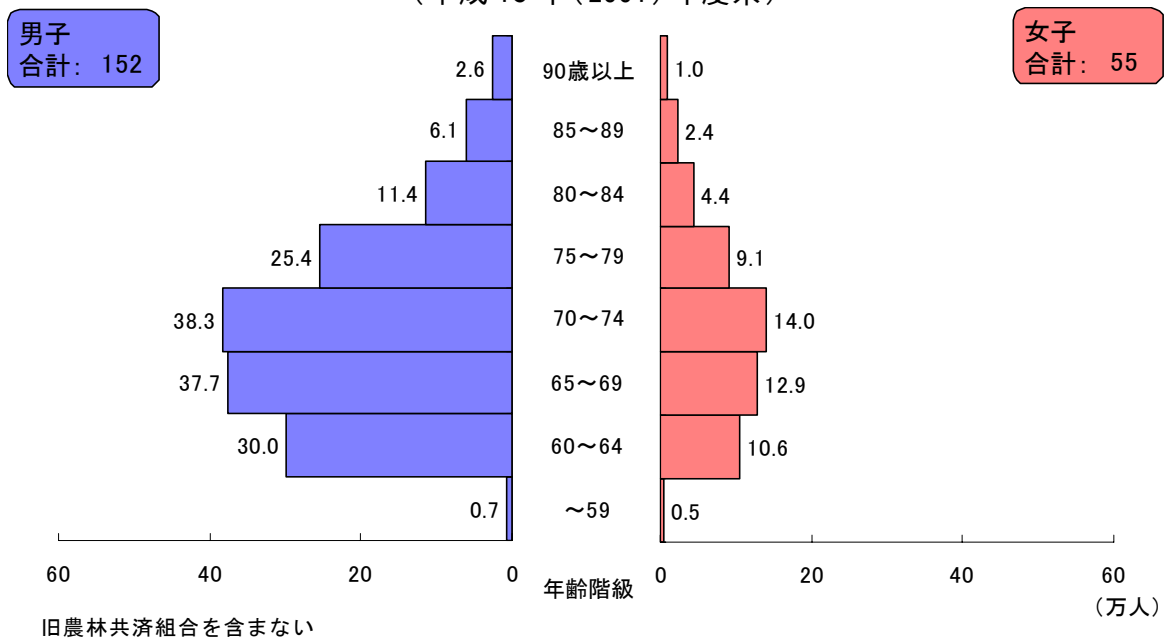
第4-3-8図 国民年金老齢年金受給権者の年齢構成

(平成13年(2001)年度末)



第4-3-9図 共済組合退職年金受給権者の年齢構成

(平成13年(2001)年度末)



## 1. 設定の基本的考え方

財政再計算の基礎率としての経済前提については、平成 11 年財政再計算では、過去実績の平均をもとに、経済成長率の将来予測などを総合的に勘案して設定していたが、今回の財政再計算では、社会保障審議会年金資金運用分科会における議論などをふまえ、平成 21(2009)年度以降の長期的な経済前提については、過去の実績を基礎としつつ、日本経済の潜在成長率の見通しや労働力人口の見通し等を反映したマクロ経済に関する試算に基づいて設定することとした。なお、平成 20(2008)年度までの経済前提については、内閣府が作成した改革と展望に準拠することとした。

## 2. 物価上昇率の設定

### (1) 足下(平成 20(2008)年まで)の設定

平成 16(2004)年から平成 20(2008)年までの期間については、内閣府の「改革と展望－2003 年度改定 参考資料」における、平成 16(2004)から平成 20(2008)年度までの消費者物価上昇率を用いた。

### (2) 長期(平成 21(2009)年以降)の設定

平成 21(2009)年以降は、消費者物価上昇率の過去 20 年（昭和 58(1983)から平成 14(2002)年）平均が 1.0%であることや、内閣府の「改革と展望－2003 年度改定 参考資料」において、平成 16(2004)年度から平成 20(2008)年度の平均消費者物価上昇率が 1.0%であることから、1.0%と設定した。

## 3. 実質賃金上昇率と実質運用利回りの設定

### (1) 平成 20(2008)年度までの設定

平成 16(2004)年度から平成 20(2008)年度までの期間については、内閣府

の「改革と展望－2003年度改定 参考資料」における実質経済成長率（名目経済成長率－消費者物価上昇率）及び長期金利の見通しや、厚生労働省職業安定局による労働力率の見通し等を基礎として、5年間の平均として、これらと整合的な実質賃金上昇率及び実質長期金利（10年国債応募者利回り－消費者物価上昇率）の推計を行った。

具体的には、5年間平均の名目経済成長率は、1.9%程度、労働力率の見通しを用いて推計される労働力人口増加率は同0.1%程度であることから、名目賃金上昇率は、労働力人口1人当たり名目経済成長率と同じであるとみて1.8%とし、この間の消費者物価上昇率が平均1.0%であることから実質賃金上昇率は0.8%と設定した。

次に、内閣府の見通しによると5年間平均で名目長期金利は1.9%程度、消費者物価上昇率は1.0%程度であることから、実質長期金利は0.9%程度とした。

なお、この結果は、社会保障審議会年金資金運用分科会において、直近のイールドカーブ等からみて概ね違和感のない水準であるとされた。

さらに一定のリスクをとり、国内外の株式等を組み入れた分散投資を行う場合には、運用利回りの見込み値は長期金利よりも高くなると考えられる。現行の基本ポートフォリオは、国内株式、外国債券、外国株式というリスク・リターンの異なる資産を組み入れることにより、運用収入が年金財政上の予定を下回るリスクを最小にするという考え方に基づいて設定されており、結果として全額国内債券で運用する場合と同程度の利回り変動リスクをとりつつ、国内債券の期待収益率を0.5%上回る期待収益率が見込まれている。

このことから、今回は分散投資により追加的に確保することのできる運用利回りの上限を0.5%と見込んだ。この追加的に確保される運用利回りの幅（0～0.5%）を考慮すると、実質運用利回り（積立金運用利回り－消費者物価上昇率）は、0.9～1.4%程度と見込まれることから、財政再計算においてはその中間値をとって実質運用利回りは1.1%と設定した。

第 4 - 4 - 1 表 足下の実質賃金上昇率等の設定の根拠

(%)

	名目経済 成長率	消費者物価 上昇率	労働力人口 増加率	名目 長期金利
平成 16(2004)	0.5	△0.2	0.44	1.3
17(2005)	1.4	0.5	0.35	1.5
18(2006)	2.1	1.2	0.02	1.8
19(2007)	2.5	1.5	△0.21	2.3
20(2008)	2.9	1.9	△0.22	2.8

5年平均	1.9	1.0	0.07	1.9
------	-----	-----	------	-----

出典：労働力人口増加率は厚生労働省の見通し。その他は内閣府「改革と展望－2003年度改定」の参考資料。

## (2) 平成 21(2009)年度以降の設定

長期の設定については、社会保障審議会年金資金運用分科会の報告「運用利回りの範囲について（検討結果の報告、平成 15 年 8 月 27 日）」におけるケース 2 として示された実質賃金上昇率及び実質運用利回りの中央値（端数切捨）を基準ケースとして使用した。（経済好転ケースはケース 1、経済悪化ケースはケース 3 を使用。）

具体的には、生産性の向上など経済成長の原動力となる全要素生産性（TFP）上昇率に関して、基準ケースでは 0.7%（経済好転ケースでは 1.0%、経済悪化ケースでは 0.4%）と設定し、マクロ経済に関する基本的な関係式を用いて、平成 20(2008)年度から平成 44(2032)年度までの平均の労働力人口 1 人当たり実質 GDP 成長率及び日本経済全体の利潤率を推計した。

なお、TFP 上昇率については、平成 19(2007)年度までは「改革と展望－2002 年度改定（内閣府）」の参考試算と整合的になるように 0.2%と設定し、平成 20(2008)年度以降の長期的な設定は、平成 13 年度年次経済財政報告における中長期的な潜在成長率の推計において、構造改革の実行を前提として中長期的には年 0.5～1%程度に高まることは十分可能とされていることに準拠して設定したものである。

過去において長期的にみると、日本経済全体の利潤率と実質長期金利とは概ね比例関係にあることから、過去 15～25 年間程度の平均の実質長期金利（10 年国債応募者利回り－消費者物価上昇率）の水準（2.8～3.4%程度）に、推計で得られた将来（2008～2032 年度）の利潤率の過去の利潤率に対する比



率（0.55～0.7 程度）を乗じることにより、将来の実質長期金利の水準の推計を行った。

また、実質賃金上昇率は、労働力人口1人当たり実質GDP成長率と同程度とみた。

前述したとおり、分散投資により追加的に確保することのできる運用利回りの上限を0.5%と見込んで、実質運用利回り（積立金運用利回り－消費者物価上昇率）の上限は、推計された実質長期金利の上限に0.5%を加えたものと見込んだ。

その結果、1人当たり実質賃金上昇率（対物価上昇率）は基準ケースで1.1～1.2%程度（経済好転ケース1.5～1.6%程度、経済悪化ケース0.8%程度）となったことから、財政再計算では、その中間値をとって基準ケースで1.1%（経済好転ケース1.5%、経済悪化ケース0.8%）と設定した。

また実質運用利回りは基準ケースで1.8～2.6%程度（経済好転ケース1.9～2.7%程度、経済悪化ケース1.7～2.5%程度）となったことから、同じく中間値をとって基準ケースで2.2%（経済好転ケース2.3%、経済悪化ケース2.1%）と設定した。

なお、この結果、実質的な運用利回り（積立金運用利回り－賃金上昇率）は基準ケースで1.1%（経済好転ケース0.8%、経済悪化ケース1.3%）となった。

## 4. 長期の設定の詳細

### (1) 推計の枠組み

20～30年の長期の期間における一国経済の成長の見込み等について推計を行う成長経済学の分野においては、新古典派経済学の標準的な生産関数であるコブ・ダグラス型生産関数に基づいて推計を行うのが一般的である。

コブ・ダグラス型生産関数とは、GDPの資本と労働に対する分配率が一定という仮定の下で、GDPを資本と労働の関数として表すものである。

コブ・ダグラス生産関数の下では、生産技術等が変化しなければ、経済成長率（実質GDP成長率）は、「資本成長率×資本分配率」と「労働成長率×労働分配率」の合計に等しくなるが、実際には生産技術等の進歩があるためにこの合計以上の成長が観測されており、その差を全要素生産性（TFP）上昇率と定義している。

労働力人口1人当たりのGDP成長率は、「GDP成長率－労働成長率」であることから、以下の式で表される。

$$\begin{aligned} & \text{労働力人口1人当たりの実質GDP成長率（1人当たり実質賃金上昇率）} \\ & = (\text{資本成長率} - \text{労働成長率}) \times \text{資本分配率} + \text{全要素生産性上昇率} \end{aligned}$$

（注）労働分配率－1＝－資本分配率であることを用いた。

ここで、資本成長率は、総投資率と資本減耗率を用いて、以下のように表される。

$$\text{資本成長率} = \text{総投資率} \times \text{GDP} \div \text{資本ストック} - \text{資本減耗率}$$

さらに、日本経済の利潤率は資本分配率と資本減耗率を用いて、以下のように表される。

$$\text{利潤率} = \text{資本分配率} \times \text{GDP} \div \text{資本ストック} - \text{資本減耗率}$$

これらの式を用いると、a. 全要素生産性上昇率、b. 資本分配率、c. 資本減耗率、d. 総投資率の4つのパラメータを設定すれば、財政再計算における労働力人口の見通しと整合的な

- ア 労働力人口1人当たり実質GDP成長率  
（1人当たり実質賃金上昇率）

## イ 利潤率

の値を逐年、推計できる。

なお、将来の労働力投入については、労働力人口の推移だけでなく1人当たり労働時間の推移も影響するが、ここでは、1人当たり労働時間は変化しないものとして推計を行った。

## (2) パラメータの設定と推計結果

推計のパラメータは次により設定した。

### a. 全要素生産性上昇率 (TFP)

平成13年度年次経済財政報告(内閣府)において、構造改革の実行を前提として長期的には0.5~1.0%に高まることは十分可能とされていることから、平成20(2008)年度以降、基準ケース0.7%(経済好転ケース1.0%、経済悪化ケース0.4%)と設定。なお、平成19(2007)年度までの足下の全要素生産性上昇率は、「改革と展望-2002年度改定(内閣府)」の参考試算における平成15(2003)~19(2007)年度の実質経済成長率の見通しと整合性のある数値として0.2%と設定。

### b. 資本分配率

「1-雇用者所得/(固定資本減耗+営業余剰+雇用者所得)」の平成4(1992)~平成13(2001)年度の10年間の実績平均(国民経済計算年報 平成15年版)に基づき37.3%と設定。

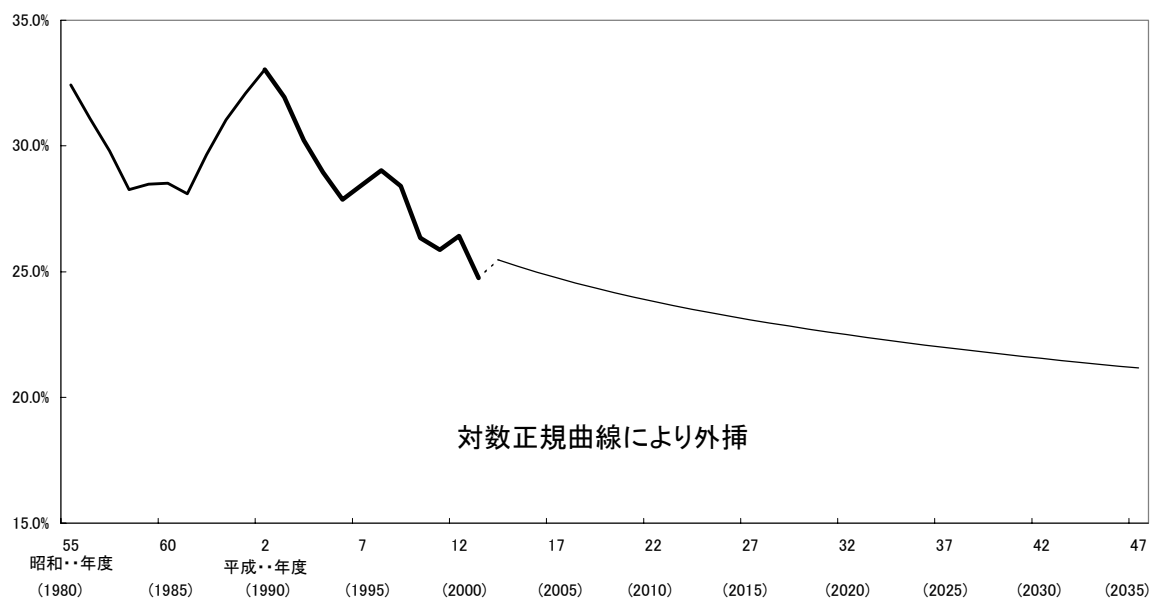
### c. 資本減耗率

「固定資本減耗/有形固定資産」の平成4(1992)~平成13(2001)年度の10年間の実績平均(国民経済計算年報 平成15年版)に基づき8.2%と設定。

### d. 総投資率

過去の実績の傾向を、第4-4-1図のとおり対数正規曲線により外挿し、平成44(2032)年度には21.4%になるものと設定。

第4-4-1図 総投資率の推移



推計の過程は第4-4-2表のとおりであり、平成20(2008)～44(2032)年度の1人当たり実質賃金上昇率は1.1～1.2%、利潤率は6.5%と見込まれている。なお、この間の労働力人口の平均伸び率は-0.5%であることから、実質経済成長率は0.6～0.7%と見ていることになる。

第4-4-2表 1人あたり実質賃金上昇率及び利潤率の推計

年度	労働力人口		全要素生産性 上昇率(TFP) (3)	資本分配率 (4)	資本減耗率 (5)	総投資率 (6)	実質GDP (平成13年度基準) (7)	資本 (8)	資本成長率 (9)	実質経済 成長率 (10)	1人当たり 実質賃金上昇率 (11)	利潤率 (12)
	(1)	伸び率 (2)										
平成12 (2000)	67,553						10億円	10億円				
13 (2001)	67,319	-0.3%	0.20%	37.3%	8.2%	24.7%	502,602	1,164,029				
14 (2002)	66,947	-0.6%	0.20%	37.3%	8.2%	25.5%	506,597	1,193,413	2.5%	0.8%	1.35%	7.7%
15 (2003)	67,235	0.4%	0.20%	37.3%	8.2%	25.2%	513,996	1,225,096	2.7%	1.5%	1.03%	7.5%
16 (2004)	67,531	0.4%	0.20%	37.3%	8.2%	25.0%	521,085	1,254,757	2.4%	1.4%	0.94%	7.3%
17 (2005)	67,765	0.3%	0.20%	37.3%	8.2%	24.8%	527,565	1,282,539	2.2%	1.2%	0.90%	7.2%
18 (2006)	67,778	0.0%	0.20%	37.3%	8.2%	24.5%	532,668	1,308,493	2.0%	1.0%	0.95%	7.0%
19 (2007)	67,635	-0.2%	0.20%	37.3%	8.2%	24.4%	536,670	1,332,474	1.8%	0.8%	0.96%	6.9%
20 (2008)	67,484	-0.2%	0.70%	37.3%	8.2%	24.2%	542,974	1,354,420	1.6%	1.2%	1.40%	6.8%
21 (2009)	67,305	-0.3%	0.70%	37.3%	8.2%	24.0%	548,964	1,375,097	1.5%	1.1%	1.37%	6.7%
22 (2010)	67,268	-0.1%	0.70%	37.3%	8.2%	23.8%	555,517	1,394,562	1.4%	1.2%	1.25%	6.7%
23 (2011)	67,261	0.0%	0.70%	37.3%	8.2%	23.7%	562,125	1,413,078	1.3%	1.2%	1.20%	6.7%
24 (2012)	66,967	-0.4%	0.70%	37.3%	8.2%	23.5%	567,140	1,430,759	1.3%	0.9%	1.33%	6.6%
25 (2013)	66,621	-0.5%	0.70%	37.3%	8.2%	23.4%	571,727	1,447,317	1.2%	0.8%	1.32%	6.6%
26 (2014)	66,275	-0.5%	0.70%	37.3%	8.2%	23.2%	576,145	1,462,770	1.1%	0.8%	1.29%	6.5%
27 (2015)	65,965	-0.5%	0.70%	37.3%	8.2%	23.1%	580,605	1,477,188	1.0%	0.8%	1.24%	6.5%
28 (2016)	65,611	-0.5%	0.70%	37.3%	8.2%	23.0%	584,697	1,490,689	0.9%	0.7%	1.24%	6.5%
29 (2017)	65,295	-0.5%	0.70%	37.3%	8.2%	22.8%	588,865	1,503,281	0.8%	0.7%	1.20%	6.5%
30 (2018)	65,003	-0.4%	0.70%	37.3%	8.2%	22.7%	593,062	1,515,073	0.8%	0.7%	1.16%	6.4%
31 (2019)	64,728	-0.4%	0.70%	37.3%	8.2%	22.6%	597,261	1,526,155	0.7%	0.7%	1.13%	6.4%
32 (2020)	64,441	-0.4%	0.70%	37.3%	8.2%	22.5%	601,305	1,536,599	0.7%	0.7%	1.12%	6.4%
33 (2021)	64,184	-0.4%	0.70%	37.3%	8.2%	22.4%	605,446	1,546,439	0.6%	0.7%	1.09%	6.4%
34 (2022)	63,928	-0.4%	0.70%	37.3%	8.2%	22.3%	609,533	1,555,757	0.6%	0.7%	1.07%	6.5%
35 (2023)	63,638	-0.5%	0.70%	37.3%	8.2%	22.2%	613,361	1,564,597	0.6%	0.6%	1.08%	6.5%
36 (2024)	63,308	-0.5%	0.70%	37.3%	8.2%	22.1%	616,883	1,572,952	0.5%	0.6%	1.09%	6.5%
37 (2025)	62,963	-0.5%	0.70%	37.3%	8.2%	22.0%	620,240	1,580,805	0.5%	0.5%	1.09%	6.5%
38 (2026)	62,616	-0.6%	0.70%	37.3%	8.2%	21.9%	623,520	1,588,173	0.5%	0.5%	1.08%	6.5%
39 (2027)	62,212	-0.6%	0.70%	37.3%	8.2%	21.8%	626,377	1,595,088	0.4%	0.5%	1.10%	6.5%
40 (2028)	61,767	-0.7%	0.70%	37.3%	8.2%	21.7%	628,889	1,601,506	0.4%	0.4%	1.12%	6.5%
41 (2029)	61,290	-0.8%	0.70%	37.3%	8.2%	21.6%	631,111	1,607,403	0.4%	0.4%	1.13%	6.5%
42 (2030)	60,747	-0.9%	0.70%	37.3%	8.2%	21.6%	632,810	1,612,768	0.3%	0.3%	1.16%	6.5%
43 (2031)	60,348	-0.7%	0.70%	37.3%	8.2%	21.5%	635,331	1,617,543	0.3%	0.4%	1.06%	6.5%
44 (2032)	59,750	-1.0%	0.70%	37.3%	8.2%	21.4%	636,484	1,621,964	0.3%	0.2%	1.17%	6.5%
推計方法							前年度の⑦ ×(1+当年度の⑩)	前年度の⑧ ×(1+当年度の⑨)	前年度の (⑥×⑦)÷⑧-⑤)	③+④×⑨ +(1-④)×②	⑩-②	④×⑦÷⑧ -
平成20(2008)~44(2032)年度平均											1.18%	6.5%

(3) 予定運用利回りの設定

過去における実質長期金利（10年国債応募者利回り）と日本経済全体の利潤率の間には正の相関が認められるので、実質長期金利の過去15~24年間の平均を基礎として、過去の利潤率と推計した将来の利潤率の比率を乗じることによって、将来の実質長期金利を推計した。

なお、過去の実績をとる期間は、金利自由化後の昭和53(1978)年以降としている。

第4-4-3表 基準ケースの場合の実質長期金利の推計結果

	実質長期金利 (過去平均) ①	利潤率 (過去平均) ②	利潤率 (推計値) ③	利潤率 低下割合 ④=③÷②	実質長期金利 (推計値) ⑤=①×④
過去24年度	3.27%	11.2%	6.5%	0.58	1.90%
過去20年度	3.40%	10.6%	6.5%	0.61	2.08%
過去15年度	2.80%	9.9%	6.5%	0.66	1.85%

過去の実績をとる期間を15年、20年、24年と3通りとって推計を行い、平成20(2008)～平成44(2032)年度における実質長期金利(10年国債応募者利回り)は1.8～2.1%の範囲(基準ケース)と推計した。

分散投資により追加的に得られる収益率の見込みが最大0.5%であることから、実質運用利回りの範囲は1.8～2.6%とした。

第4-4-4表 実質的な運用利回り等の範囲

	実質賃金上昇率 (対物価上昇率)	実質運用利回り (対物価上昇率)	実質的な運用利回り (対賃金上昇率)
足元(2003～2007年度)			
	0.9～1.0%程度	1.6～2.1%程度	0.7～1.1%程度
長期(2008年度以降)			
ケース1 (TFP上昇率1.0%)	1.5～1.6%程度	1.9～2.7%程度	0.4～1.1%程度
ケース2 (TFP上昇率0.7%)	1.1～1.2%程度	1.8～2.6%程度	0.7～1.4%程度
ケース3 (TFP上昇率0.4%)	0.8%程度	1.7～2.5%程度	0.9～1.7%程度

基礎率のうちの人口学的要素の基礎率（本節においては単に基礎率という）は、被保険者数、年金受給者数等が今後どのように変化していくのかを推計するために用いられるものである。

基礎率には、被保険者数の変化を推計するための総脱退力、死亡脱退力や、被保険者の標準報酬の変化（定期昇給分）を推計するための標準報酬指数、受給者数の変化を推計するための各種年金失権率や障害年金発生力、障害年金受給者を障害等級別に分ける障害等級割合等があり、財政再計算の都度、それまでの実績等を踏まえて見直しが行われる。

今回の財政再計算において使用した基礎率は、基本的に、平成 11（1999）年度から平成 13（2001）年度にかけての被保険者統計及び年金受給権者統計に基づいて性・年齢別に作成したものである。

また、将来の給付費等の推計のために行うシミュレーションは各制度毎に行うことから、厚生年金、国民年金（第 1・3 号被保険者のみ。以下同様。）、各共済組合毎に基礎率を作成している。共済組合については、各共済組合を所管する各省を經由して各共済組合から提供を受けた被保険者及び受給権者に関するデータに基づいて、基礎率を作成している。

以下、平成 16 年財政再計算において使用した主な基礎率について解説する。

## 1. 厚生年金

厚生年金の総脱退力は第 4-5-1 図、第 4-5-2 図のとおりである。総脱退力とは、各年齢において被保険者が制度から脱退する確率のことであり、性・年齢別に過去 3 年間平均で捉えた年度内脱退者数を年度平均被保険者数で割り、一定の平滑化を行うことにより算定している。厚生年金では、男女とも会社間の移動の多い若年齢層や 50 歳台後半以降において値が大きくなっており、さらに、女子については、結婚・出産による脱退であると思われる 20 歳台後半に山がみられる。

厚生年金の死亡脱退力は第 4-5-3 図、第 4-5-4 図のとおりである。死亡脱退力とは、各年齢において被保険者が死亡する確率のことであり、死亡時に

遺族年金の支給要件を満たす被扶養者がいれば遺族年金の発生につながるようになる。死亡脱退力は、性・年齢別に過去3年間平均で捉えた年度内死亡者数を年度平均被保険者数で割ったものを基に、生命表の死亡率を参考にして設定している。厚生年金の死亡脱退力は、全般的に男女とも全人口の死亡率に比べて、低い値となっている。

厚生年金の障害年金発生力は第4-5-5図、第4-5-6図のとおりである。障害年金発生力とは、各年齢において被保険者が障害者となり障害年金を受給し始める確率のことであり、性・年齢別に過去3年間平均で捉えた年度中新規裁定障害年金受給権者数を年度平均被保険者数で割ることにより算定している。厚生年金の障害年金発生力は、男女共通して年齢とともに高くなる傾向にある。

厚生年金の老齢年金失権率は第4-5-7図、第4-5-8図のとおりである。老齢年金失権率とは、その年齢の老齢年金受給者が向こう1年間に失権する確率のことである。老齢年金受給者が失権するのは、受給者が死亡したときのみであるから、老齢年金失権率は、老齢年金受給者の死亡率であるといえる。老齢年金失権率は、性・年齢別に過去3年間平均で捉えた年度中年金失権者数を年度平均年金受給者数で割ったものを基に、生命表の死亡率を参考として設定している。ちなみに、以下解説する障害年金失権率、遺族年金失権率についてもほぼ同様の方法で算出している。

厚生年金の障害年金失権率は第4-5-9図、第4-5-10図のとおりである。障害年金失権率とは、その年齢の障害年金受給者が失権する確率のことである。障害年金の受給者が失権するのは、老齢年金同様、受給者が死亡したときであり、また、障害者の死亡率は障害のない者に比べて高く、障害年金失権率は、老齢年金失権率よりも高くなっている。障害年金失権率は、年齢が高くなるにつれて高くなる傾向にある。

遺族である妻及び夫についての厚生年金の遺族年金失権率は第4-5-11図、第4-5-12図のとおりである。遺族年金失権率とは、その年齢の遺族年金受給者が失権する確率のことである。遺族年金受給者が失権するのは、受給者が死亡した場合の他に、婚姻をした場合などがある。ここでいう妻、夫とは、受給者（遺族）の状態を表すものであり、男子が死亡した場合は妻に、女子が死亡した場合は子または夫に受給権が付与されるとして推計を行っている。厚生年金についていえば、妻の失権率、すなわち、再婚あるいは死亡する確率は、40歳頃までは年齢とともに低くなり、その後低いまま推移、60歳台後半から高くなるというU字型をしている。これは40歳頃までは、遺族となっても再び婚姻をする場合が多いためと考えられる。また、夫の失権率は、年齢とともに高くなっている。夫に支給される遺族厚生年金については、被保険者である妻が死亡当時、55歳以上でなければ受給権が発生しないため、失権率も55歳からのみ作成している。また、



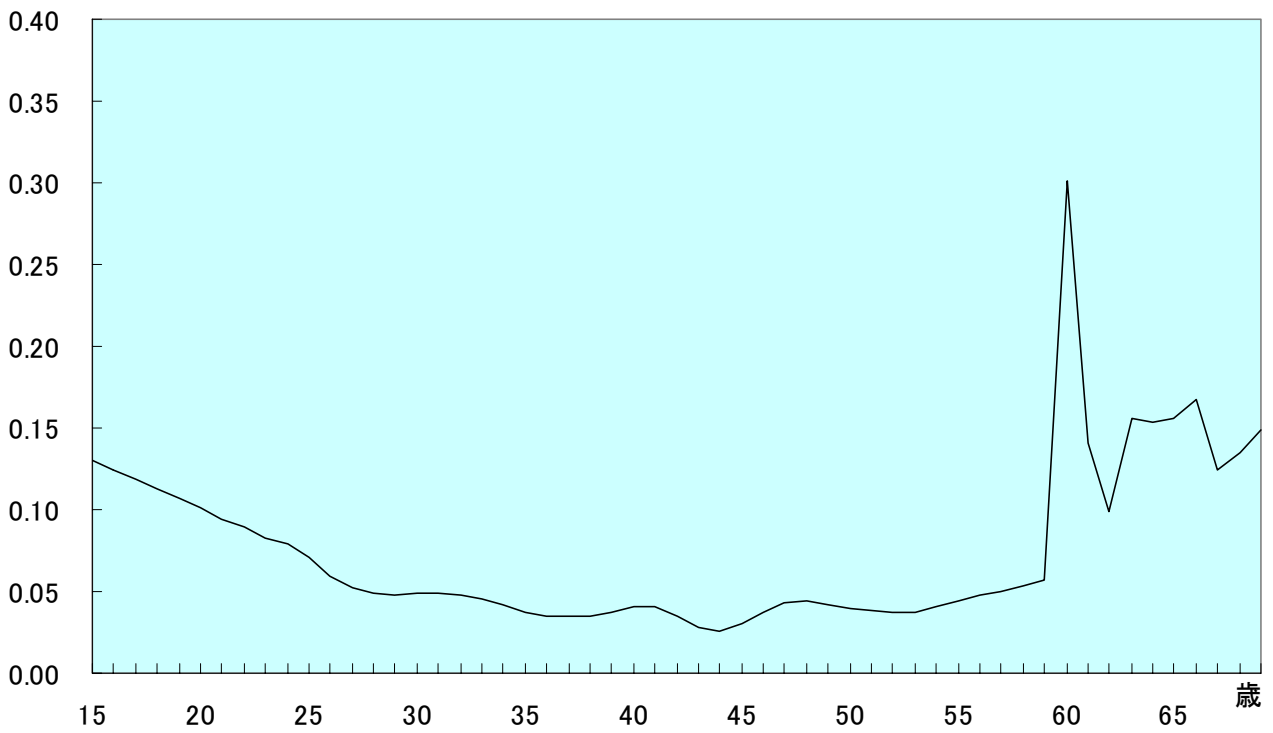
年齢の若い女性被保険者が死亡した場合には、子に受給権が付与されるものとしているが、その失権率については後述の基礎資料を参照されたい。

妻及び子、夫への厚生年金の遺族年金発生割合は第4-5-13図、第4-5-14図のとおりである。遺族年金発生割合とは、当該年齢の被保険者及び老齢年金・障害年金受給者が死亡した場合に、遺族年金が支給される遺族が存在する確率のことである。ここでいう妻及び子、夫とは、遺族年金失権率と同様、受給者（遺族）の状態を表している。厚生年金の遺族年金発生割合の作成にあたっては、妻への場合は、平成12年国勢調査の配偶者状況を参考に作成している。また、夫への場合は、厚生年金の老齢年金受給権者に対する加給対象配偶者の割合の実績に基づき、平成12年国勢調査の配偶者状況を参考として割合を作成している。また、子への場合は、健康保険被保険者実態調査における被保険者に対する被扶養者の割合を参考として作成している。この結果、妻への遺族年金発生割合は若年層では年齢とともに高くなり、40～70歳台で安定した後、年齢とともに低くなる逆U字型となっている。一方、死亡した被保険者が女子である場合には、50歳を境に2つの率を作成している。50歳未満については、遺族が子である場合、50歳以上については、遺族が夫である場合である。

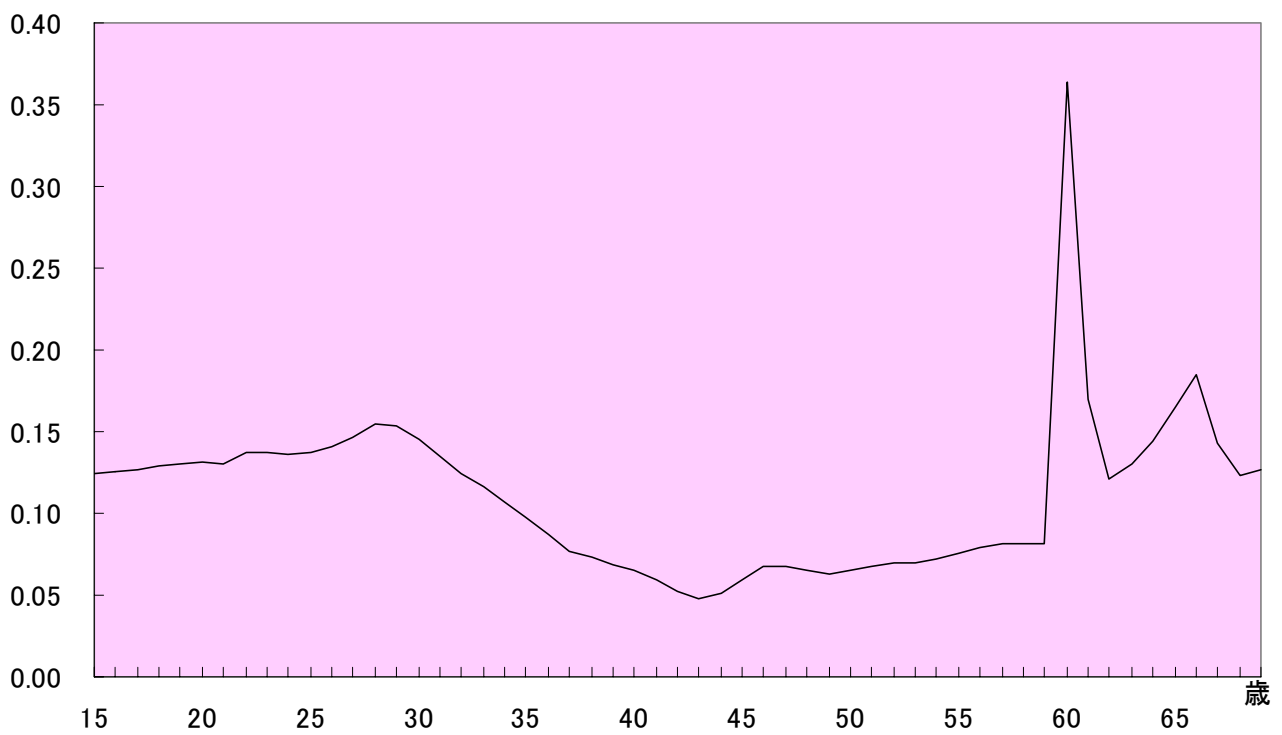
厚生年金の標準報酬指数は第4-5-15図、第4-5-16図のとおりである。標準報酬指数とは、被保険者の各年齢の標準報酬の水準を20.5歳を1として指数化したものである。標準報酬指数は、過去3年間の性・年齢別の標準報酬月額平均値と、性・年齢別のボーナス支給割合（＝年間のボーナス総額／年間の標準報酬月額総計、賃金構造基本統計調査の特別集計を基に作成）に基づき作成している。男子では年齢とともに高くなり50歳頃にピークを迎えた後、低くなっているが、女子では、若年層においては年齢とともに高くなるものの30歳以降はほぼ横ばいとなっている。

その他、厚生年金の将来推計において使用している基礎率として再加入率がある。被保険者の動向については、毎年度、制度から脱退する者もいれば、加入してくる者もいる。加入してくる者については、厚生年金制度に初めて加入してくる者もいれば、過去に厚生年金制度に加入していたが脱退し、その後、再び加入してきたという者もいる。将来推計上は、加入者を、制度に初めて加入してくる者と再加入者に分けて計算を行っている。再加入率は、加入者のうちの再加入者である者の割合を、実績統計をもとに作成している。再加入率は、第4-5-17図、第4-5-18図にあるとおり、若年層では年齢とともに高くなるが、20歳台後半でピークに達し、それ以上の年齢層では7～8割でほぼ一定である。

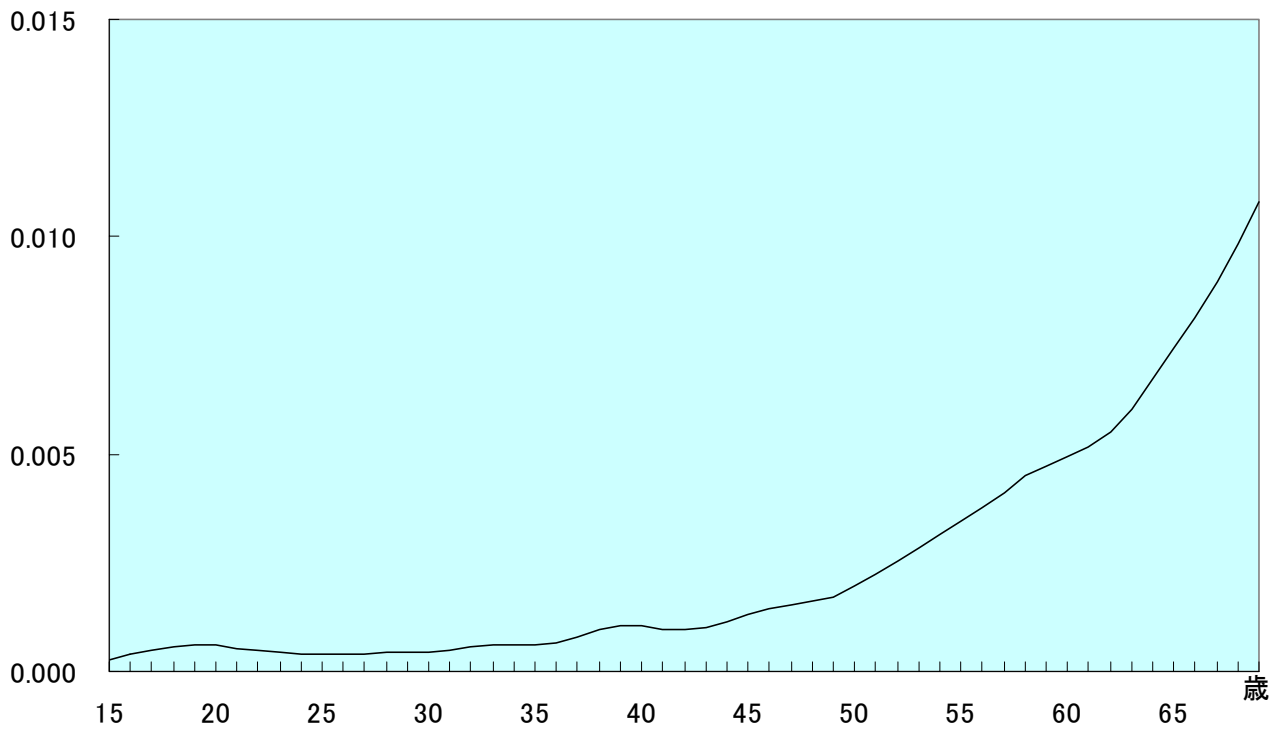
第4-5-1図 厚生年金総脱退力（男子）



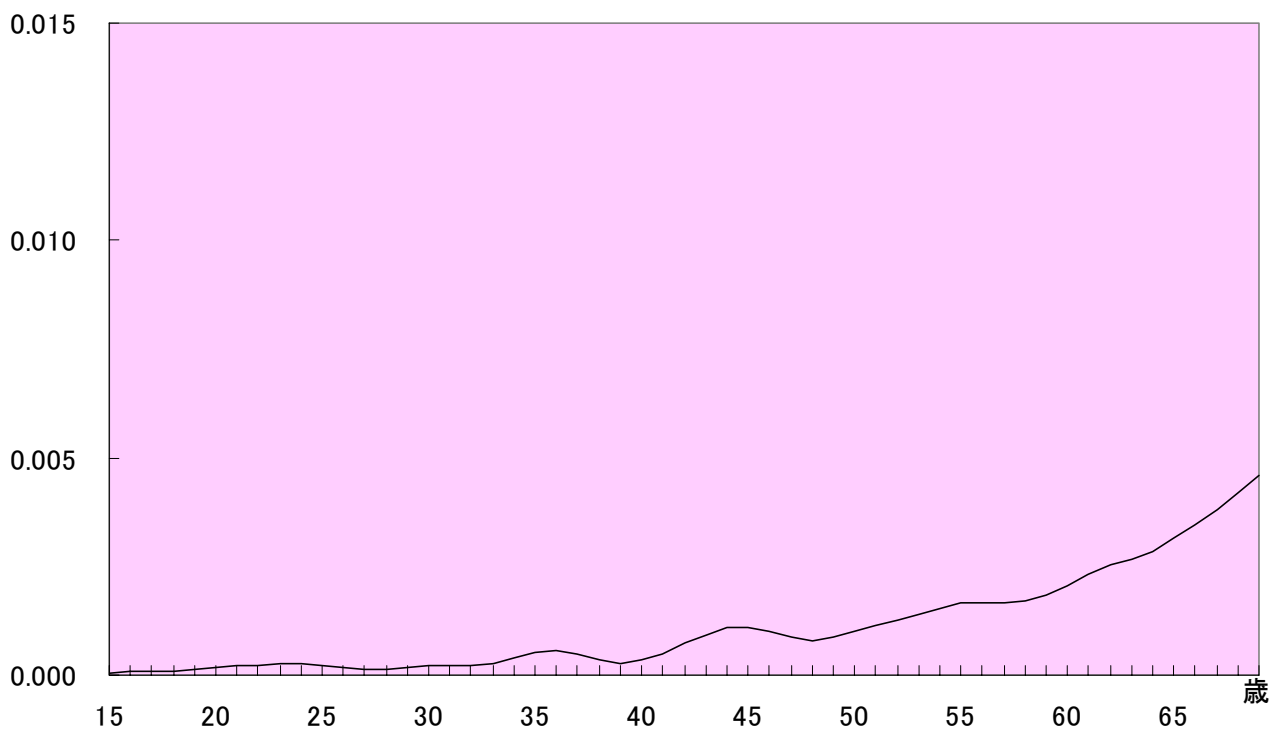
第4-5-2図 厚生年金総脱退力（女子）



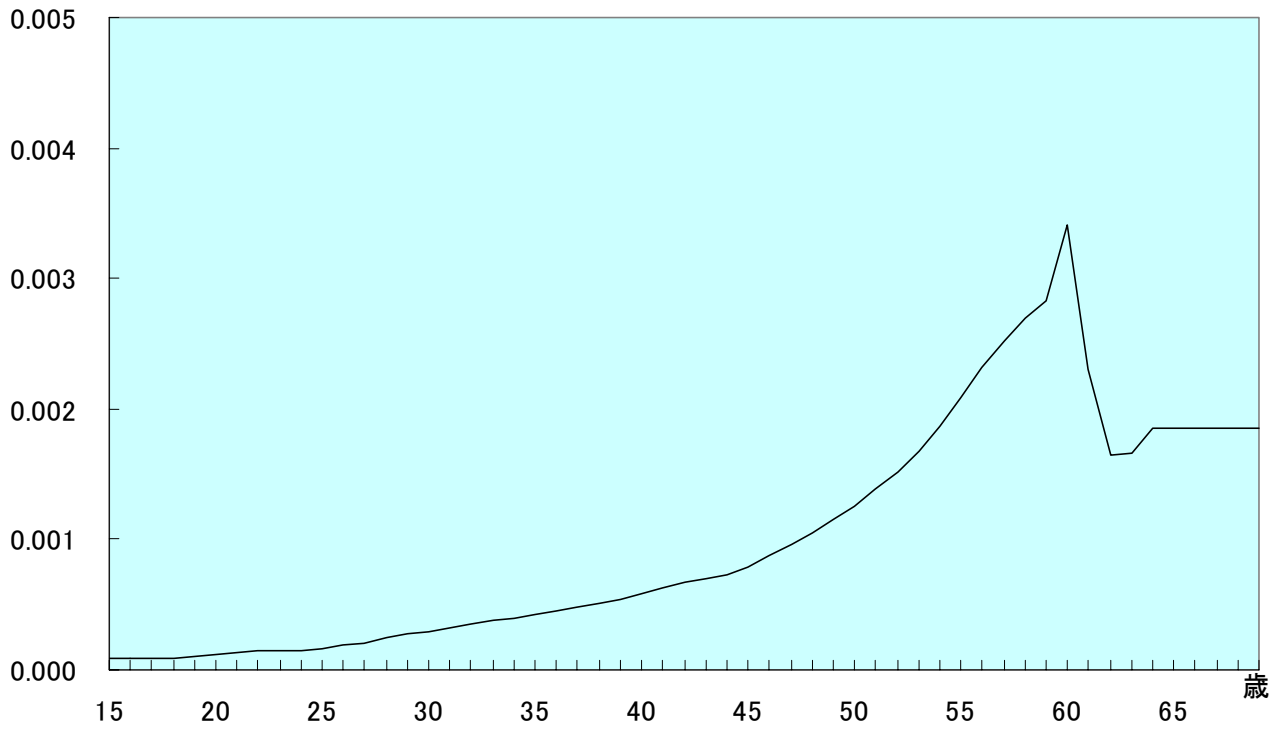
第4-5-3図 厚生年金死亡脱退力（男子）



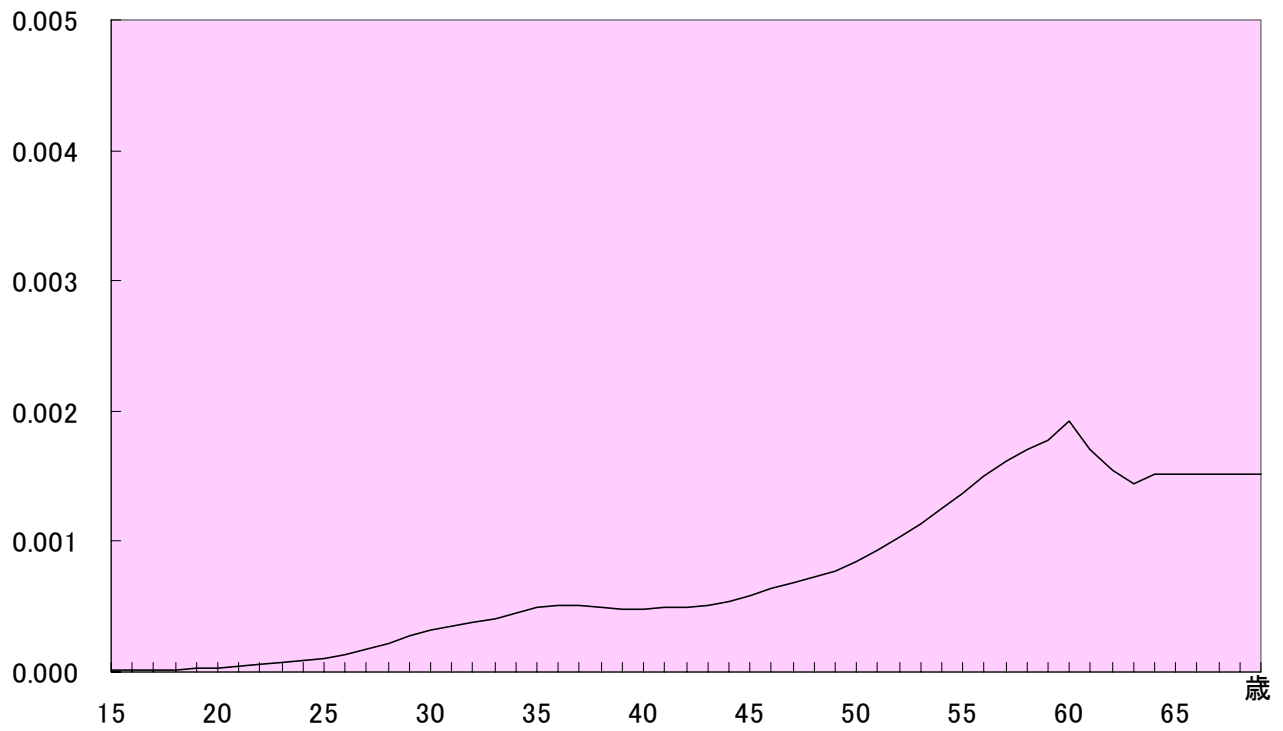
第4-5-4図 厚生年金死亡脱退力（女子）



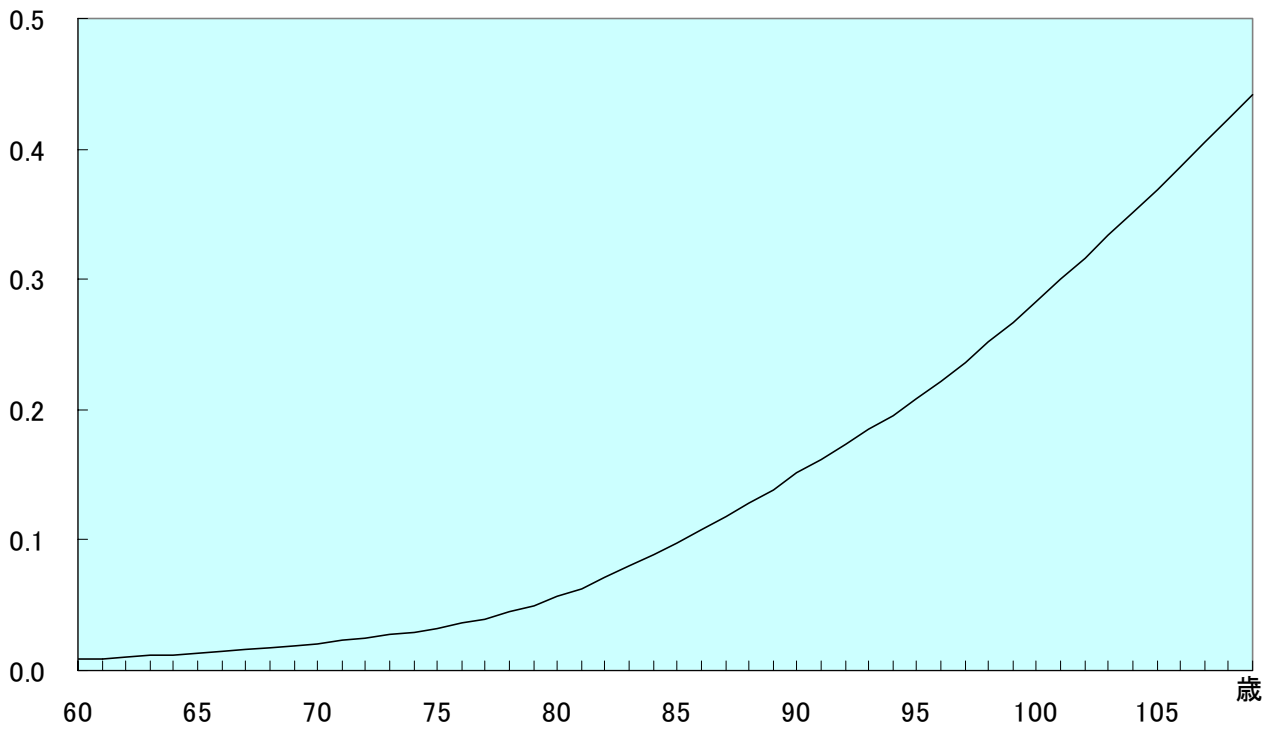
第 4 - 5 - 5 図 厚生年金障害年金発生力 (男子)



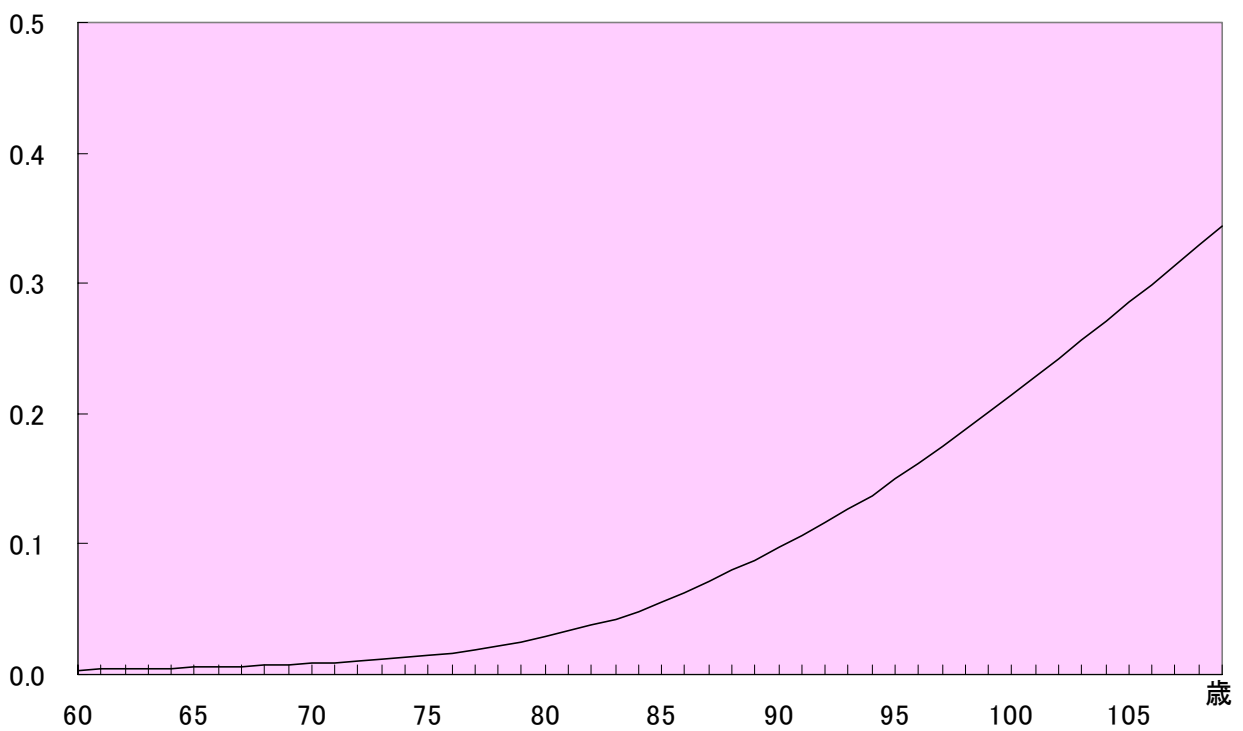
第 4 - 5 - 6 図 厚生年金障害年金発生力 (女子)



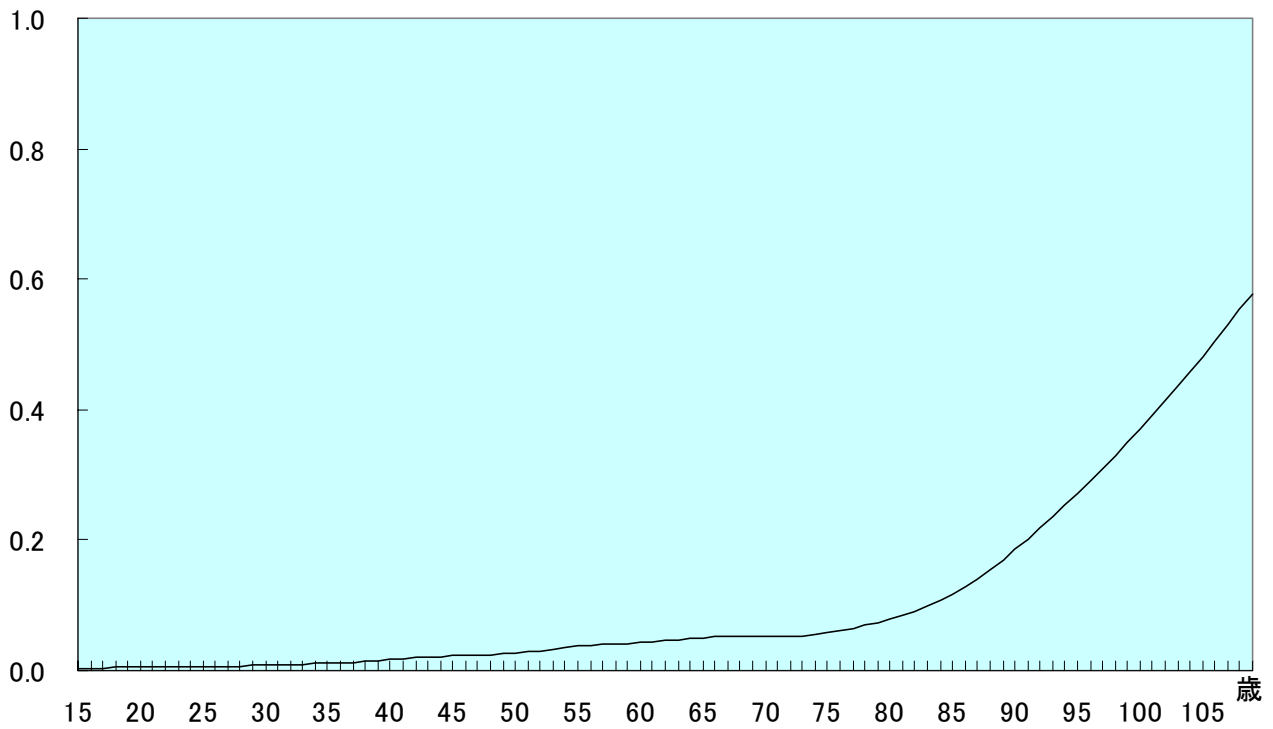
第 4 - 5 - 7 図 厚生年金老齡年金失権率（男子）



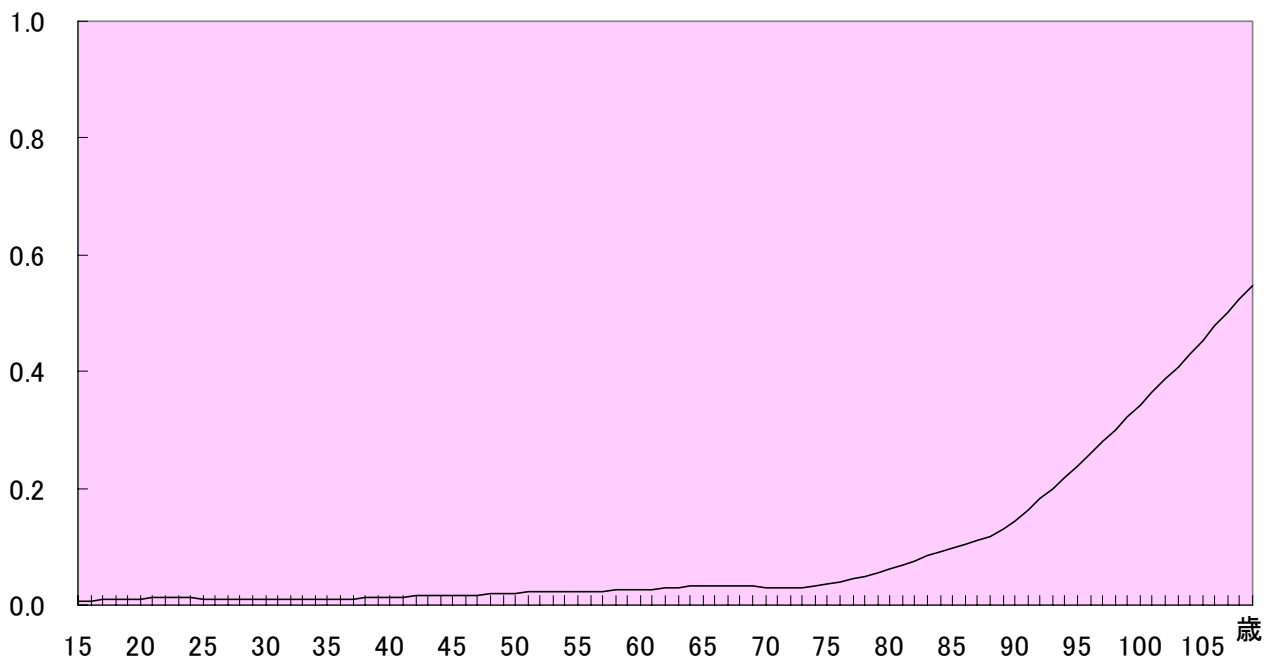
第 4 - 5 - 8 図 厚生年金老齡年金失権率（女子）



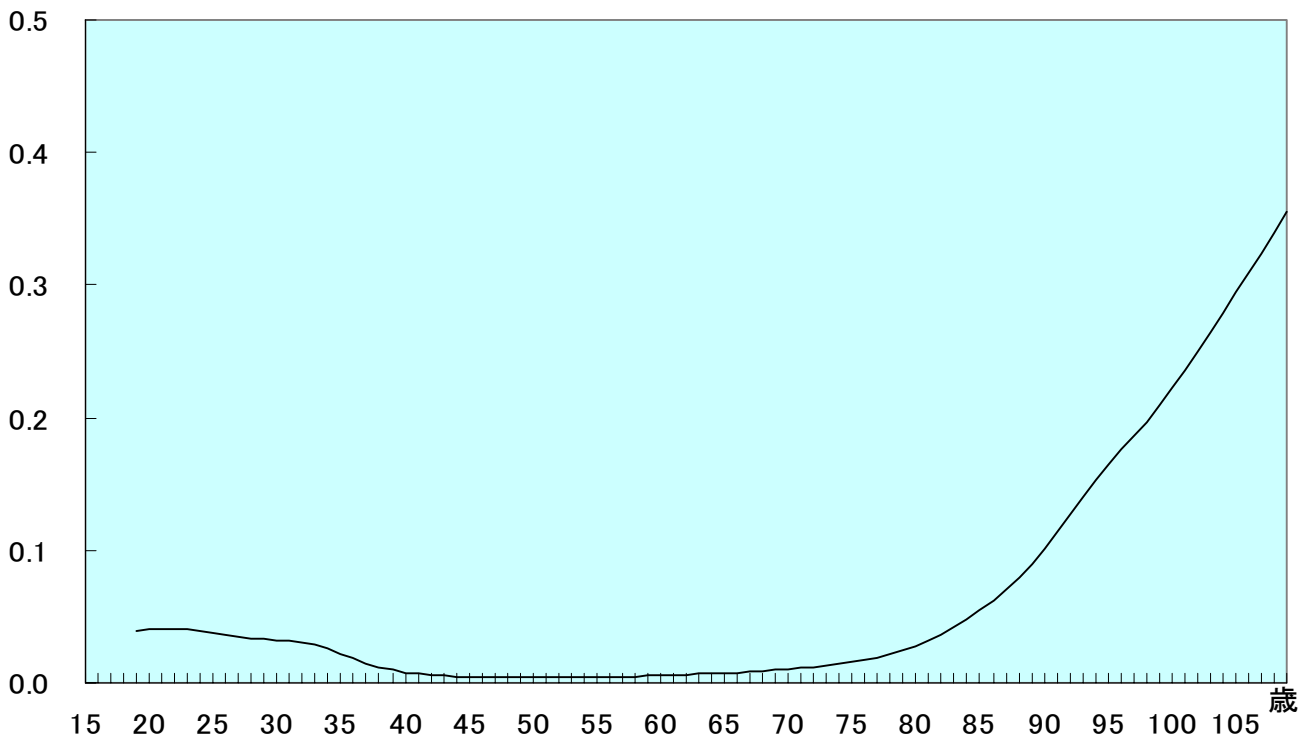
第4-5-9図 厚生年金障害年金失権率（男子）



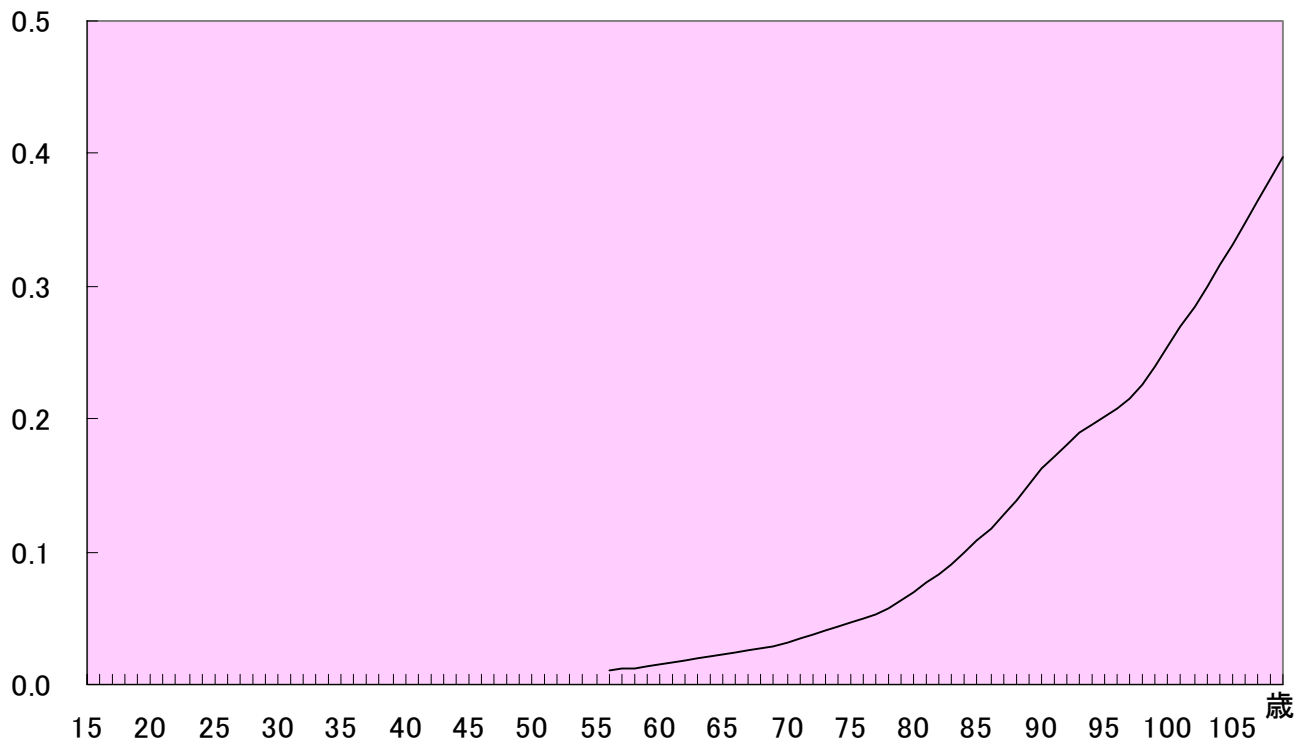
第4-5-10図 厚生年金障害年金失権率（女子）



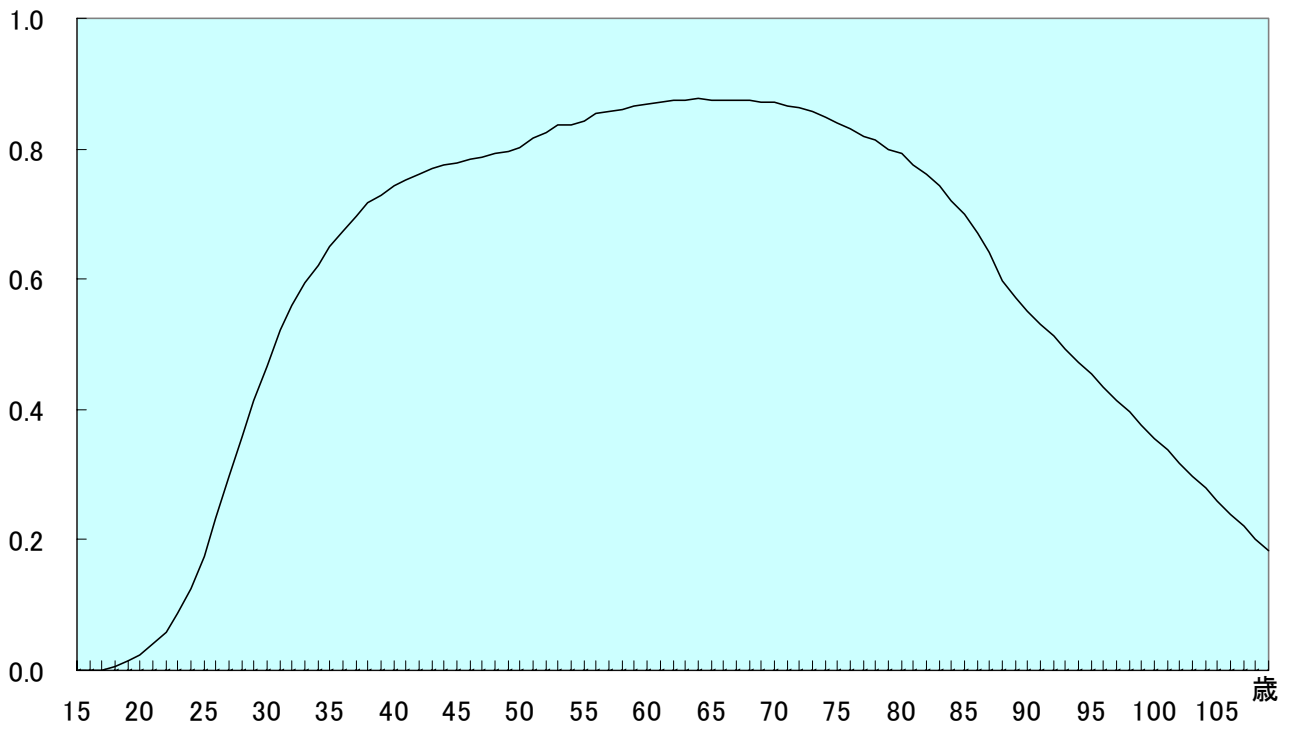
第4-5-11図 厚生年金遺族年金失権率（妻）



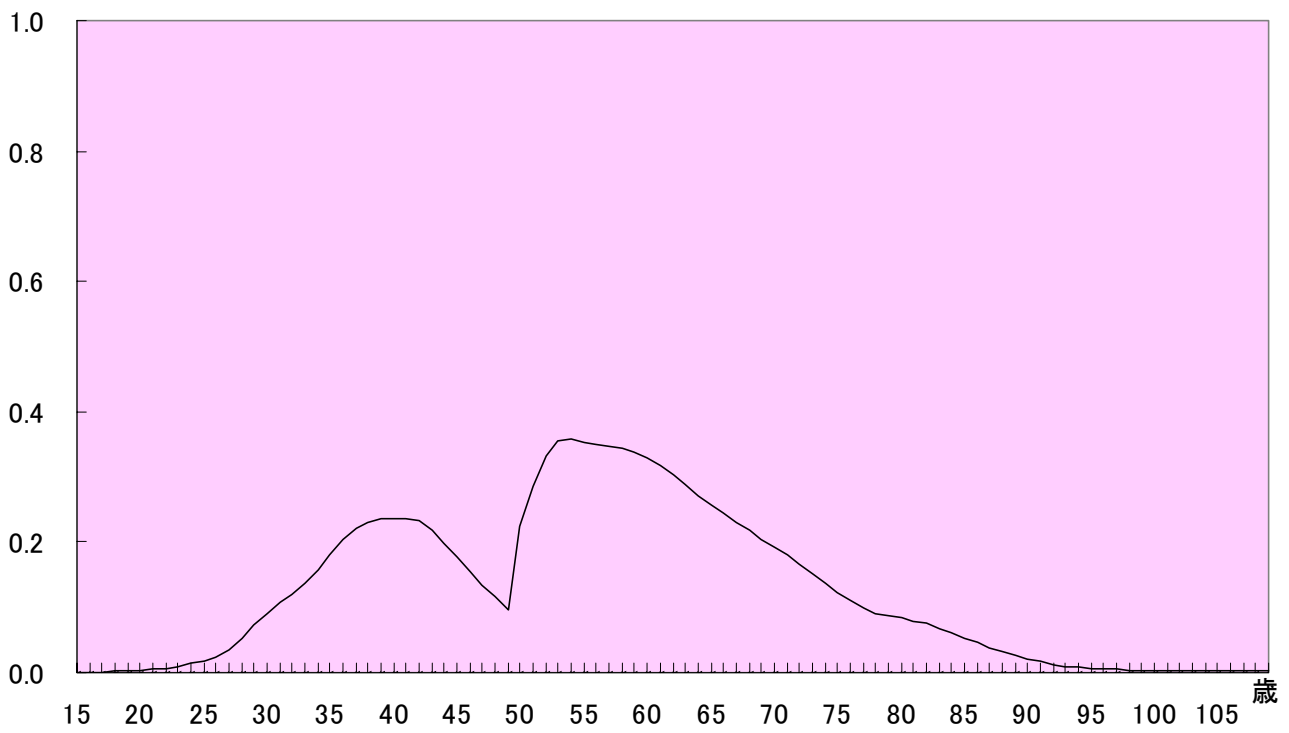
第4-5-12図 厚生年金遺族年金失権率（夫）



第4-5-13図 厚生年金遺族年金発生割合（妻）

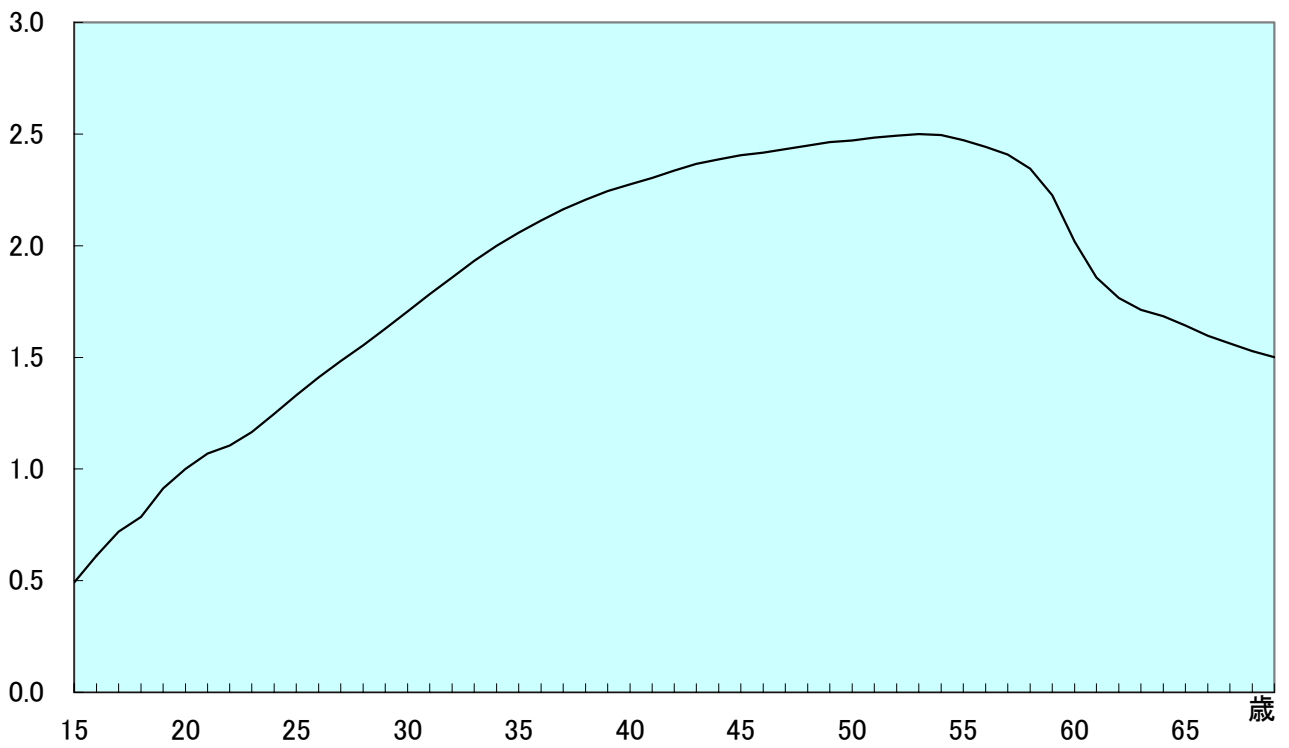


第4-5-14図 厚生年金遺族年金発生割合（夫、子）

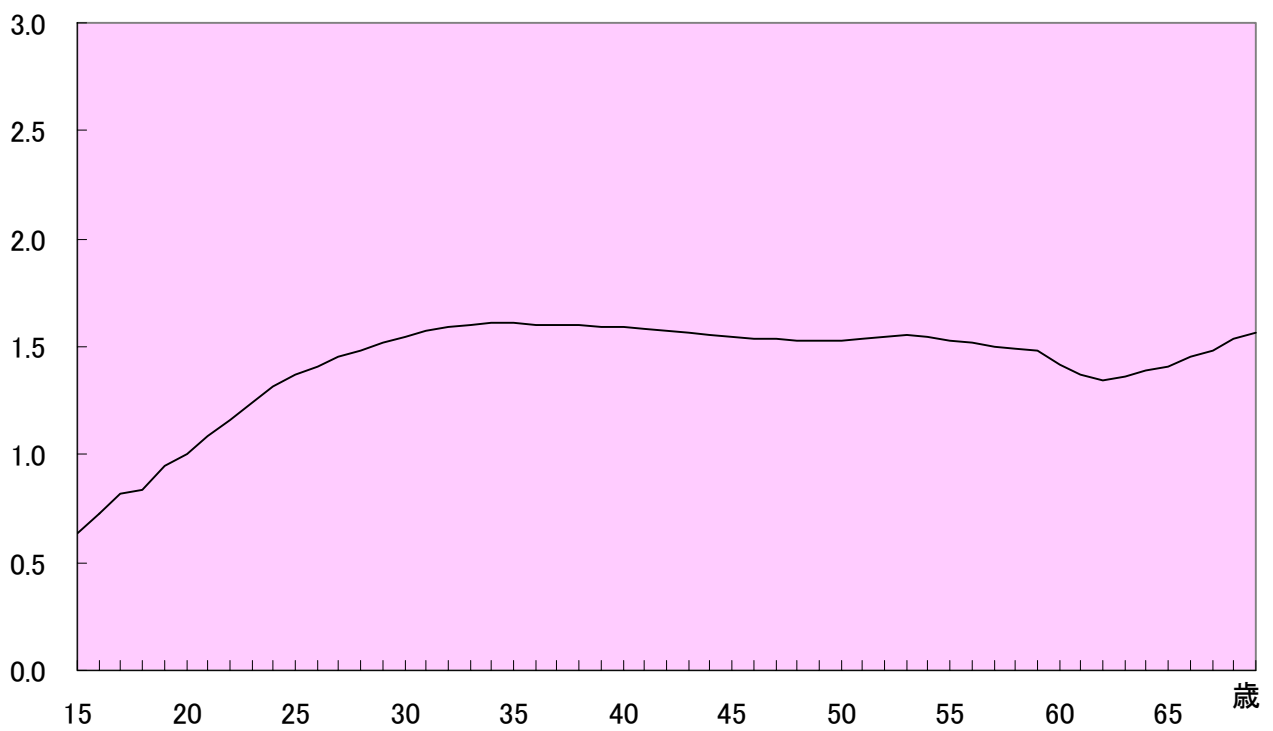




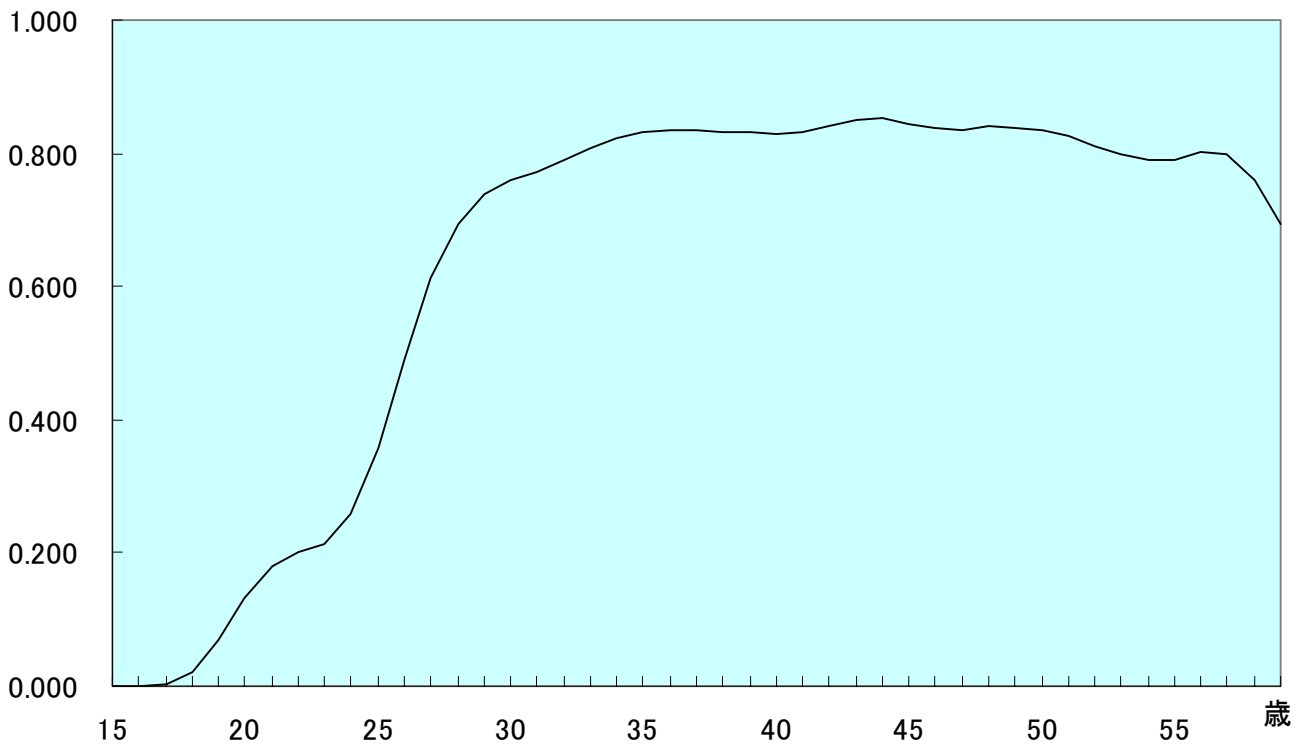
第4-5-15図 厚生年金標準報酬指数（男子）



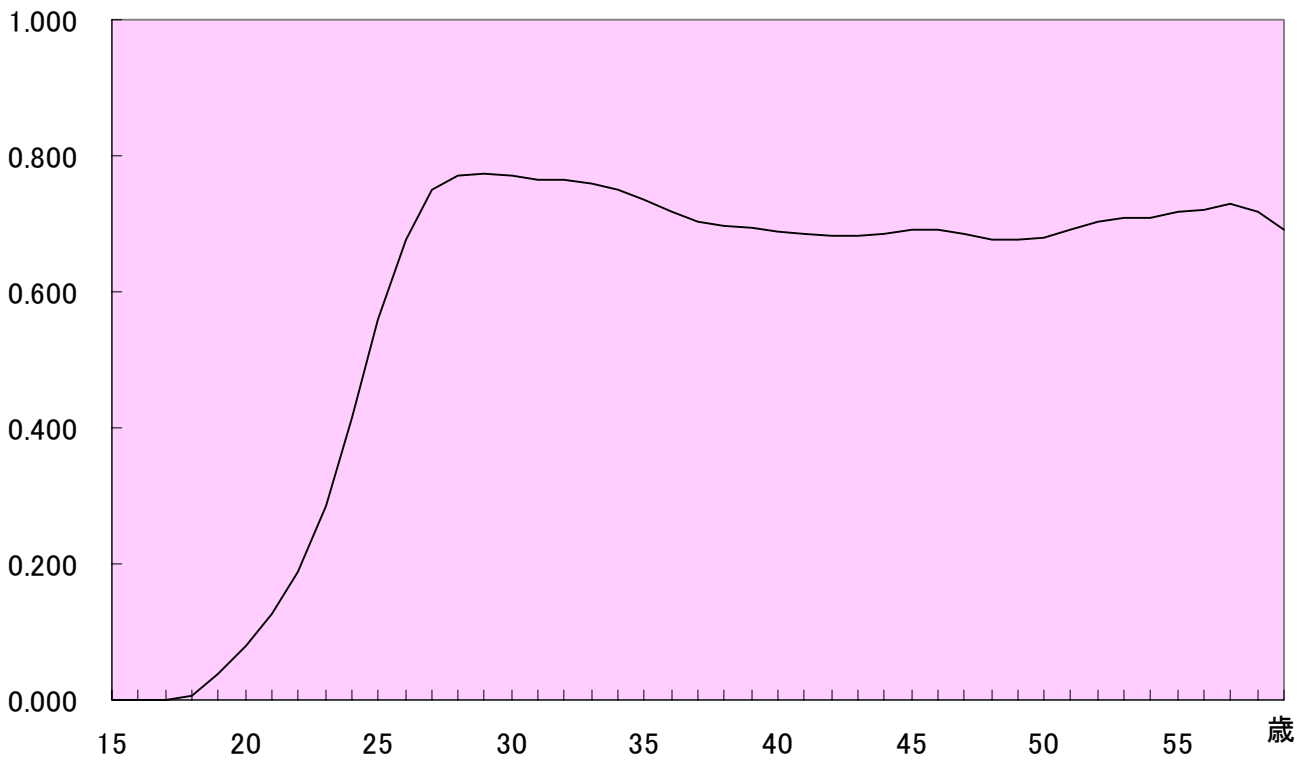
第4-5-16図 厚生年金標準報酬指数（女子）



第4-5-17図 再加入率（男子）



第4-5-18図 再加入率（女子）



## 2. 国民年金

第1号被保険者の総脱退力は第4-5-19図、第4-5-20図、第3号被保険者の総脱退力は第4-5-21図のとおりである。第1号被保険者については、男子、女子ともに20歳代前半が高くなっているが、これは第1号被保険者である学生が就職することにより第1号被保険者から第2号被保険者に移るためと考えられる。第3号被保険者については、50歳代後半で上昇しているが、これは夫である配偶者がサラリーマンを退職したために第3号被保険者から第1号被保険者に移ることによるものと考えられる。

第1号被保険者の死亡脱退力は第4-5-22図、第4-5-23図、第3号被保険者の死亡脱退力は第4-5-24図のとおりである。死亡脱退力は、遺族年金、寡婦年金、死亡一時金の発生につながるものとなるもので、第1号被保険者、第3号被保険者ともに年齢とともに高くなる傾向にある。

国民年金の一般障害年金発生力は第4-5-25図、第4-5-26図、同じく、国民年金の20歳前障害年金発生力は第4-5-27図、第4-5-28図のとおりである。国民年金においては、一般障害年金と20歳前障害年金に分けて率を作成している。一般障害年金発生力の算定方法は厚生年金と同じであるが、20歳前障害年金発生力は20歳に到達して被保険者になる前に初診日のある傷病に対してのものであり、過去3年間平均新規裁定障害年金受給権者数を過去3年平均の10月1日現在総人口数で割ることにより算定している。このように算定しているのは、一般障害年金発生が国民年金の被保険者である間に発生した障害について給付が行われるのに対し、20歳前障害年金の発生は、国民年金の被保険者となる前の障害の発生に対するものであり、総人口に比例すると考えられるためである。一般障害年金発生力については、男子、女子ともに年齢とともに大きくなる傾向にあり、20歳前障害年金発生力については、男子、女子ともに20歳到達をもって受給者になることが多いため、20歳に大きな山がある。

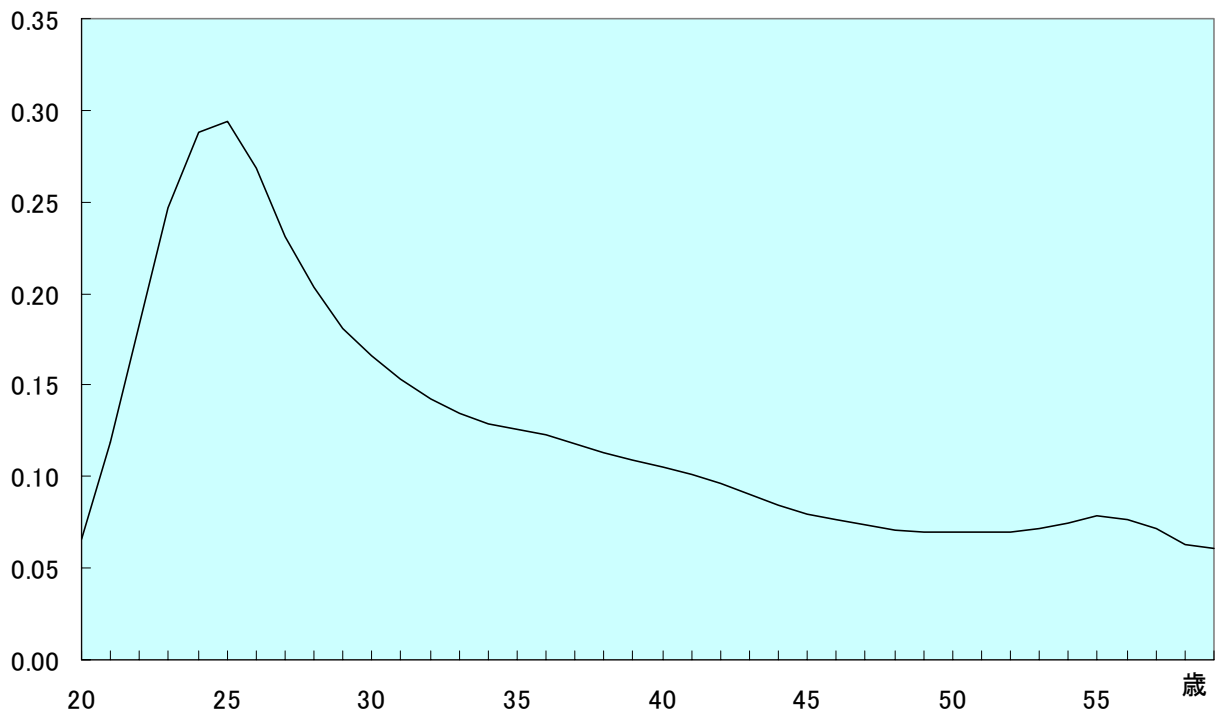
国民年金の老齢年金失権率は第4-5-29図、第4-5-30図のとおりである。国民年金の老齢年金失権率は、老齢年金受給者の死亡率であり、全人口の死亡率と同じ傾向となる。

国民年金の一般障害年金失権率は第4-5-31図、第4-5-32図、国民年金の20歳前障害年金失権率は第4-5-33図、第4-5-34図のとおりである。国民年金の場合も、厚生年金同様、障害年金失権率は、老齢年金失権率よりも高くなっている。障害年金失権率は、ほぼ年齢が高くなるとともに高くなる傾向にある。

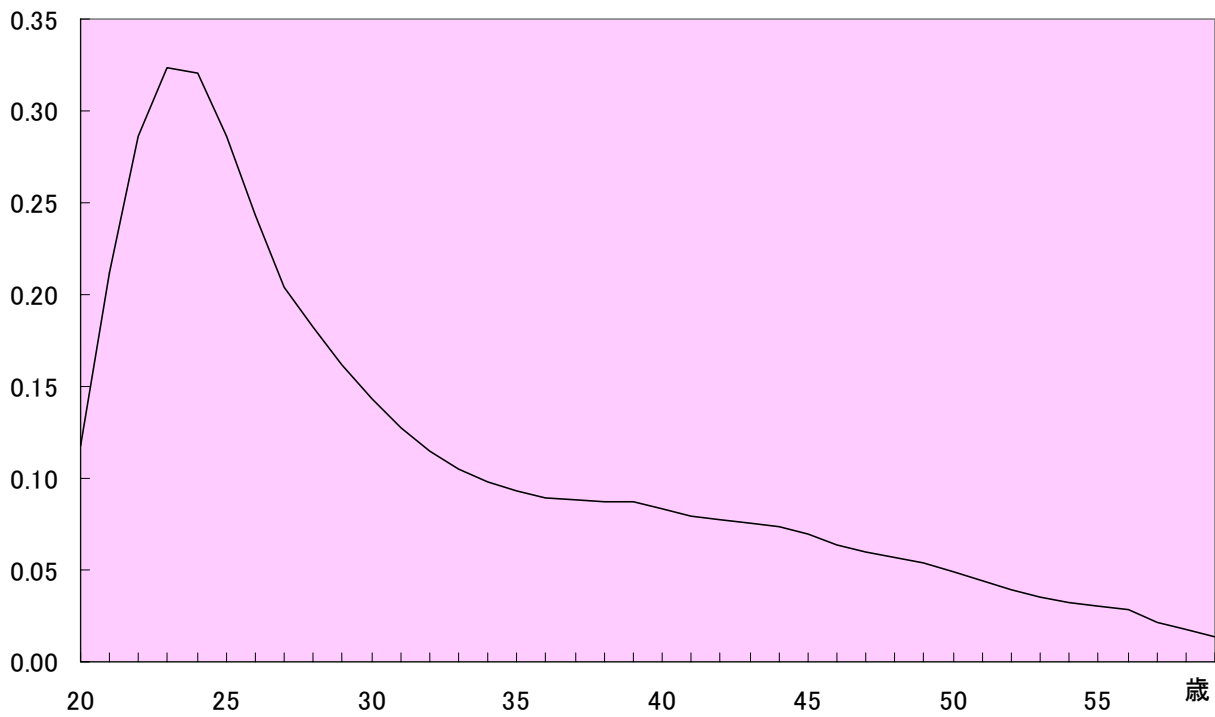
国民年金の遺族年金失権率（妻）は第4-5-35図のとおりである。遺族年金失権率とは、妻に支給される遺族基礎年金及び母子年金受給者が失権する確率のことである。遺族年金受給者（妻）が失権するのは、受給者が死亡した場合と再婚をした場合の他に、遺族年金（妻）は18歳未満の子（20歳未満の障害のある子）のある妻にしか支給されないことから、一番若い子が18歳の誕生日の属する年度を越えると失権するという場合がある。25歳前後に山があるのは、再婚の影響があると考えられ、また、40歳過ぎから年齢とともに高くなっているのは、子の成長による失権が多いためと考えられる。

国民年金の遺族年金発生割合（妻、子）は第4-5-36図、第4-5-37図のとおりである。国民年金の遺族年金発生割合も厚生年金の場合と同様、被保険者が死亡した場合に、遺族年金が支給される遺族がいる確率のことであるが、妻については、子のいる妻の確率を表している。国民年金の遺族年金発生割合は、一年間を通じて一様に遺族年金受給者が発生するものとして、過去3年間で捉えた平均新規裁定遺族年金受給権者数（妻の場合は子のいる妻、子の場合は第1子）を男子の年度中死亡脱退者数で割ることにより算定している。国民年金の遺族年金発生割合は、妻、子の場合ともに、被保険者の死亡時に18歳未満の子（子が1級または2級の障害の状態にあるときは20歳未満）がいることが支給要件であることから、40歳前後を頂点とする山型になっている。

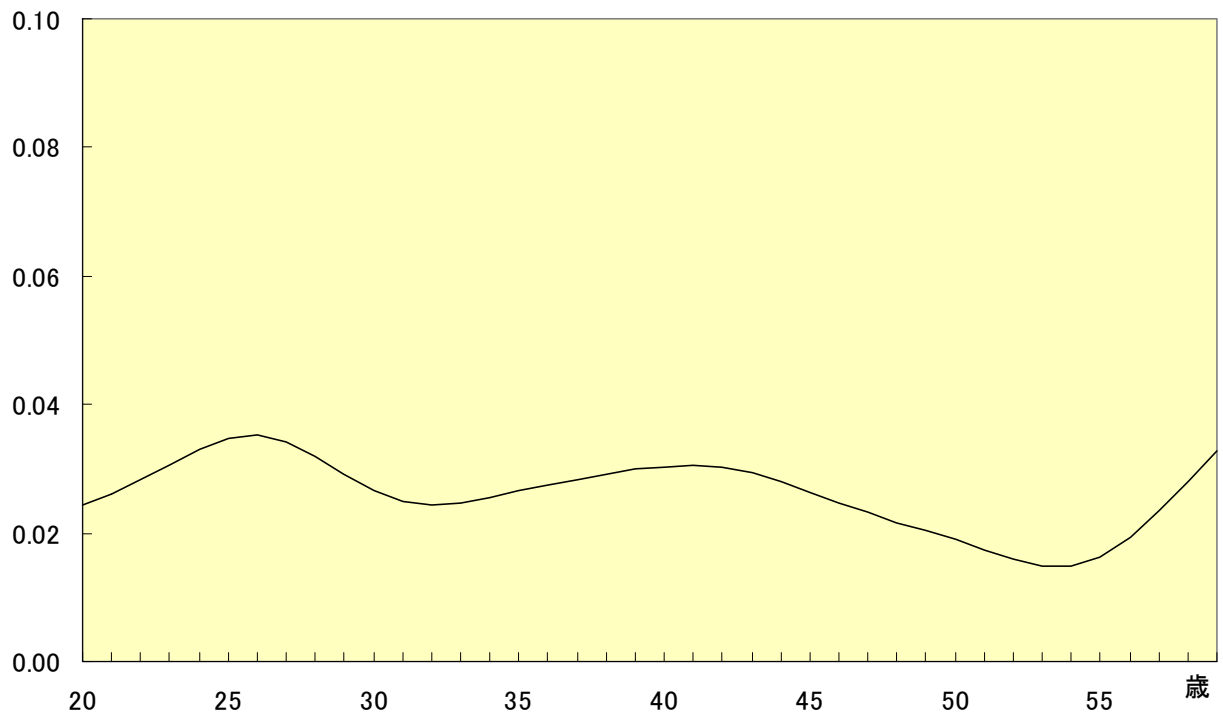
第4-5-19図 国民年金総脱退力（1号男子）



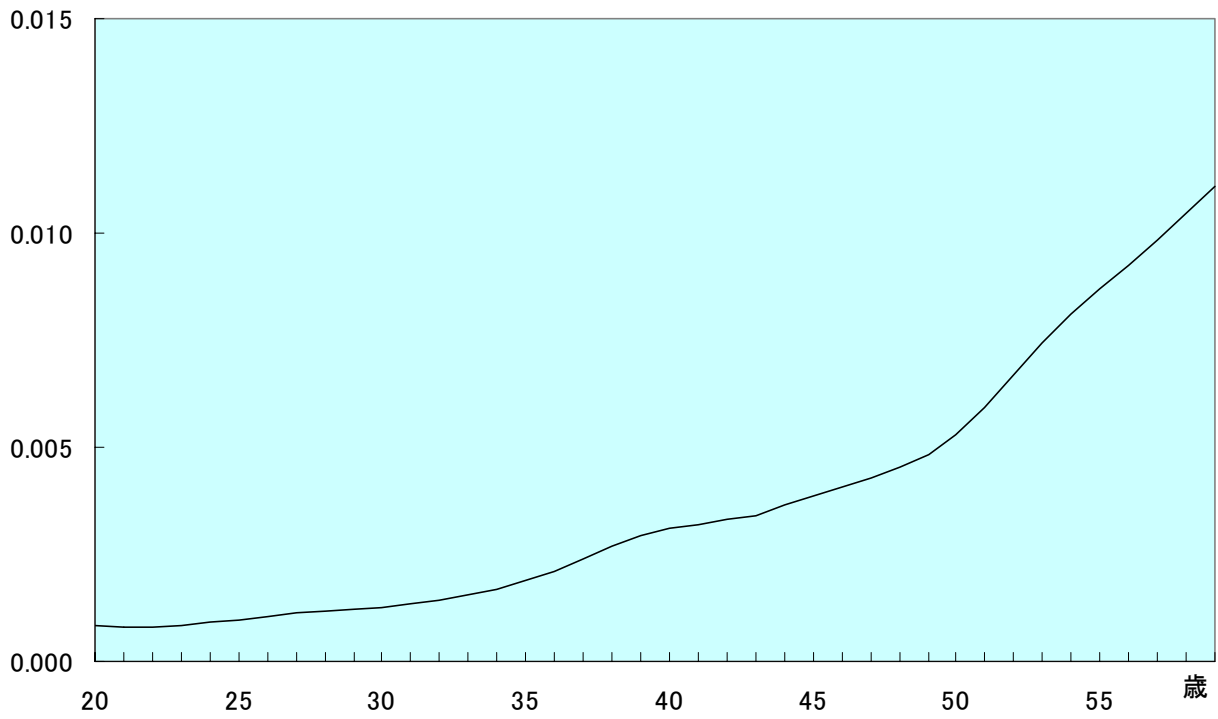
第4-5-20図 国民年金総脱退力（1号女子）



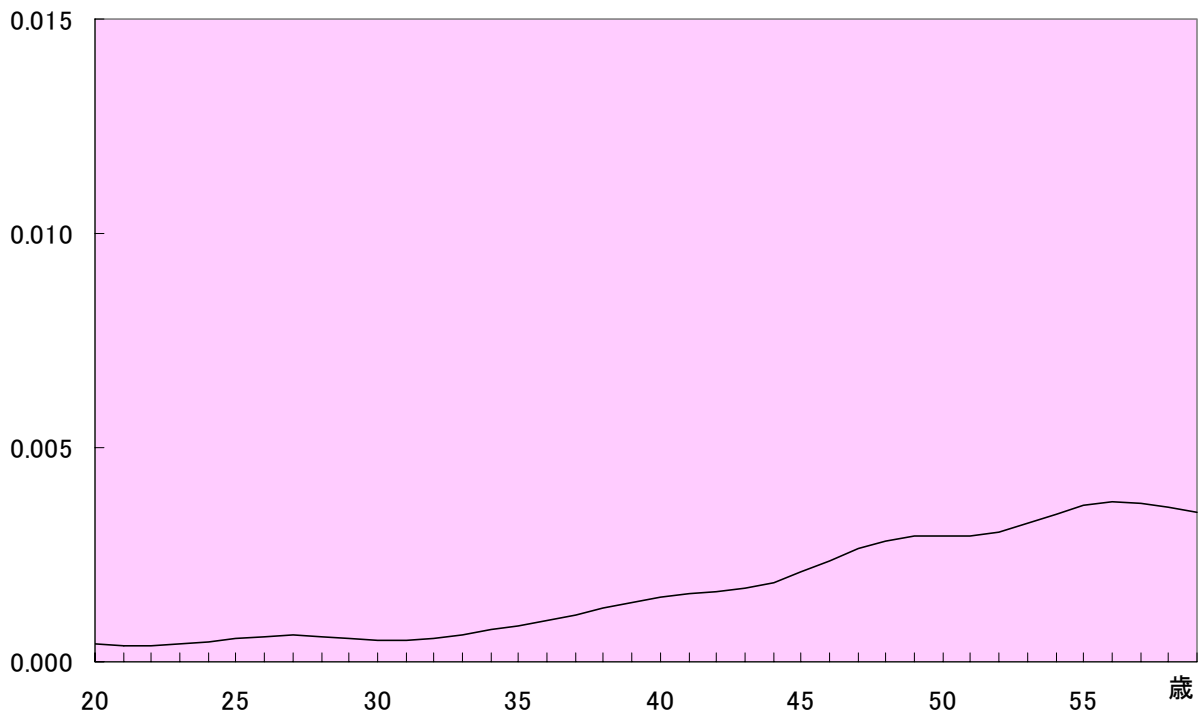
第4-5-21図 国民年金総脱退力(3号)



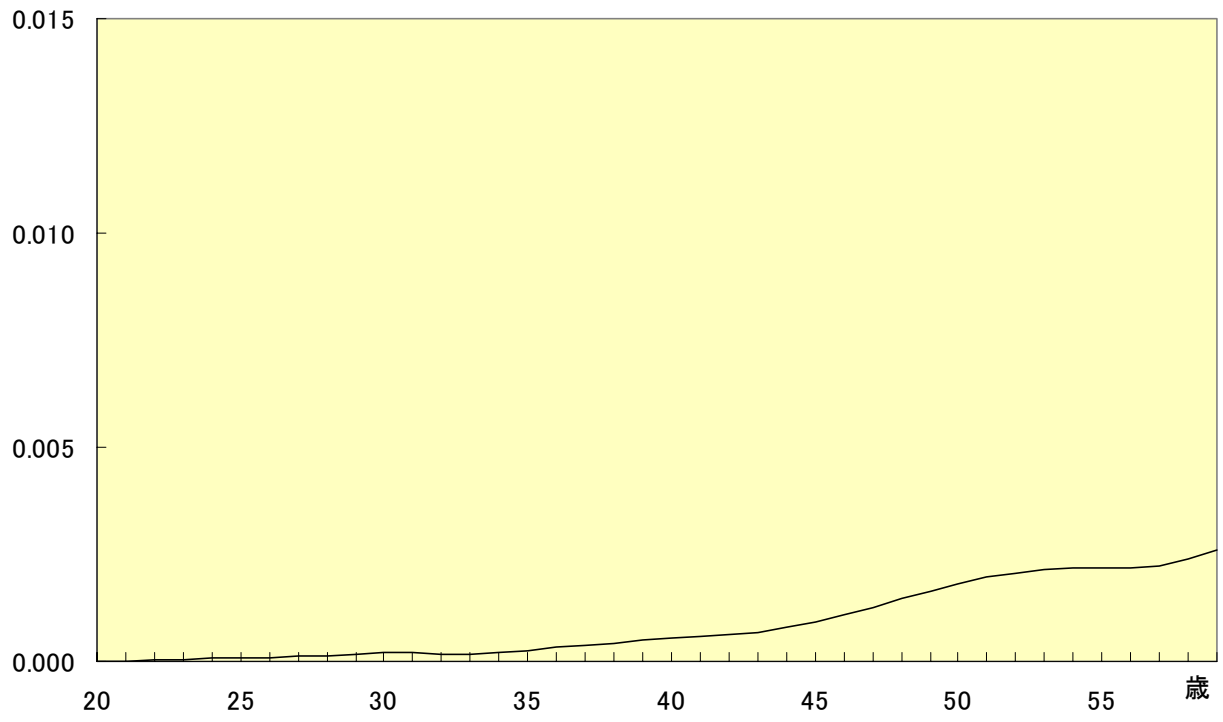
第4-5-22图 国民年金死亡脱退力（1号男子）



第4-5-23图 国民年金死亡脱退力（1号女子）

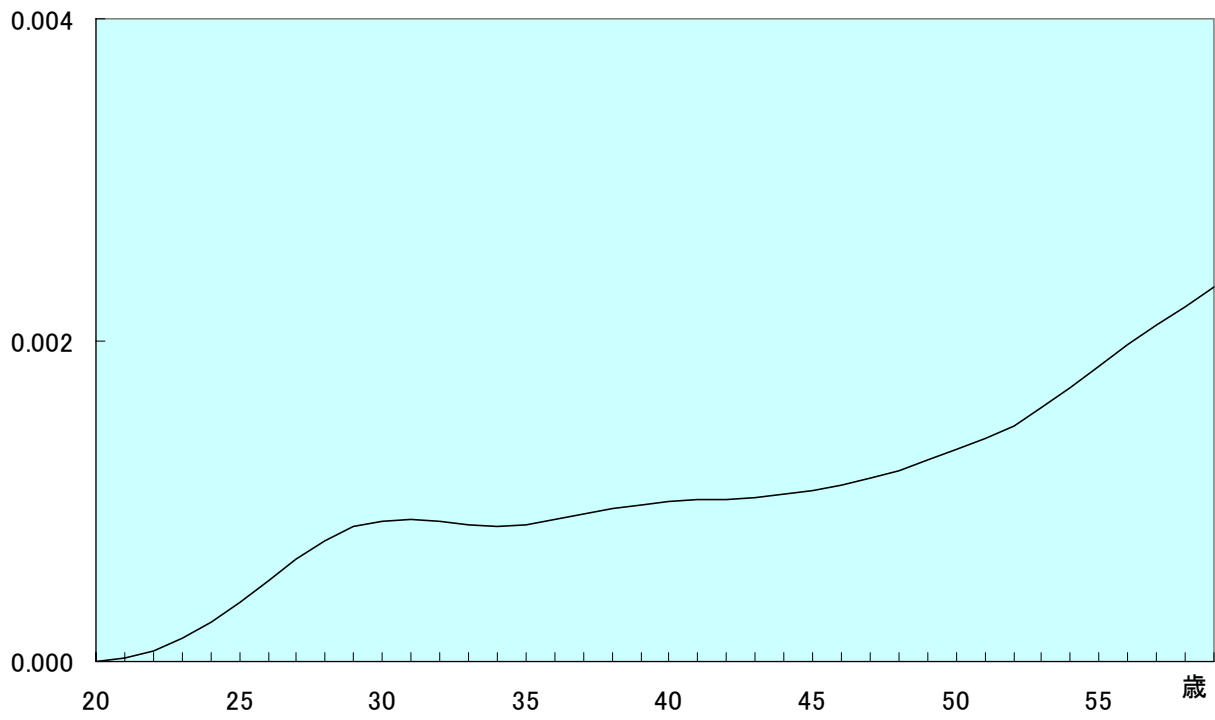


第 4 - 5 - 2 4 図 国民年金死亡脱退力 (3号)

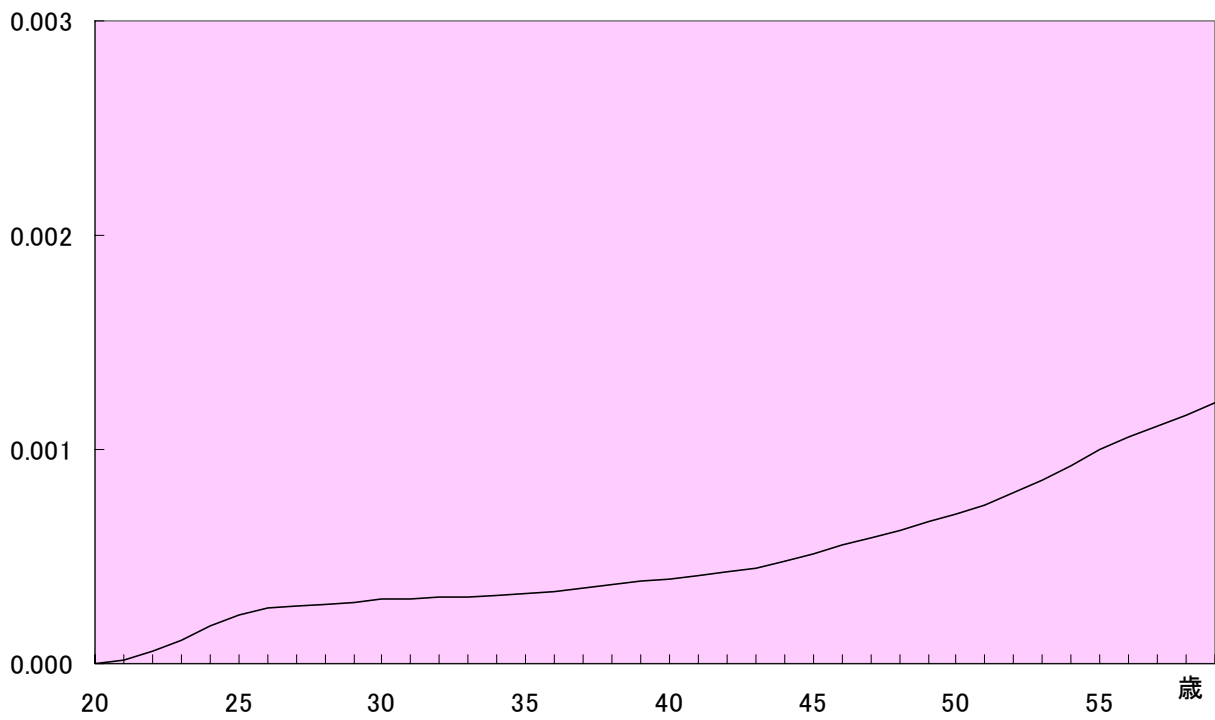




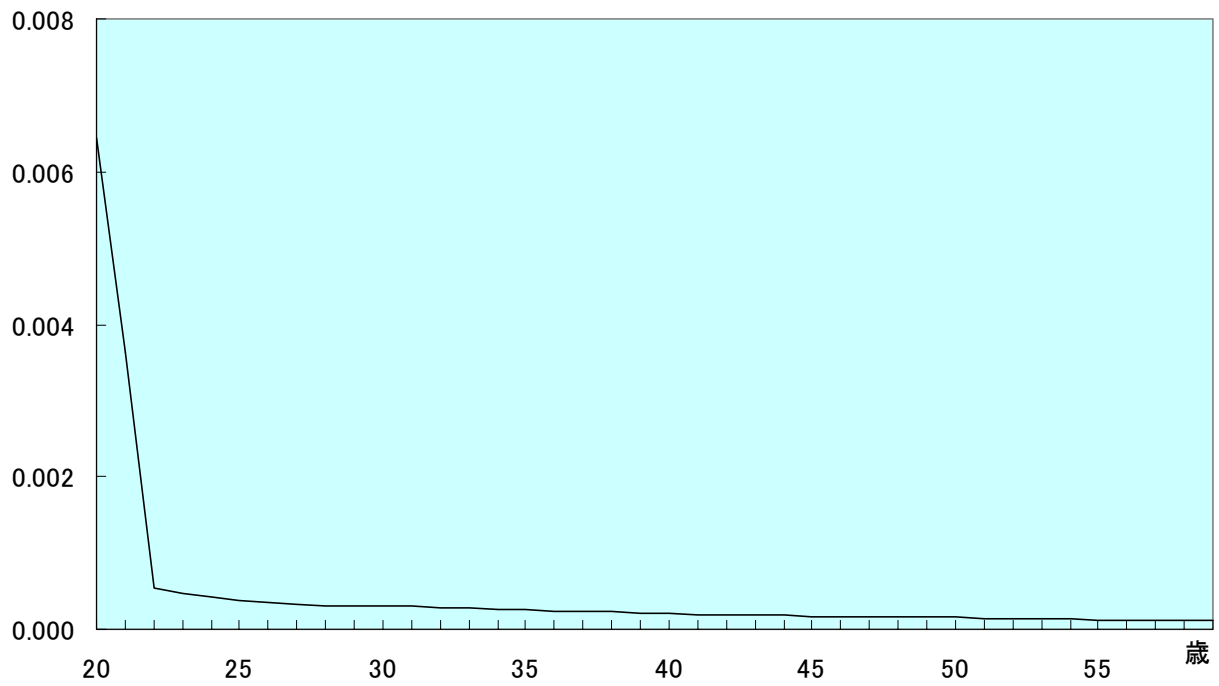
第4-5-25図 国民年金一般障害年金発生力（男子）



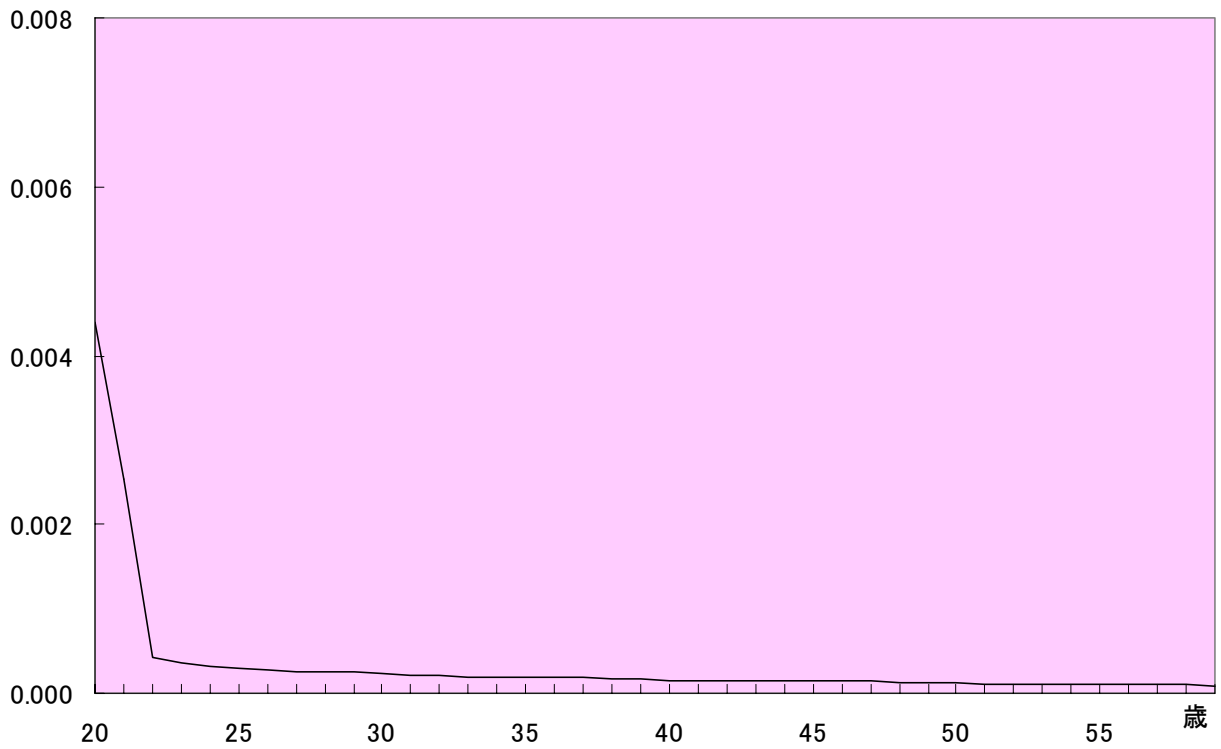
第4-5-26図 国民年金一般障害年金発生力（女子）



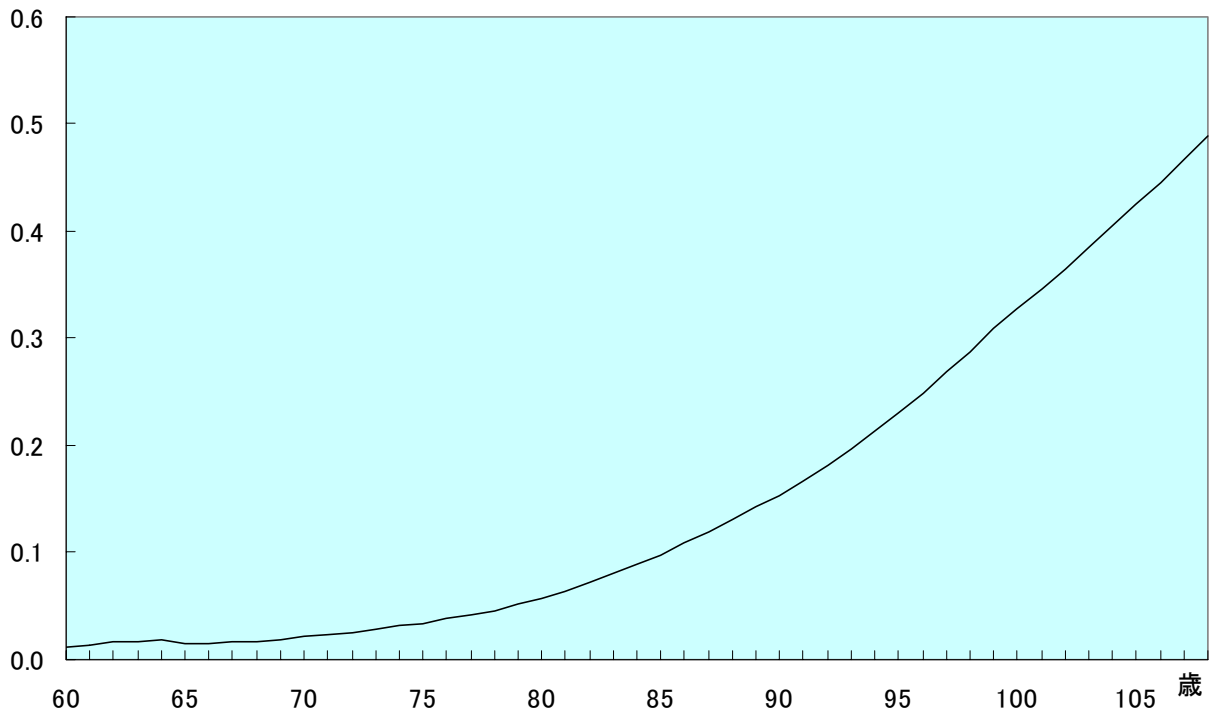
第4-5-27図 国民年金20歳前障害年金発生力(男子)



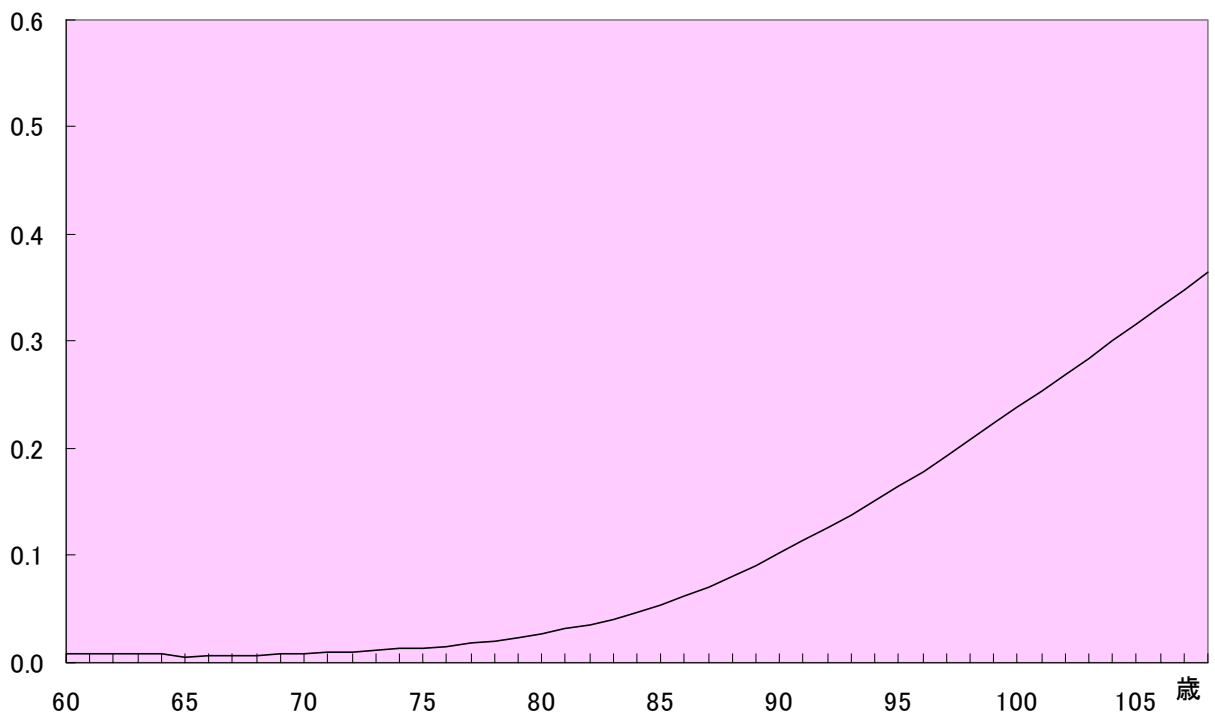
第4-5-28図 国民年金20歳前障害年金発生力(女子)



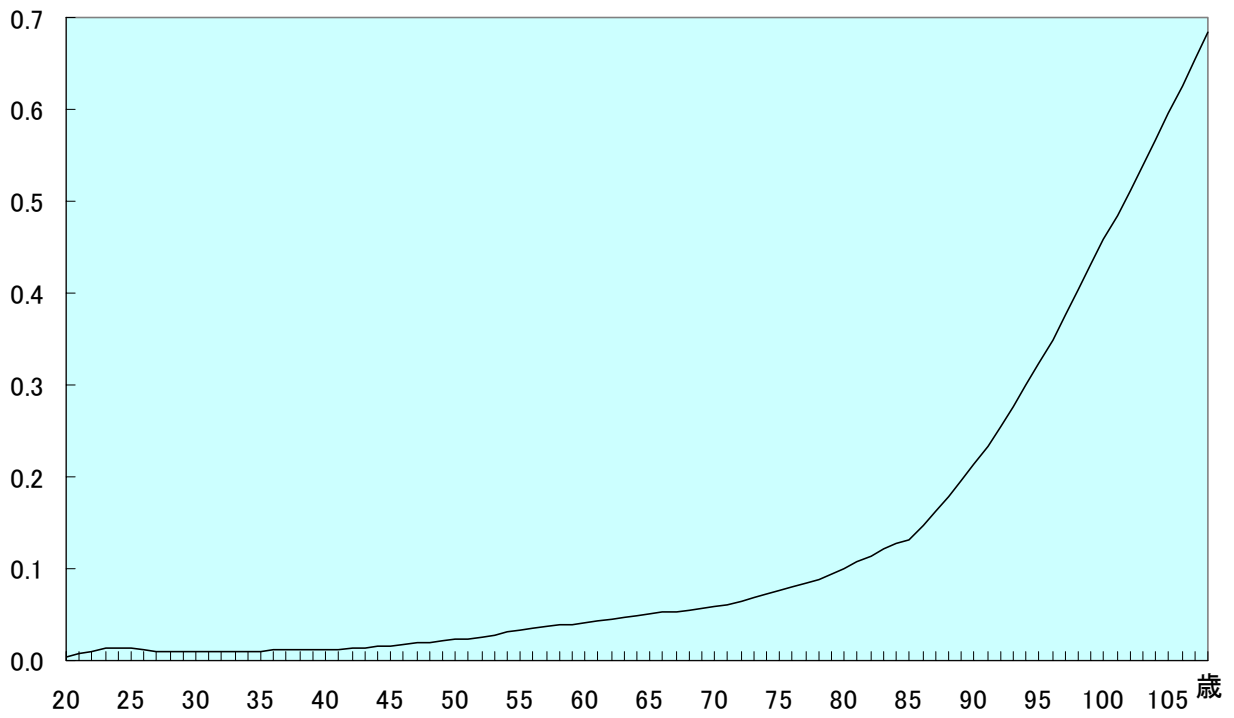
第4-5-29图 国民年金老齡年金失権率（男子）



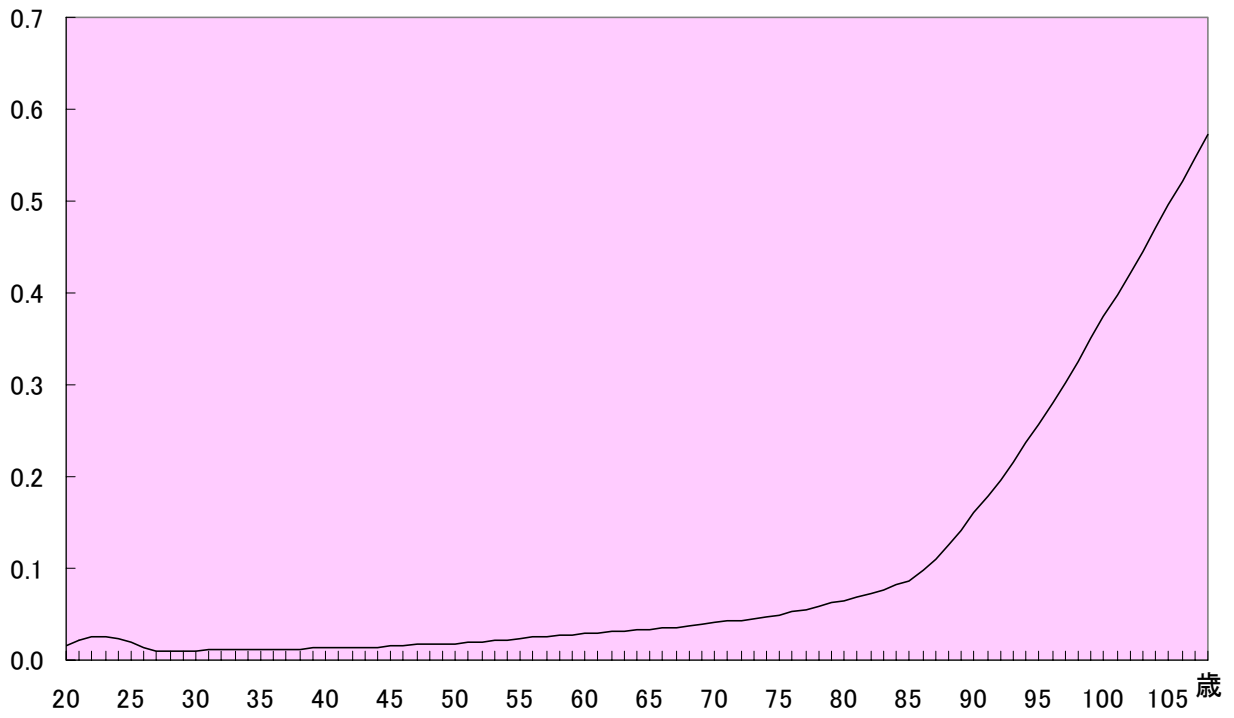
第4-5-30图 国民年金老齡年金失権率（女子）



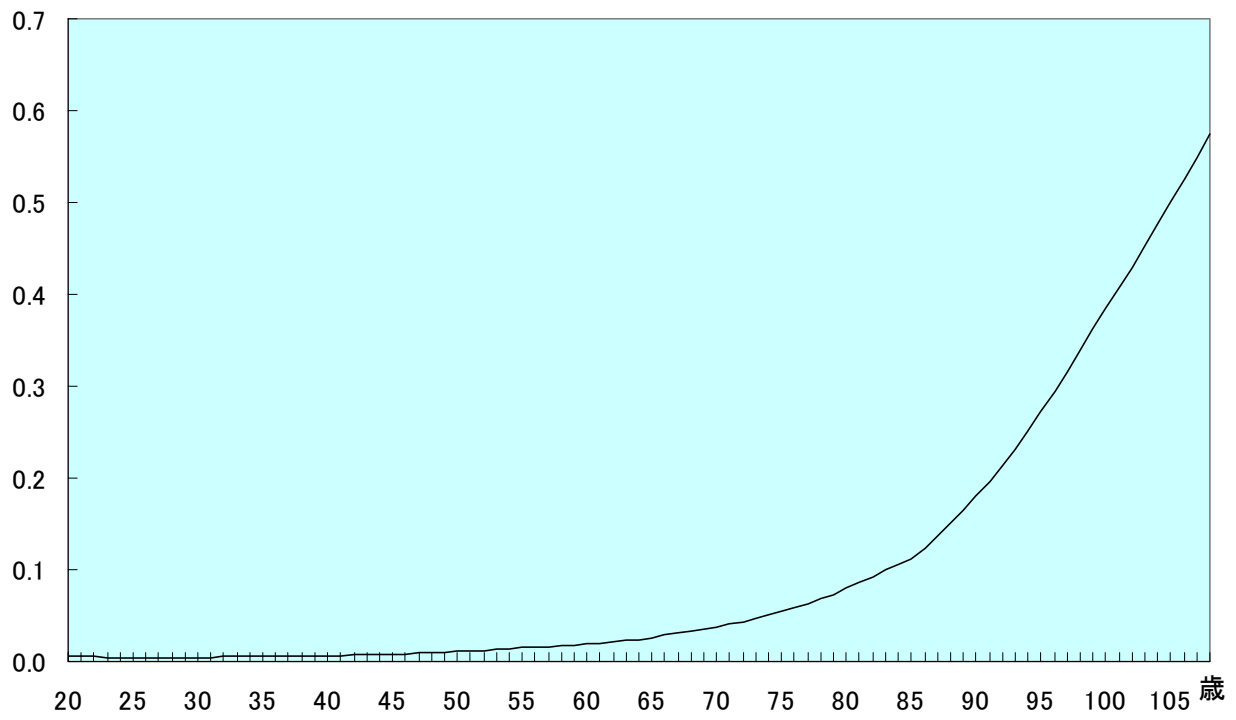
第4-5-31图 国民年金一般障害年金失権率（男子）



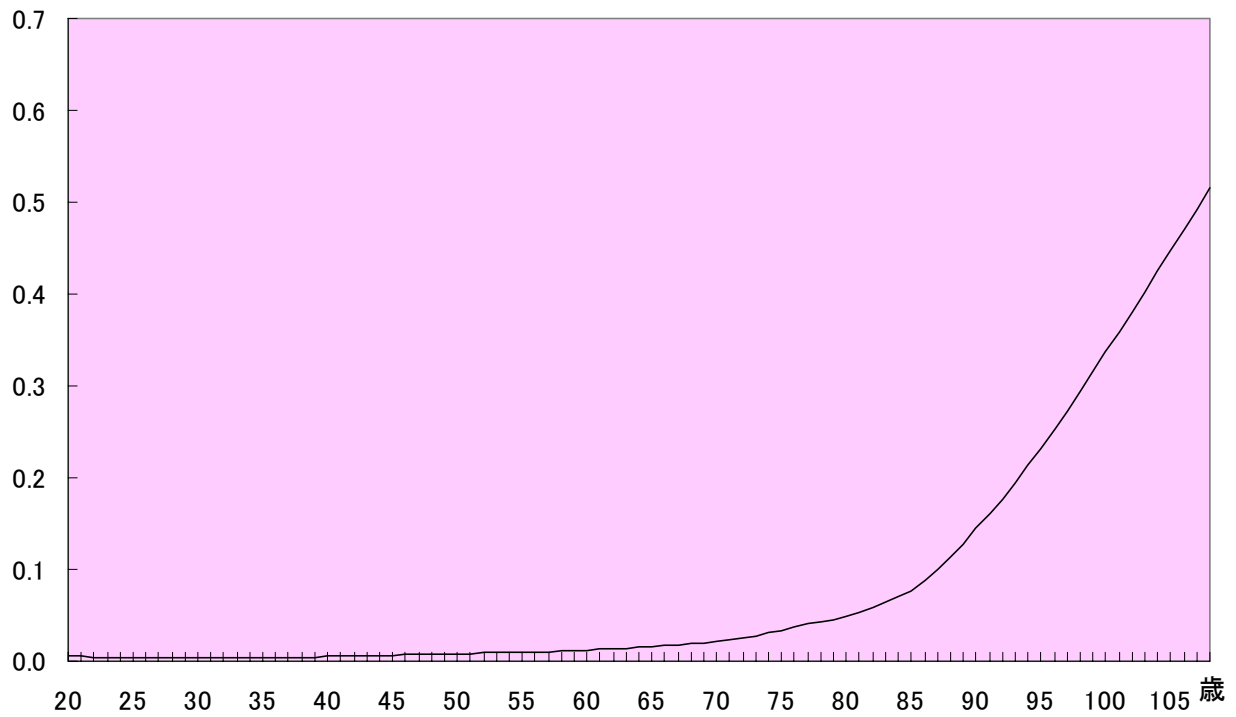
第4-5-32图 国民年金一般障害年金失権率（女子）



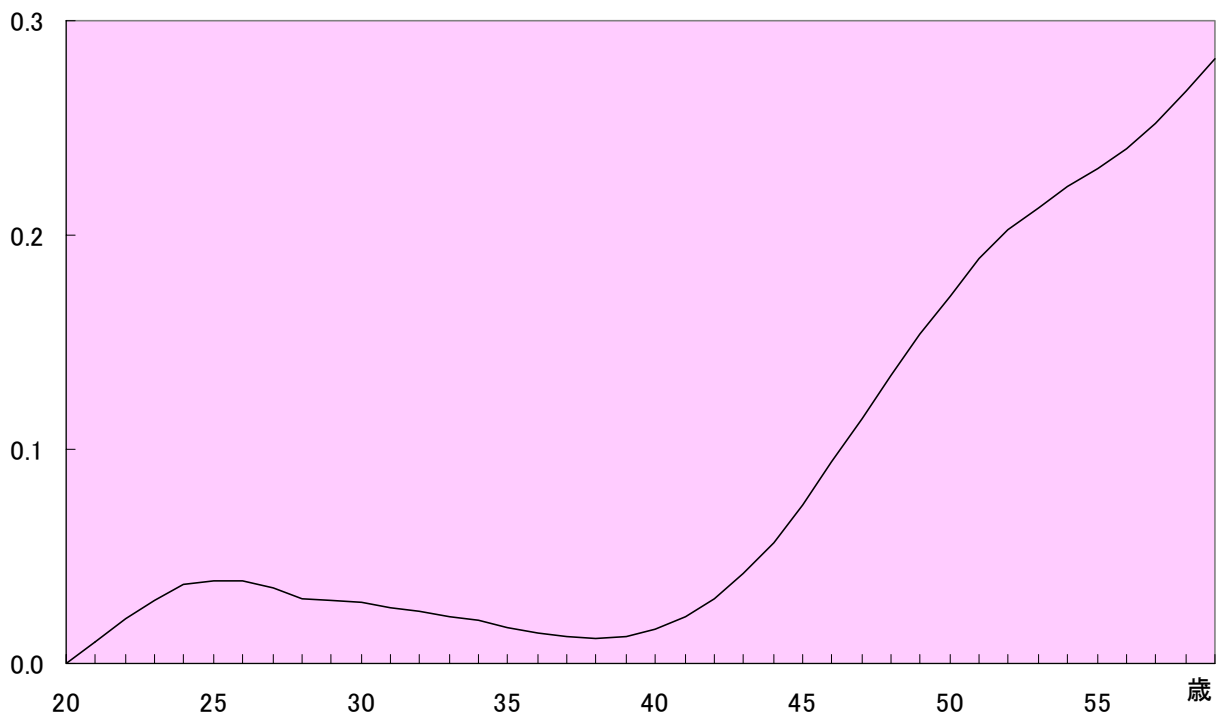
第4-5-33图 国民年金20歳前障害年金失権率（男子）



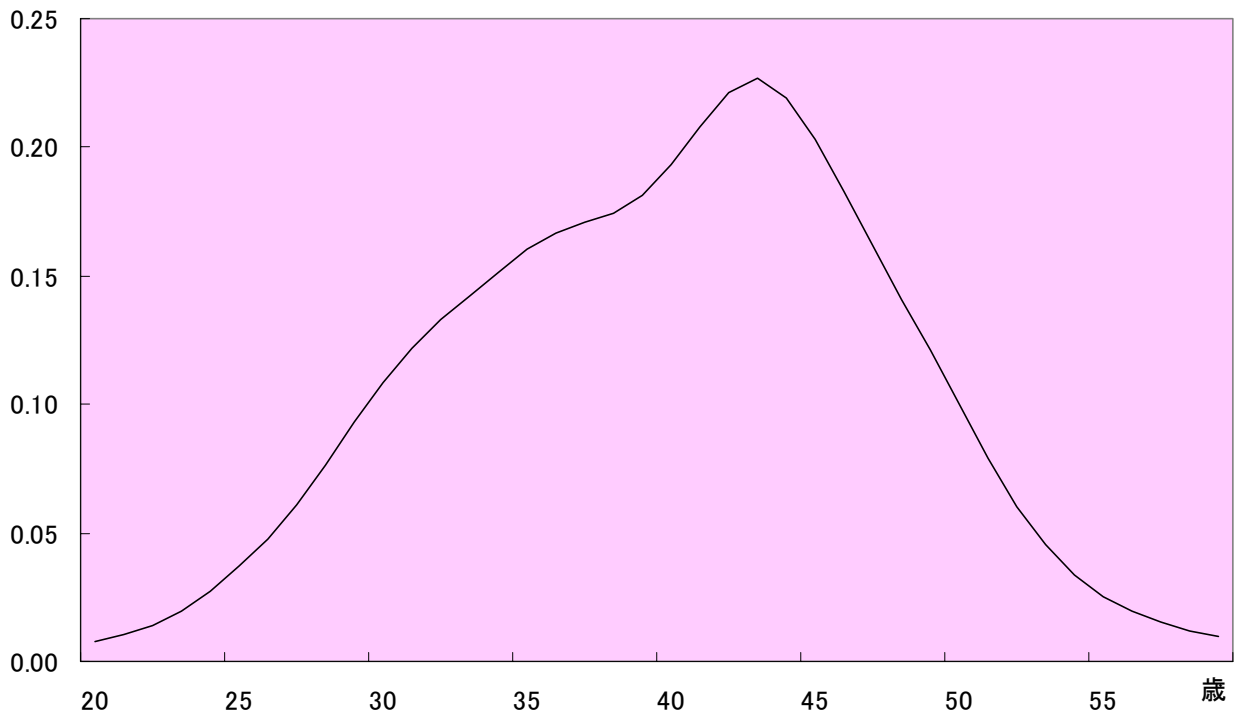
第4-5-34图 国民年金20歳前障害年金失権率（女子）



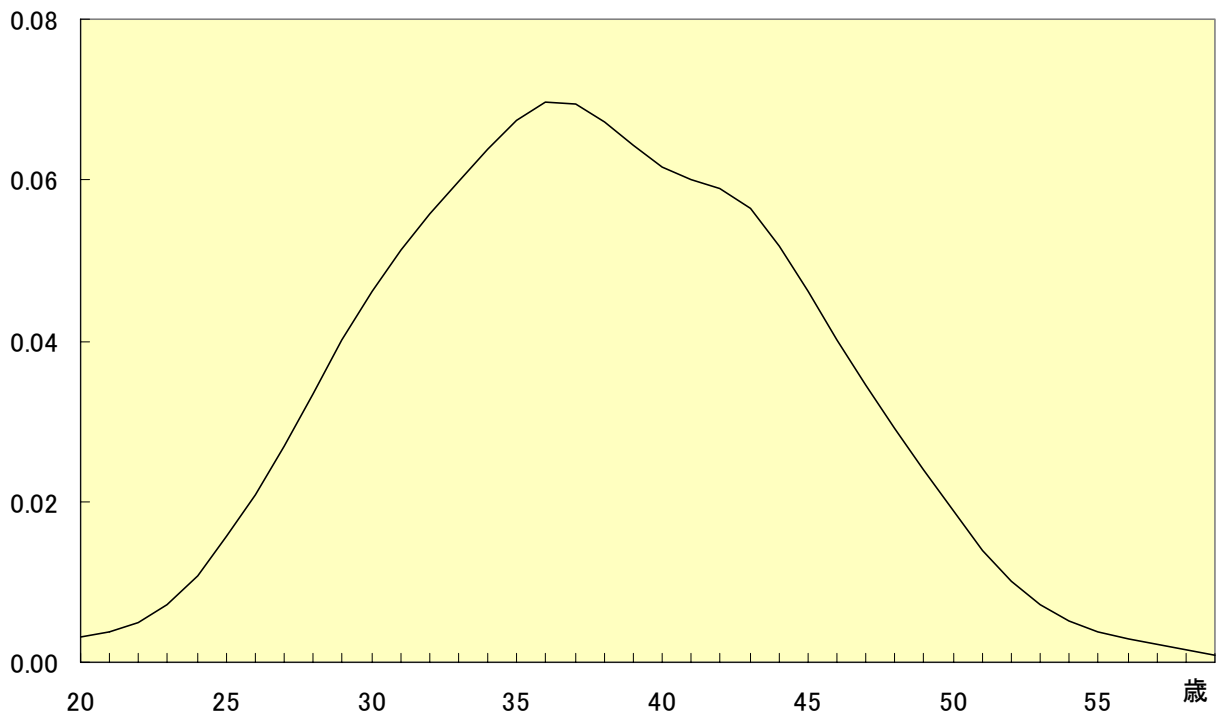
第4-5-35図 国民年金遺族年金失権率（妻）



第4-5-36図 国民年金遺族年金発生割合（妻）



第4-5-37図 国民年金遺族年金発生割合（子）



将来の被保険者数は、各制度における現在の被保険者集団から、今後どのように脱退者が発生し、また、被保険者が加入してくるのかということの帰結である。このような将来の被保険者数の動向を見込むにあたっては、人口の推移、産業構造及び雇用構造の変化、高齢者雇用・女子雇用の動向等、社会経済情勢の全般にわたる諸要素を考慮しなければならない。

被保険者数の将来推計を行うにあたり、人口の推移については、国立社会保障・人口問題研究所の直近の推計である「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」（中位推計）を基礎データとして使用している。また、労働力率の見通しについては、厚生労働省職業安定局による「労働力人口の推移推計（平成14年7月）」を基礎データとして使用している。

以下では、被保険者推計の基礎となった将来推計人口及び労働力率の見通しについて解説した後、被保険者数推計について解説する。

## 1. 将来推計人口

今回の財政再計算で被保険者数推計の基礎とした平成14年1月将来推計人口と、前回の財政再計算で基礎とした平成9年1月将来推計人口の主な内容は第4-6-1表、及び、第4-6-1図のとおりであり、今回の推計は前回の推計と比べ、さらなる出生率の低下及び寿命の伸びが見込まれており、少子高齢化がより進展するものとなっている。

出生率については、前回の人口推計と同様、平均初婚年齢の上昇（晩婚化）や生涯未婚率の上昇（未婚化）を見込んでいるが、今回の推計では、さらに、結婚した夫婦の出生力そのものが晩婚化の影響分以上に低下している最近の傾向を将来に向かって織り込んでいるのが特徴である。この夫婦の出生力低下は、「結婚出生力低下係数(k値)」という係数を用いて表現されている。今回の人口推計では、高位、中位、低位ごとに仮定された平均初婚年齢から従来は初婚年齢に応じて安定して推移してきた期待夫婦完結出生児数を推計し、これに結婚後の出生動向の変化を表すパラメーターであるk値を乗じることにより夫婦完結出生児数を設定している。中位推計では $k=0.911$ と設定されており、初婚年齢が同じでも将来の夫婦は従来夫婦の9割程度の出生力しか持たないと仮定していることになる。



また、高位推計ではk=1まで回復する仮定、低位推計ではk=0.822まで低下していく仮定となっている。その結果、新人口推計における合計特殊出生率は、中位推計では平成12(2000)年の1.36から平成19(2007)年の1.31まで低下した後は上昇に転じ平成62(2050)年には1.39に達するものと見込まれている。また、高位推計では平成12(2000)年の1.36から直ちに上昇に転じ平成62(2050)年には1.63に達し、低位推計では平成12(2000)年の1.36から低下を続け平成62(2050)年には1.10に達するものとそれぞれ見込まれている。

第4-6-1表 将来推計人口の新旧比較

財政再計算 人口推計	平成16年再計算 平成14年推計	平成11年再計算 平成9年推計
合計特殊出生率	平成12(2000)年実績 1.36 ↓ 平成62(2050)年 1.39	平成7(1995)年実績 1.42 ↓ 平成62(2050)年 1.61
平均余命(年)	平成62(2050)年 0歳 60歳 男 80.95 23.82 女 89.22 30.76	平成62(2050)年 0歳 60歳 男 79.43 22.47 女 86.47 28.02
総人口のピーク	平成18(2006)年 12,774万人	平成23(2011)年 12,778万人
65歳以上人口のピーク	平成55(2043)年 3,647万人	平成53(2041)年 3,380万人
65歳以上人口比率のピーク	平成67(2055)年 36.0%	平成62(2050)年 32.3%

なお、ここでいう合計特殊出生率は厳密には「期間合計特殊出生率」のことであり、ある時点における15歳から49歳までの女性の年齢別の出生率を合計したものである。このために、いわゆる晩産化が進行し、平均的な出産年齢が上昇傾向にある間は、産み終えた世代と出産を先送りしている世代との出生率を単純に合計することになるため、見かけ上の数値が低くなる。ある生まれ年(コーホート)の女性が一生の間に生む子供の数の平均を「コーホート合計特殊出生率」と呼ぶが、晩産化が進行している途上においては期間合計特殊出生率はコーホート合計特殊出生率よりも低く、晩産化の進行が止まって出生構造が定常的になれば両者はおおむね一致することとなる。中位推計では、コーホート合計特殊出生率は1950年生まれコーホートの実績1.98から一貫して下がり続け、1985年生まれコーホートで1.39に達するものと仮定しており、これを期間合計特殊出生率に読み替えると、期間合計特殊出生率は、いったん下がった後に1.39まで回復する見

込みとなっている。(第4-6-2表、第4-6-3表)

第4-6-2表 仮定された女子1985年出生コーホートの  
結婚・出産変数値および合計特殊出生率

	生涯未婚率 (%) ①	平均 初婚年齢 (歳)	夫婦完結 出生児数 ②=(A)×(B)	期待夫婦完 結出生児数 (A)	結婚出生力 低下係数 (B)	離死別 効果係数 ③	コーホート 合計特殊 出生率 (1-①) ×②×③
中位の仮定	16.8	27.8	1.72	1.89	0.911	0.971	1.39
高位の仮定	13.3	27.3	1.93	1.93	1.000	0.971	1.62
低位の仮定	22.6	28.7	1.49	1.81	0.822	0.971	1.12

第4-6-3表 中位推計における出生コーホート別合計特殊出生率

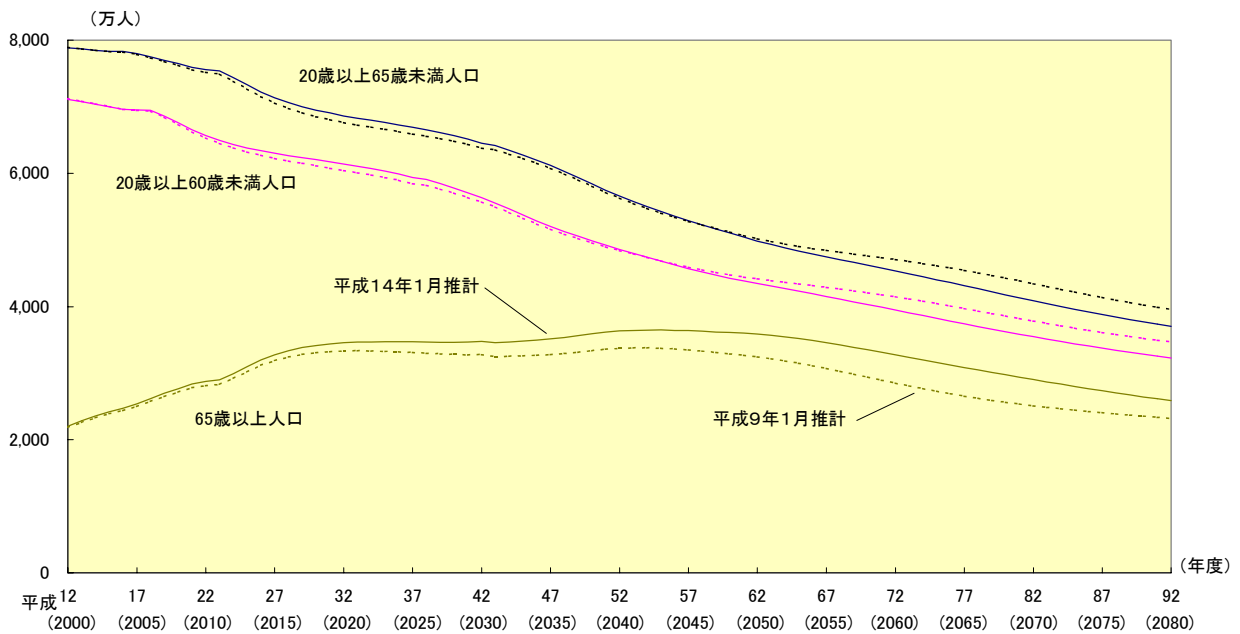
	出生コーホート										
	1950	1955	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000
生涯未婚率	5.0	5.0	7.4	9.2	12.5	15.8	16.6	16.8	16.9	17.0	17.0
平均初婚年齢	24.4	24.9	25.6	26.6	27.1	27.6	27.8	27.8	27.9	27.9	27.9
コーホート 合計特殊出生率	1.98	1.97	1.84	1.65	1.50	1.42	1.40	1.39	1.39	1.39	1.39

また、寿命について比較してみると、今回の推計では前回の推計を超える寿命の伸びを見込んでおり、2050年の平均寿命の見込みは、男子80.95歳(前回の79.43歳に対して+1.52歳)、女子89.22歳(前回の86.47歳に対して+2.75歳)となっている。

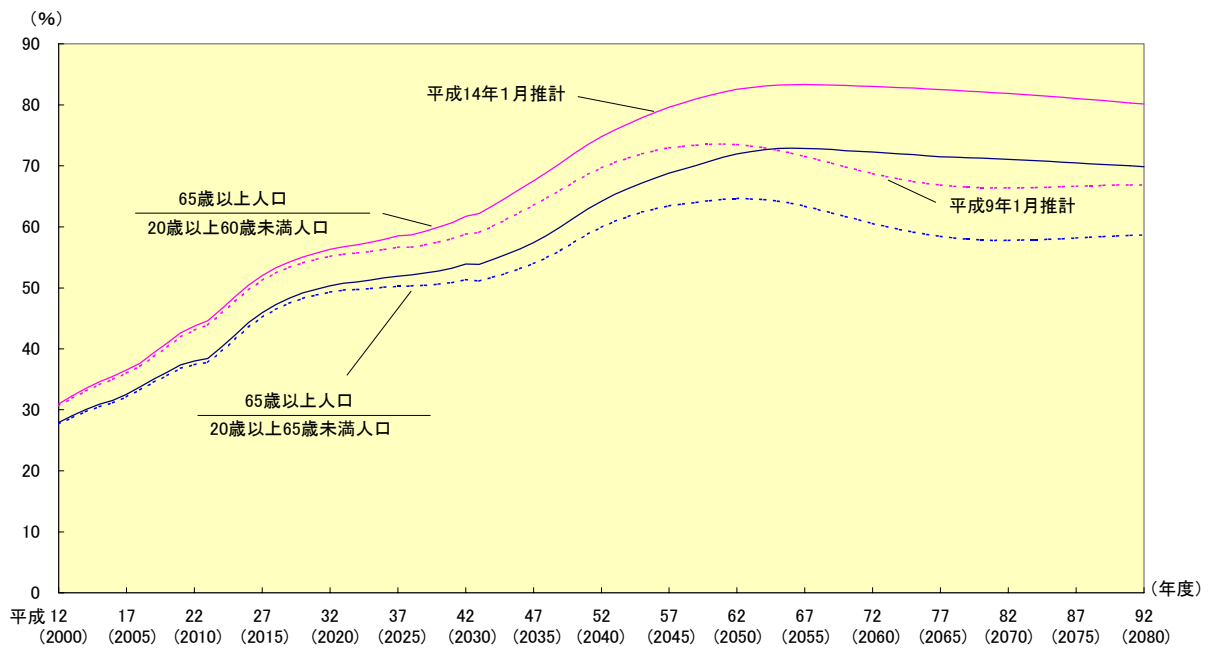
今回の人口推計と前回の人口推計を比べると、前回推計より厳しい少子化の前提が置かれていることから、被保険者の年齢層に相当する20歳以上65歳未満人口や20歳以上60歳未満人口は、主に2050年代以降において前回推計より減少している。一方、より大きく寿命が伸びる前提が置かれていることから、年金受給者の年齢層に相当する65歳以上人口は、前回推計より増加している。このことから、65歳以上人口の20歳以上65歳未満人口または20歳以上60歳未満人口に対する比率は、第4-6-2図からもわかるように、今回の人口推計の方が格段に高くなっている。

この結果は、年金制度における被保険者数に対する年金受給者数の割合の急増を示すものであり、世代間扶養の賦課方式を基本とする公的年金の財政にとって、将来きわめて厳しい状況となることを予見しているものといえる。

第4-6-1図 人口の推移  
 —平成14年1月推計と平成9年1月推計の比較—



第4-6-2図 65歳以上人口の20歳以上65歳未満人口及び  
 20歳以上60歳未満人口に対する比率  
 —平成14年1月推計と平成9年1月推計の比較—



## 2. 労働力率の将来推計

今回の財政再計算で被保険者数推計の基礎とした厚生労働省職業安定局による「労働力人口の推移推計（平成14年7月）」における労働力率の見通しは、昭和45年から平成13年までのデータを利用して、性・年齢別の労働力率の回帰式を求め、これに基づいて、一定の仮定の下に平成37(2025)年まで推計したものである。

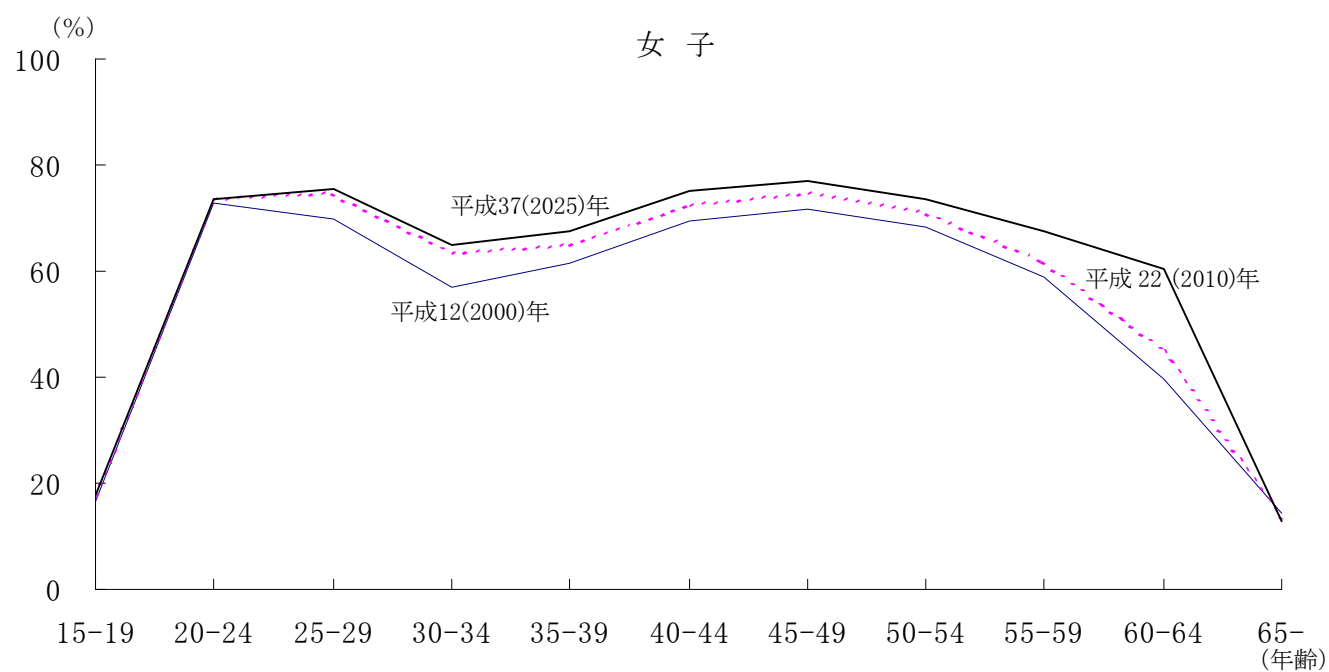
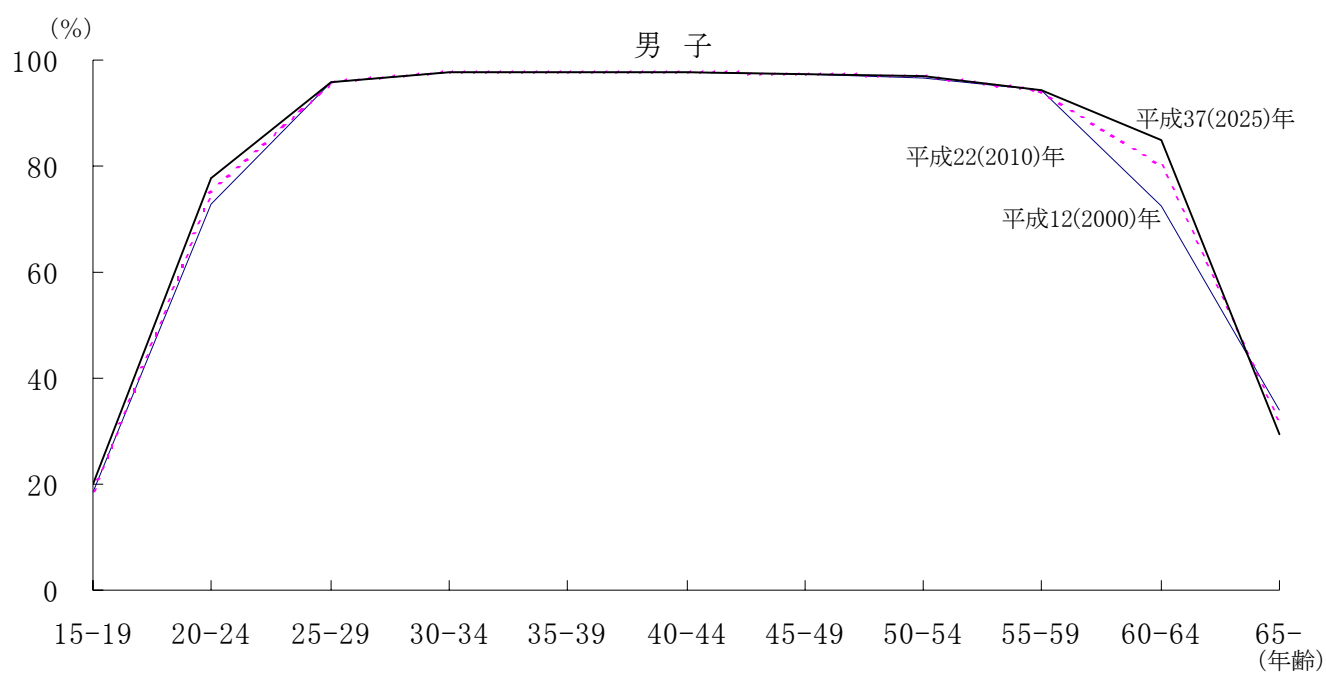
推計の結果は、第4-6-4表、及び、第4-6-3図に示したとおりであり、平成37(2025)年に向けて、男子の労働力率は60歳前半層において若干上昇、女子の労働力率は65歳以上を除く全ての年齢層において上昇する見通しとなっている。なお、65歳以上については、70歳以上の者が占める割合が増加することにより労働力率が低下する見込みとなっているものである。

第4-6-4表 労働力率の見通し

(平成14年7月)

		推 計		
		実 績	推 計	推 計
		平成12年 (2000)	平成22年 (2010)	平成37年 (2025)
		°	°	°
男 子	計	76.4	74.5	71.4
	15～19	18.4	19.0	20.1
	20～24	72.7	75.1	77.6
	25～29	95.8	95.9	95.9
	30～34	97.7	97.6	97.6
	35～39	97.8	97.8	97.8
	40～44	97.7	97.8	97.8
	45～49	97.3	97.5	97.5
	50～54	96.7	96.9	96.9
	55～59	94.2	94.4	94.4
女 子	60～64	72.6	80.0	85.0
	65～	34.1	31.6	29.5
	計	49.3	48.3	47.4
	15～19	16.6	17.8	17.8
	20～24	72.7	73.4	73.7
	25～29	69.9	74.9	75.3
	30～34	57.1	63.3	65.0
	35～39	61.4	64.8	67.4
	40～44	69.3	72.5	75.2
	45～49	71.8	74.9	77.0
子	50～54	68.2	70.9	73.5
	55～59	58.7	61.8	67.5
	60～64	39.5	45.0	60.5
	65～	14.4	13.5	13.0

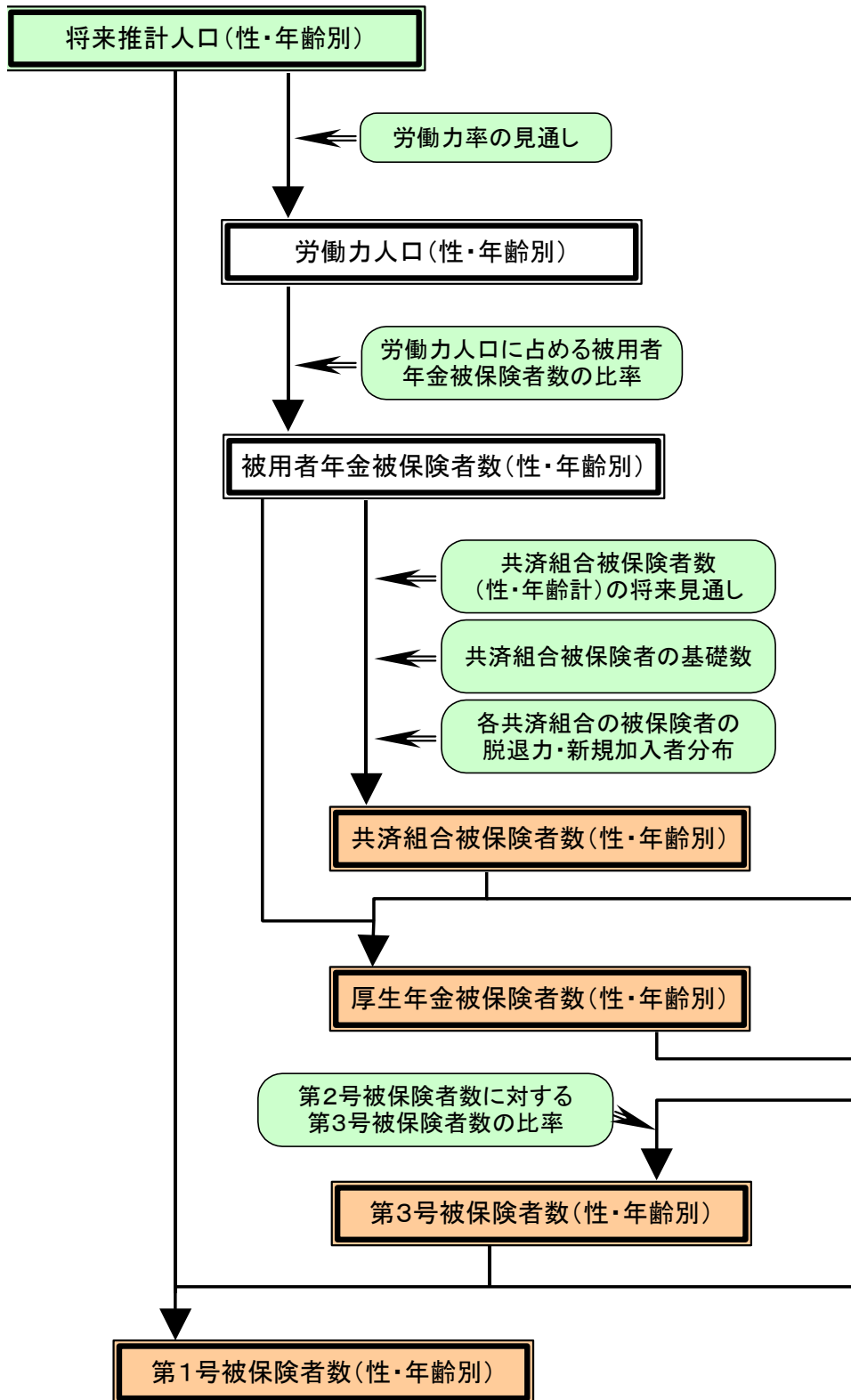
第4-6-3図 労働力率の見通し



### 3. 被保険者数の将来推計の方法

被保険者数の将来推計の手順は、第4-6-4図の通りである。以下では、この流れに沿って具体的な手法を解説する。

第4-6-4図 被保険者数の将来推計の方法



## (1) 労働力人口の推計

将来の労働力人口の推計は、性・年齢別に、将来推計人口に労働力率の将来推計を乗じることによって推計している。すなわち、

$$\begin{array}{l} \text{労働力人口の将来推計} = \text{将来推計人口} \times \text{労働力率の将来推計} \\ \text{(性・年齢別)} \qquad \qquad \text{(性・年齢別)} \qquad \text{(性・年齢別)} \end{array}$$

なお、労働力率の将来推計は、平成 37(2025)年までの推計であるため、平成 37(2025)年以降の労働力率については、平成 37(2025)年の値で一定であると仮定して、推計を行っている。

## (2) 被用者年金の被保険者数の推計

将来の被用者年金の被保険者数の推計は、性・年齢別に、(1)で得られた労働力人口の将来推計に労働力人口に占める被用者年金被保険者数の比率(被用者年金被保険者割合)を乗じることによって推計している。すなわち、

$$\begin{array}{l} \text{被用者年金被保険者数の将来推計 (性・年齢別)} \\ = \text{労働力人口の将来推計 (性・年齢別)} \\ \qquad \qquad \qquad \times \text{被用者年金被保険者割合 (性・年齢別)} \end{array}$$

ここで、被用者年金被保険者割合は、平成 13(2001)年度末の性・年齢別の実績を基準として、基本的には直近の雇用構造が将来に投影されるものとしている。

ただし、男子について、被用者年金被保険者割合を年齢別にみると、30歳台をピークに年齢が高いほど低くなっているが、これは、主に戦後の産業構造の変化により徐々に第1次産業に従事する者が減少していることによるものと考えられるため、今後、新たに30歳になる世代については、現在の30歳の世代と同程度に被用者となる傾向があるものと仮定して、被用者年金被保険者割合は、現在、30歳の世代が年を重ねるに伴い上昇することとしている。(第4-6-5図)

具体的には、男性については、

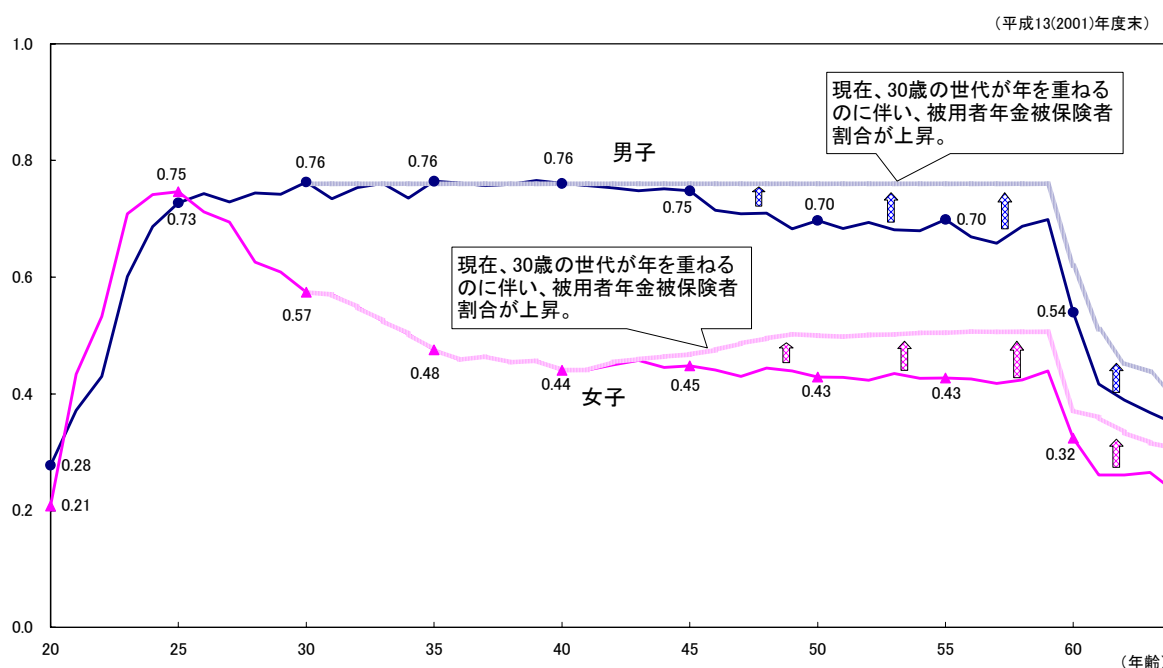
- ① 30歳未満については、平成 13(2001)年度末の年齢別の被用者年金被保険者割合が将来にわたり不変としている。
- ② 30~59歳については、今後、30歳となる世代は、現在の30歳台と同程度に被用者となると見込まれるとの考え方により、現在30歳の世代が年を重ねるに伴い、被用者化が進み、この世代が59歳になった時点

以後は、30～59 歳における被用者年金被保険者割合は、現在の 30 歳台の被用者割合と同一となるものとしている。

- ③ 60 歳以上については、59 歳未満で被用者年金被保険者割合の上昇を見込んでいることから、50 歳台後半と被用者年金被保険者割合の上昇率が同じとしている。

また、女子については、戦後の産業構造の変化による影響は男子の場合と同程度とみなして、各年齢において男子と同じ割合だけ被用者年金被保険者割合が上昇するものと見込んでいる。

第 4 - 6 - 5 図 労働力人口に占める被用者年金被保険者の比率



### (3) 共済組合の被保険者数の推計

共済組合の被保険者（各共済組合の組合員）数の推計については、各共済組合によって、加入・脱退のパターンにそれぞれ特徴があることから、個別に推計を行っている。

共済組合被保険者数の推計にあたっては、まず、被用者年金被保険者の総数に占める各共済組合の被保険者数の比率が平成 14(2002)年度実績の比率で将来にわたり一定という前提を置いて、共済組合ごとの各年の被保険者数の性別の総数を設定している。これは、各共済組合の被保険者総数が厚生年金の被保険者総数の変動に連動して推移すると仮定していることに相当する。

次に、男女それぞれについて、年齢別の共済組合の被保険者数を各共済組



合毎の基礎数、総脱退力、新規加入分布を基に推計している。すなわち、年齢毎に総脱退力に従う脱退があった後、年齢計の被保険者数と比較して新規加入者数を定め新規加入分布に従って加入させるという方法により次年度の年齢別被保険者数を決定している。

#### (4) 厚生年金の被保険者数の推計

厚生年金の被保険者数の推計は、性・年齢別に、(2) で得られた被用者年金被保険者数から、(3) で得られた共済組合被保険者数を減じることに よって推計している。すなわち、

$$\begin{aligned} & \text{厚生年金の被保険者数の将来推計 (性・年齢別)} \\ & = \text{被用者年金被保険者数の将来推計 (性・年齢別)} \\ & \quad - \text{共済組合被保険者数の将来推計 (性・年齢別)} \end{aligned}$$

#### (5) 第3号被保険者数の推計

第3号被保険者数については、実績統計から作成した年齢別の女子（または男子）第3号被保険者数の男子（または女子）第2号被保険者数に対する比率が将来にわたり一定であるとして得られる推計値を基礎とし、女性の雇用の進展に伴い女子第2号被保険者が増加することにより女子第3号被保険者が減少する効果を織り込んで推計している。

#### (6) 第1号被保険者数の推計

第1号被保険者数については、人口から(2)、(5)において推計した被用者年金被保険者数及び第3号被保険者数を控除することにより推計している。

高齢任意加入の被保険者数については、実績統計より性・年齢別の対人口比率を算出し、それが一定であるとして推計している。

## 4. 保険料水準の引上げの雇用・経済への影響

厚生年金の保険料引上げが雇用や経済に与える影響については、

- ① 社会や産業の構造が変化し経済が発展する中で時間をかけて徐々に保険料が引き上げられるものであること
- ② 閣議決定された「構造改革と経済財政の中期展望－2003年度改定」の参考試算においては、保険料水準の引上げを含め、種々の構造改革の実施を前提として、平成20(2008)年度までの経済状況等を試算しているが、その結果を

見ても、失業率が上昇したり経済が悪化するような状況とはなっていないことなどを考慮し、今回の財政再計算においては、直近の雇用状況の実績が将来も続くものとして被保険者数等の推計を行っている。

第4-6-5表 「構造改革と経済財政の中期展望-2003年度改定」の参考試算(結果の概要)

(単位：%)

	2003	2004	2005	2006	2007	2008
実質成長率	2.0	1.8	2.0	2.0	2.1	2.1
名目成長率	0.1	0.5	1.4	2.1	2.5	2.9
物価上昇率(CPI)	-0.2	-0.2	0.5	1.2	1.5	1.9
名目長期金利	1.1	1.3	1.5	1.8	2.3	2.8
<b>完全失業率</b>	<b>5.2</b>	<b>5.1</b>	<b>5.1</b>	<b>4.9</b>	<b>4.8</b>	<b>4.6</b>

## 5. 被保険者数の将来見通し

### (1) 被保険者数の将来見通し

公的年金における被保険者数のこれまでの推移は、第4-6-6表のとおりである。この表より、生産年齢人口の増加とともに年々増加してきた被保険者数が、近年は約7,000万人で横ばいとなってきたことがわかる。

今回の財政再計算において、3. で述べた推計方法により、被保険者数の将来推計を行った結果は第4-6-7表のとおりである。

公的年金の被保険者数は、平成17(2005)年度で7,000万人、以降、生産年齢人口の減少に伴い減少を続け、平成37(2025)年度には6,180万人、平成62(2050)年度には4,620万人になるものと見込まれている。

第4-6-6表 公的年金被保険者数の実績の推移

年 度	計	第1号被保険者 (任意加入含む)	被用者年金被保険者			第3号 被保険者
			厚生年金	共済年金		
	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人
平成3(1991)	68.4	18.5	37.8	33.0	4.8	12.1
4(1992)	68.9	18.5	38.3	33.5	4.8	12.1
5(1993)	69.3	18.6	38.5	33.6	4.9	12.2
6(1994)	69.5	18.8	38.6	33.7	4.9	12.2
7(1995)	70.0	19.1	38.6	33.8	4.9	12.2
8(1996)	70.2	19.4	38.8	34.0	4.9	12.0
9(1997)	70.3	19.6	38.8	34.0	4.8	11.9
10(1998)	70.5	20.4	38.3	33.4	4.8	11.8
11(1999)	70.6	21.2	37.8	33.0	4.8	11.7
12(2000)	70.5	21.5	37.4	32.7	4.8	11.5
13(2001)	70.2	22.1	36.8	32.0	4.7	11.3
14(2002)	70.5	22.4	36.9	32.1	4.7	11.2

(注) 厚生年金には平成8年度以前の旧3公社共済組合及び平成13年度以前の農林共済を含み、共済年金には含まない。

資料：社会保険庁「事業年報」

第4-6-7表 公的年金被保険者数の将来見通し

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	被用者年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率
			合計	厚生年金	共済組合	合計	厚生年金	共済組合	
	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%
平成(西暦)									
17(2005)	70.0	21.9	37.0	32.3	4.7	11.2	9.7	1.5	-0.4
18(2006)	69.9	21.8	37.0	32.2	4.7	11.1	9.7	1.5	-0.3
19(2007)	69.4	21.5	36.8	32.2	4.7	11.0	9.6	1.5	-0.2
20(2008)	68.7	21.1	36.7	32.0	4.7	10.9	9.5	1.4	-0.2
21(2009)	68.0	20.6	36.5	31.9	4.7	10.8	9.4	1.4	-0.5
22(2010)	67.3	20.2	36.3	31.7	4.6	10.7	9.3	1.4	-0.8
27(2015)	64.9	19.0	35.4	30.9	4.5	10.5	9.2	1.3	-0.8
32(2020)	63.3	18.6	34.6	30.2	4.4	10.2	8.9	1.3	-0.5
37(2025)	61.8	18.2	33.9	29.6	4.3	9.7	8.5	1.2	-0.5
42(2030)	59.3	17.6	32.6	28.4	4.2	9.1	7.9	1.2	-0.8
52(2040)	52.0	15.3	28.8	25.1	3.7	7.9	6.8	1.1	-1.3
62(2050)	46.2	13.6	25.5	22.3	3.3	7.1	6.1	0.9	-1.1
72(2060)	41.9	12.4	23.1	20.2	2.9	6.4	5.6	0.8	-1.0
82(2070)	37.7	11.1	20.9	18.2	2.7	5.7	5.0	0.8	-1.1
92(2080)	34.3	10.2	18.9	16.5	2.4	5.2	4.5	0.7	-0.9
102(2090)	31.7	9.5	17.5	15.2	2.2	4.8	4.2	0.6	-0.7
112(2100)	29.7	8.9	16.3	14.2	2.1	4.5	3.9	0.6	-0.7

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) 公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値である。

※ マクロ経済スライドは、この公的年金被保険者数の減少率に寿命の伸びを勘案して設定した一定率(0.3%)を加えたものを基礎とし、給付水準調整を行う。

さらに、これを被保険者種別毎にみると、第1号被保険者数は、平成17(2005)年度で2,190万人、以降、減少を続け、平成37(2025)年度には1,820万人、平

成 62(2050)年度には 1,360 万人となっている。

被用者年金被保険者数は、平成 17(2005)年度で 3,700 万人、以降、平成 37(2025)年度には 3,390 万人、平成 62(2050)年度には 2,550 万人と減少していく。

第 3 号被保険者数は、平成 17(2005)年度で 1,120 万人、以降、平成 37(2025)年度には 970 万人、平成 62(2050)年度には 710 万人と推移していく。

被用者年金被保険者のうち厚生年金の被保険者の人数は、平成 17(2005)年度で 3,230 万人、以降、平成 37(2025)年度には 2,960 万人、平成 62(2050)年度には 2,230 万人と減少していく見込みとなっている。

## (2) スライド調整率の見通し

マクロ経済スライドによる給付水準の調整を行う際の調整率は、公的年金の全被保険者数の減少率の実績(3年平均)と平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率(0.3%)とにより設定される。

このうち、公的年金の全被保険者数の減少率の実績は、年金の改定を行う 4 月時点で確定している前々年度のものまでの 3 年平均を用いることとしているが、その見通しは、第 4-6-7 表のとおりである。

スライド調整率の見通しについては、今後 20 年程度は、大きく異なることはない想定される。今、生まれた者が公的年金の被保険者となるのは、およそ 20 年後であり、それまでの間の被保険者数は、既に生まれている者の動向により左右されるからである。

## 6. 基礎年金拠出金算定対象者数の将来見通し

基礎年金給付費の費用負担については、公的年金各制度が毎年度、被保険者及びその被扶養配偶者の総数により按分した額を拠出することにより賄われることとなっている。各制度が拠出する際の按分割合の算定基礎となる被保険者及びその被扶養配偶者を基礎年金拠出金算定対象者といい、その制度の対象者のうち、その被保険者期間が、将来、老齢基礎年金の額に反映する者を範囲とするということで、具体的には次の者を指す。

- ① 国民年金については、第 1 号被保険者のうち保険料納付者(任意加入の被保険者及び保険料半額免除期間を有する者を含む)、すなわち、保険料全額免除者及び保険料未納者を除く者
- ② 被用者年金各制度については、第 2 号被保険者(被用者年金の被保険者の

うち 65 歳未満の者。ただし、65 歳以上の被用者年金の被保険者で老齢又は退職を支給事由とする年金の受給権を有しない者を含む。) のうち 20 歳以上 60 歳未満の者、及び、第 3 号被保険者 (第 2 号被保険者の被扶養配偶者のうち 20 歳以上 60 歳未満の者) の全員

①の人数の推移は、長期的にみると、第 1 号被保険者数の傾向とほとんど変わらず、②の人数の推移は、長期的にみると被用者年金の被保険者数の傾向とほとんど変わらない。(第 4-6-8 表)

第 4-6-8 表 基礎年金拠出金算定対象者数の見通し

年度	拠出金 算定対象者数計 百万人	第 1 号被保険者 百万人	厚生年金		共済年金	
			第 2 号被保険者 百万人	第 3 号被保険者 百万人	第 2 号被保険者 百万人	第 3 号被保険者 百万人
平成 (西暦)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人
17 (2005)	58.3	12.7	30.0	9.7	4.5	1.5
18 (2006)	59.1	13.5	29.9	9.7	4.5	1.5
19 (2007)	59.3	14.1	29.7	9.6	4.5	1.5
20 (2008)	58.6	13.9	29.4	9.5	4.4	1.4
21 (2009)	57.9	13.6	29.0	9.4	4.4	1.4
22 (2010)	57.2	13.4	28.8	9.3	4.4	1.4
27 (2015)	55.7	13.0	28.0	9.2	4.2	1.3
32 (2020)	54.6	12.7	27.6	8.9	4.1	1.3
37 (2025)	53.1	12.5	26.8	8.5	4.1	1.2
42 (2030)	50.7	12.2	25.4	7.9	3.9	1.2
52 (2040)	44.0	10.7	21.9	6.8	3.5	1.1
62 (2050)	39.3	9.5	19.7	6.1	3.0	0.9
72 (2060)	35.7	8.7	17.9	5.6	2.7	0.8
82 (2070)	32.1	7.8	16.0	5.0	2.5	0.8
92 (2080)	29.2	7.1	14.6	4.5	2.3	0.7
102 (2090)	27.0	6.6	13.5	4.2	2.1	0.6
112 (2100)	25.3	6.1	12.7	3.9	2.0	0.6

(注) 年度間平均値である。

## 7. 被保険者の年齢構成

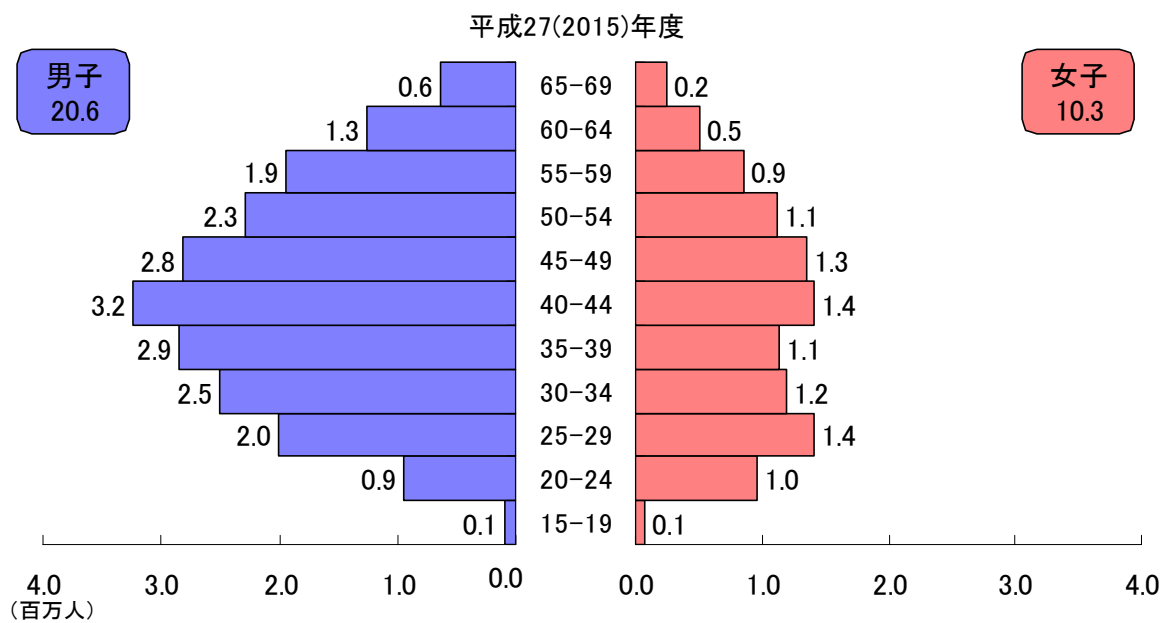
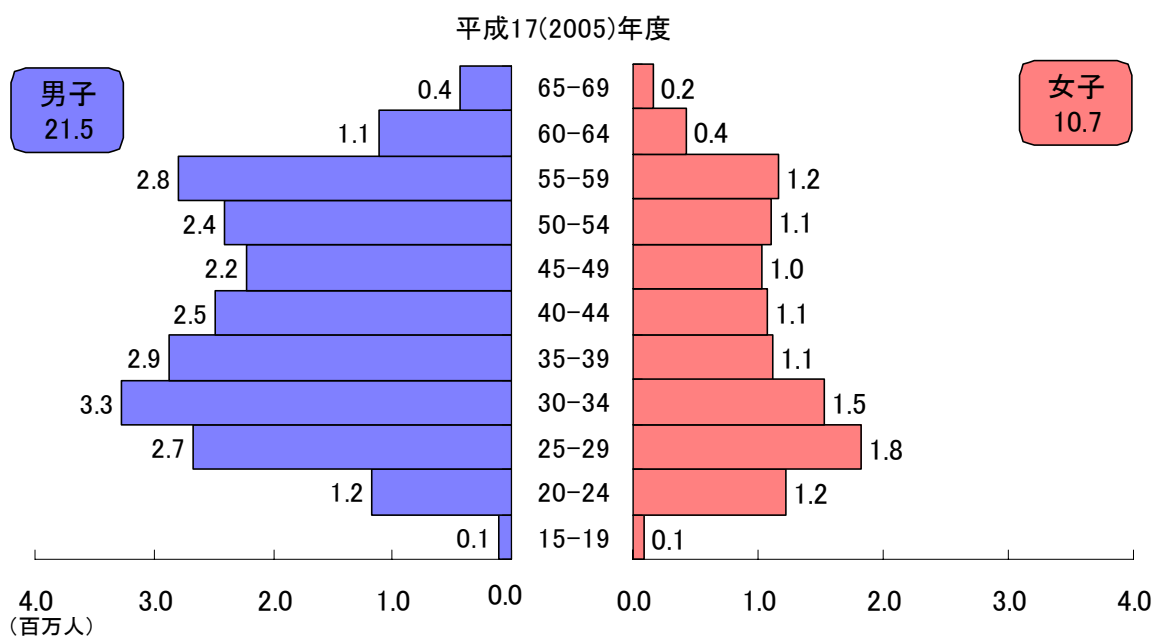
被保険者数の将来推計は性・年齢別に行っており、被保険者の年齢構成が将来どのように変化していくかをみることができる。厚生年金の場合を示したものが第4-6-6図である。男女別に比較した場合、男子と女子の被保険者で年齢構成に大きな違いが見られる。

男子の場合、平成17(2005)年度では50歳台後半層のいわゆる団塊の世代とその子供世代である第2次ベビーブーム世代に対応する30歳台前半層を2つのピークとした年齢構成となっているが、平成27(2015)年度になると、団塊の世代は被保険者から抜けて、それに対応するピークはなくなり、第2次ベビーブーム世代の40歳台前半層のみがピークを形成することとなる。また、平成37(2025)年度になると第2次ベビーブーム世代は50歳台前半層となり、そこをピークとして、年齢が低いほど被保険者数が少なくなる年齢構成となる。そして、平成62(2050)年度には、年齢構成上、特異なところがみられなくなり40歳台後半を緩やかなピークとする年齢構成となる。男子被保険者の年齢構成の年次推移をみると、団塊の世代、第2次ベビーブーム世代のピークが通り過ぎた後は、出生率が人口を長期的に一定の規模で保持する水準(人口置換水準、合計特殊出生率で2.07前後の水準)を大きく割り込んでいるため被保険者数の減少は続くものの、年齢構成としては安定化していく傾向にある。

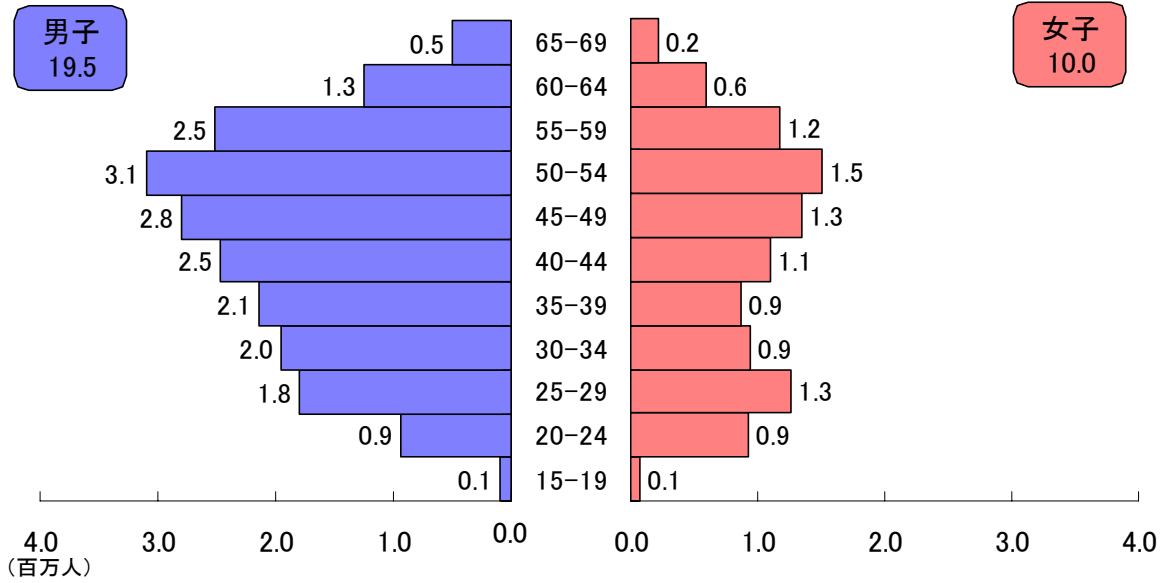
女子の場合、平成17(2005)年度では、20歳台後半層を1つのピークとしつつ、40歳台後半層で谷となり、再び50歳台前半層でなだらかながら第2のピークとなるという、いわゆるM字型の年齢構成となっている。このM字型の年齢構成は、20歳台後半以降、結婚・出産に伴いいったんは退職するが、子供に手間がかからなくなる中高年齢になると再び働きに出るというライフサイクルを反映しているものであると考えられる。また、女子被保険者の将来の年齢構成についても、第2次ベビーブーム世代による影響があるもののおおむね平成62(2050)年度には被保険者数の減少は続くものの安定的な年齢構成となることとなる。

以上のように、将来の被保険者の年齢分布の変化については、推計の基礎となった平成14年1月将来推計人口による人口構造の変化を軸として、労働力率の見通しにある高齢者や女子の雇用の進展が反映されたものとなっている。

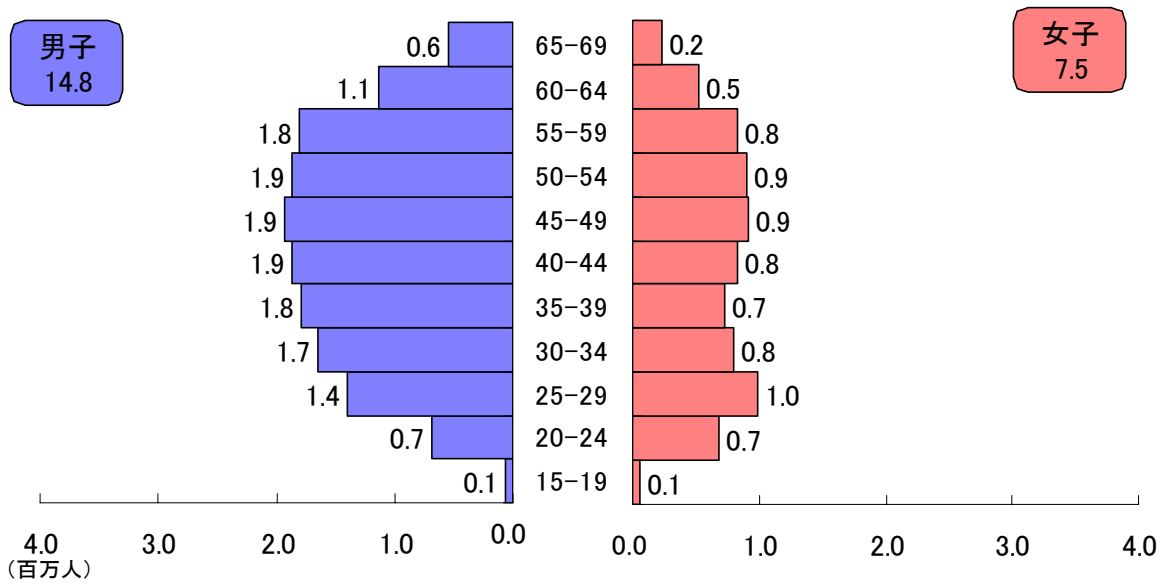
第4-6-6図 厚生年金の被保険者の年齢構成の推移



平成37(2025)年度



平成62(2050)年度





## 受給者数の将来推計及び 給付水準を維持した場合の給付費の推計方法

### 1. 給付費・受給者数の将来推計

財政再計算においては、被保険者数の将来推計結果から、将来の厚生年金被保険者に係る報酬の推計を行い、給付費・受給者数等の推計を行っている。ここでは、この一連の過程について解説する。なお、給付費については、マクロ経済スライドにより給付水準の調整が行われることとなるが、どこまで給付水準を調整するかを計算するため、マクロ経済スライドが行われなかったとした場合の毎年度の給付費の推計を行っている。ここでは、マクロ経済スライドによる調整前の給付費までの推計過程について解説する。

被保険者数の推計が将来推計人口の内訳として決定されていく方式を述べたが、給付費・受給者数の将来推計では、基礎数を出発点とし、基礎率を使用して、将来の制度の状態を実際に起きるかのよう一年一年作り出していくシミュレーション方式をとっている。このようなシミュレーションにおいては、性・年齢・被保険者期間別等に分解された要素を年次毎に作り出していく必要があり、膨大な計算量を伴うものであるが、制度の将来の姿を忠実かつ精密に予測し、年金財政の検討を行う上では欠かせないものである。

将来の給付費や受給者数を算出するためには、いくつかのステップを踏むこととなるが、以下、厚生年金の場合を例にシミュレーションの基本的な構造について解説する。

#### (1) 被保険者の区分

被保険者数推計において、将来の各年度の性・年齢別の人数が推計されるが、この際、過去の加入歴が長い者、短い者、その年度内に加入する者、脱退する者など、様々な状態の者がおり、この状態が異なれば、将来、受給者になったときの年金額等が異なってくることから、被保険者数推計での情報以上に、さらに、細かい状態のシミュレーションを行う必要がある。

そこで、シミュレーションでは、性・年齢・被保険者期間別に保有している前年度末の被保険者データから、基礎率を使用して、当年度末の性・年齢・被保険者期間別の被保険者データを作り出す。

① 前年度末から引き続き加入する者（残存者）

前年度末から引き続き加入する者は、年齢が1歳、被保険者期間が1年増えるが、その人数は、次式のとおり、総脱退力により脱退する者の残存者数として算出される。もちろん同時に、総脱退者数(a)も得られる。

$$\text{zanzonh}(x, t) = \text{hiho}(x-1, t-1) \times \exp(-u(x, 0))$$

[前年度末]

$$(a) = \text{hiho}(x-1, t-1) - \text{zanzonh}(x, t)$$

[前年度末]

② 前年度末から引き続き年金受給を待期している者（残存待期者）

前年度末から引き続き待期している者は、被保険者期間は増加しないが、年齢が1歳増えることとなる。

$$\text{zantaiki}(x, t) = \text{taiki}(x-1, t) \times (1 - q(x))$$

[前年度末]

③ 新たに加入する者（新規加入者）、加入歴はあるが前年度は加入しておらず再び加入することとなる者（再加入者）

被保険者数推計上の数値と①の残存者数との差が新規加入者または再加入者の対象となることから、これを再加入率により、新規加入者と再加入者に分解する。

$$\text{saikanyu}(x, t) = (\text{waku}(x) - \sum_t \text{zanzonh}(x, t)) \times \text{sair}(x)$$
$$\times \text{zantaiki}(x, t) / \sum_t \text{zantaiki}(x, t)$$

$$\text{shinki}(x) = \text{waku}(x) - \sum_t \text{zanzonh}(x, t) - \sum_t \text{saikanyu}(x, t)$$

④ 脱退する者（脱退者）

脱退者は、(1)サラリーマンを辞めるなど、厚生年金から生存脱退する者、(2)厚生年金の加入期間中に障害状態となり障害年金受給者となる者、(3)厚生年金の加入期間中に死亡する者に分けられる。

$$(2) = (\text{hiho}(x-1, t-1) + \text{zanzonh}(x, t)) / 2 \times u(x, 1)$$

[前年度末]

$$(3) = (\text{hiho}(x-1, t-1) + \text{zanzonh}(x, t)) / 2 \times u(x, 2)$$

[前年度末]

$$(1) = (a) - (2) - (3)$$

まず、①、③の結果から、当年度末における被保険者  $\text{hiho}(x, t)$  が次の算式により生成される。

$$t=0 \text{ の時 } \text{hiho}(x, 0) = \text{shinki}(x)$$

[当年度末]

$$t>0 \text{ の時 } \text{hiho}(x, t) = \text{zanzonh}(x, t) + \text{saikanyu}(x, t)$$

[当年度末]

なお、 $\sum_t \text{hiho}(x, t) = \text{waku}(x)$  となっている。  
[当年度末]

また、②、④の結果から、当年度末における待期者  $\text{taiki}(x, t)$  が次の算式により生成される。

$$\text{taiki}(x, t) = \text{zantaiki}(x, t) - \text{saikanyu}(x, t) + (1)$$

[当年度末]

(注) 記号等の説明

$x$  : 年齢

$t$  : 被保険者期間が  $t$  年 (ここでは「 $t$  年以上 ( $t+1$ ) 年未満」を意味するものとする。)

$\text{waku}(x)$  : 被保険者数推計における当年度末に満  $x$  歳である被保険者数

$\text{hiho}(x, t)$  : 年度末における満  $x$  歳、被保険者期間  $t$  年の被保険者数

$\text{taiki}(x, t)$  : 年度末における満  $x$  歳、被保険者期間  $t$  年の受給待期者数

$\text{zanzonh}(x, t)$  : 当年度末における満  $x$  歳、被保険者期間  $t$  年の被保険者であって、前年度末から引き続き被保険者である者 (残存者) の人数

$\text{zantaiki}(x, t)$  : 前年度末に被保険者期間  $t$  年の受給待期者であった者のうち、当年度末に満  $x$  歳で生存している者の人数

$\text{shinki}(x)$  : 当年度中の新規加入者であって、当年度末に満  $x$  歳である者の人数

$\text{saikanyu}(x, t)$  : 当年度中の再加入者であって、当年度末に満  $x$  歳、被保険者期間  $t$  年である者の人数

$u(x, 0)$  :  $x$  歳の被保険者の総脱退力  
(= 生存脱退力 + 障害年金発生力 + 死亡脱退力)

$u(x, 1)$  :  $x$  歳の被保険者の障害年金発生力

$u(x, 2)$  :  $x$  歳の被保険者の死亡脱退力

$\text{sair}(x)$  : 当年度末に満  $x$  歳となる当年度中加入者の再加入率 (過去の加入歴がある者の割合)

$q(x)$  : 年度中に  $x$  歳である前年度末受給待期者の当年度中における死亡率

## (2) 被保険者の報酬

財政見通しの作成上、保険料収入や受給者になったときの報酬比例部分の年金額を算定するため、被保険者の報酬についてシミュレーションが必要となる。

### ・報酬の算定

残存者（前年度末から引き続き被保険者である者）の報酬に昇給率（定期昇給分）と賃金上昇率を適用したものと、当年度中の加入者の報酬の全平均が当年度末の1人あたり報酬となる。

$$\begin{aligned} \text{hoshu}(k, x, t) = & \{ \text{nhoshu}(x) \times \prod_{m=1}^k (1+h(m)) \times \text{kanyu}(x, t) \\ & + \text{hoshu}(k-1, x-1, t-1) \times \text{shokyu}(x) / \text{shokyu}(x-1) \\ & \times (1+h(k)) \times \text{zanzonh}(x, t) \} / \text{hiho}(x, t) \end{aligned}$$

### ・報酬累計の算定

受給者になったときの報酬比例部分の年金額を算定するため、被保険者及び受給待期者の1人あたり報酬累計について、再評価や物価スライドをしつつ、シミュレーションを行っている。

残存者の他、当年度中加入者、当年度中生存脱退者、受給待期者についての前年度までの報酬累計に対して、まず、当年度分のスライドを行ったものを算定する。

$$(A) = \{ \text{kanyu}(x, t) \times \text{ruikeit}(x-1, t) + \text{zanzonh}(x, t) \times \text{ruikeih}(x-1, t-1) \} \times \text{slide}(k)$$

$$(B) = \{ \text{zanzont}(x, t) \times \text{ruikeit}(x-1, t) + \text{dattai}(x, t) \times \text{ruikeih}(x-1, t-1) \} \times \text{slide}(k)$$

このようにして算定された額に対して、次に、被保険者の状態毎に当年度に累加されるべき報酬を加算する。

① 当年度中加入者については、加入時報酬の1/2分：

$$\text{nhoshu}(x) \times \prod_{m=1}^k (1+h(m)) / 2 \times \text{kanyu}(x, t) \times \text{htoc}(k)$$

② 残存者については、前年度末の報酬と当年度末の報酬の和半：

$$\begin{aligned} & (\text{hoshu}(k-1, x-1, t-1) + \text{hoshu}(k, x, t)) / 2 \\ & \times \text{zanzonh}(x, t) \times \text{htoc}(k) \end{aligned}$$

③ 当年度中生存脱退者については、前年度末の報酬の1/2分：

$$\text{hoshu}(k-1, x-1, t-1)/2 \times \text{dattai}(x, t) \times \text{htoc}(k)$$

当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者の報酬累計は、「(A)+①+②」、当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の受給待期者の報酬累計は、「(B)+③」により算出される。

これらを被保険者数、受給待期者数でそれぞれ除すと1人当たり報酬累計が得られ、次年度のシミュレーションに用いる  $\text{ruikeih}(x, t)$  あるいは  $\text{ruikeit}(x, t)$  となる。

k : 年度、 x : 年齢

t : 被保険者期間が t 年（ここでは「t 年以上(t+1)年未満」を意味するものとする。）

$\text{hoshu}(k, x, t)$  : k 年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者の1人当たり報酬

$\text{ruikeih}(x, t)$  : 前年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者の1人当たり報酬累計

$\text{ruikeit}(x, t)$  : 前年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の受給待期者の1人当たり報酬累計

$\text{nhoshu}(x)$  : 年度末に満 x 歳である新規加入者の1人当たり報酬（平成13年度末基準）

$\text{kanyu}(x, t)$  : 当年度中の加入者（新規加入者及び再加入者）であって、当年度末に満 x 歳、被保険者期間 t 年である者の人数

$\text{dattai}(x, t)$  : 厚生年金からの生存脱退者であって、当年度末に満 x 歳、被保険者期間 t 年である者の人数

$\text{zanzonh}(x, t)$  : 当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者であって、前年度末から引き続き被保険者である者（残存者）の人数

$\text{zanzont}(x, t)$  : 当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の受給待期者であって、前年度末から引き続き受給待期者である者の人数

$\text{hiho}(x, t)$  : 当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者数（=  $\text{kanyu}(x, t) + \text{zanzonh}(x, t)$ ）

$\text{h}(k)$  : k 年度の賃金上昇率

$\text{slide}(k)$  : k 年度の年金改定率（スライド調整前）

htoc(k) : k 年度の調整率（スライド調整がないとした場合の当年度の報酬に係る再評価率）

shokyu(x) : 年度末に満 x 歳である者の標準報酬指数（昇給指数）

### （３）受給者の新規裁定

被保険者のシミュレーションにおいて、性・年齢・被保険者期間別に、被保険者や受給待期者の報酬累計が推計されていくこととなるが、被保険者が老齢年金、障害年金、遺族年金のいずれかの年金の受給者としての支給要件を満たした段階で、受給者として年金額等が算定されることとなる。

これらは、シミュレーション上、年金の種類毎に次のような新規裁定の手続きがなされることとなる。

#### ① 老齢年金

老齢年金の場合、被保険者または年金受給待期者が支給開始年齢に到達した時点もしくは支給開始年齢到達後の退職時において、次の作業を行う。

##### ・支給開始年齢

被保険者種別毎に、支給開始年齢に到達しているかどうかを判定する。

なお、繰上げ請求率に基づき、繰上げ年数毎に受給者数を区別する。

##### ・被保険者期間

加給年金の支給要件である 20 年以上の判定等を行う。

##### ・退職、在職の区別

在職者（被保険者）については、平均的な年金支給割合を乗じた分の年金額を支給する方法で計算を行う。

なお、老齢年金の受給資格要件として、国民年金の保険料未納期間を除く公的年金制度の加入期間と外国に居住していた期間等のいわゆるカラ期間を通算して原則として 25 年を要することとされているが、制度別に行っているシミュレーションにおいては、厚生年金以外の加入期間等を通算して 25 年以上となるかどうか判定できないこともあり、また、実際に大部分の加入者が受給資格要件を満たすものと想定されることから、被保険者期間は全て将来の年金受給に反映されるものとして計算を行っている。

#### ② 障害年金

厚生年金の加入期間中に障害の状態となり、障害年金受給者となる者については、次の作業を行う。

- ・ 障害等級  
障害等級割合により、1 級、2 級、3 級に区分する。
- ・ 被保険者期間  
被保険者期間が 300 月に満たない場合には、300 月とみなして計算を行う。

### ③ 遺族年金

遺族年金受給者数は、被保険者、受給待期者もしくは老齢年金、障害年金の受給者が死亡した場合に、その人数に遺族年金発生割合を乗じることにより得ている。なお、受給者の年齢は、死亡した被保険者等との年齢相関によって決定する。また、遺族厚生年金受給者のうち遺族基礎年金受給者は、妻である遺族年金受給者の人数に有子割合を乗じたものと、子どもである遺族年金受給者数の和となる。

遺族年金の新規裁定は、死亡した者の状態により取扱いが異なる。

- ・ 死亡した者が被保険者であった場合  
被保険者期間が 300 月に満たない場合には、300 月とみなして計算を行う。
- ・ 死亡した者が受給待期者であった場合  
受給待期者については、原則として公的年金の加入期間等が通算して 25 年以上あるときに遺族厚生年金が支給されるが、シミュレーションにおいては老齢年金と同様に 25 年の受給資格要件の判定を行っていない。
- ・ 死亡した者が受給者であった場合  
老齢厚生年金の場合には基本的に、死亡した者の年金額の 3/4 として年金額が決定される。なお、旧法老齢年金、障害年金受給者の場合についても適宜処理を行っている。

新規裁定時の各要素毎の年金額の算出方法をまとめると、基本的に、次のようになる。

- ・ 報酬比例部分 = 報酬累計 × 給付乗率
- ・ 特別支給の老齢年金の定額部分（老齢）  
= 被保険者期間 × 定額単価
- ・ 経過的加算（老齢年金の場合）  
= 特別支給の老齢年金の定額部分  
− 基礎年金（厚生年金の加入期間分）  
（ただし、マイナスとなる場合は支給なし）





shinnenkin(x, I) : shinki(x, I)に係る年金額総額

※ Iについては記述を省略した。

以上述べた作業を将来の各年度にわたり繰り返し行った後、各年度においてそれらを集計することにより、毎年度の報酬総額、給付費総額及び厚生年金の独自給付に係る国庫負担額等、厚生年金の収支見通し作成上で使用するデータに加えて、厚生年金の加入期間分の基礎年金給付費等、基礎年金拠出金算定システムに入力するデータや旧三公社共済組合の厚生年金統合に伴う支援額算定システムに入力するデータも作成されることとなる。

## 2. 受給者数の将来見通し

### (1) 受給者数の将来見通し

シミュレーションにより得られた将来の受給者数の見通しについて解説する。以下、基礎年金受給者という場合には、基礎年金という名称で昭和 61(1986)年 4 月以降に新規裁定される受給者（老齢年金の場合には、昭和 61(1986)年 4 月 1 日における年齢が 60 歳未満の者）の他、基礎年金制度導入前の法律下で被用者年金の給付として裁定された年金のうち昭和 36(1961)年 4 月以降の加入期間に基づき 65 歳以降に支給されるものといったように基礎年金給付費の費用負担上、基礎年金に相当する給付とみなされる年金（みなし基礎年金）の支給を受けている者を含む。

#### ①基礎年金受給者数

老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金それぞれの受給者数及び老齢基礎年金の受給者数に対する国民年金（基礎年金）の被保険者数の比率の将来見通しは第 4-7-1 表のとおりである。

老齢基礎年金受給者は、平成 17(2005)年度で 2,390 万人であるが、平成 22(2010)年度には 2,760 万人、平成 37(2025)年度には 3,310 万人と急速に増加し、その後、平成 52(2040)年度で 3,510 万人と、ほぼピークに達した後は減少に転じ、平成 112(2100)年度には 2,070 万人になるものと見通される。

次に、老齢基礎年金の受給者数に対する国民年金（基礎年金）の被保険者数の比率であるが、平成 17(2005)年度で 2.9 であるが、平成 22(2010)年度には 2.4、平成 37(2025)年度には 1.8 と急速に下降し、その後、平成 62(2050)年度に 1.3 に達した後は微増し、平成 112(2100)年度には 1.4 に

なるものと見通される。

老齢基礎年金受給者数に対する基礎年金の被保険者数の比率の将来推移は、将来推計人口における 20 歳以上 60 歳未満人口に対する 65 歳以上人口の比率とほぼ同様の傾向を示している。

障害基礎年金受給者数については、平成 17(2005)年度で 150 万人であるが、その後やや増加し、平成 22(2010)年度には 160 万人、平成 37(2025)年度には 170 万人となる。以降、170 万人程度で推移した後、人口の減少に応じて減少し、平成 112(2100)年度には 110 万人になるものと見通される。

一方、遺族基礎年金受給者数については、将来にわたり 10 万人程度で推移するものと見通される。遺族基礎年金については、遺族の範囲が子のある妻及び子に限定され、遅くとも子供が 20 歳になるまでに失権することもあり、既に成熟状態に達しているものと考えられる。

第4-7-1表 基礎年金の被保険者数、受給者数の見通し

年 度	被保険者数 ①	受 給 者 数			①/②
		老 齢 基礎年金 ②	障 害 基礎年金	遺 族 基礎年金	
平成 (西暦)	百万人	百万人	百万人	百万人	
17 (2005)	69.4	23.9	1.5	0.1	2.9
18 (2006)	69.3	24.8	1.5	0.1	2.8
19 (2007)	68.7	25.6	1.5	0.1	2.7
20 (2008)	68.0	26.4	1.6	0.1	2.6
21 (2009)	67.2	27.1	1.6	0.1	2.5
22 (2010)	66.6	27.6	1.6	0.1	2.4
27 (2015)	63.9	31.3	1.6	0.1	2.0
32 (2020)	62.5	32.9	1.7	0.1	1.9
37 (2025)	61.0	33.1	1.7	0.1	1.8
42 (2030)	58.4	33.3	1.8	0.1	1.8
52 (2040)	51.0	35.1	1.8	0.1	1.5
62 (2050)	45.3	34.6	1.7	0.1	1.3
72 (2060)	41.2	31.9	1.6	0.1	1.3
82 (2070)	37.1	28.6	1.5	0.1	1.3
92 (2080)	33.7	25.6	1.3	0.1	1.3
102 (2090)	31.2	23.0	1.2	0.1	1.4
112 (2100)	29.2	20.7	1.1	0.1	1.4

(注1)年度間平均値である。

(注2)基礎年金の被保険者には、65歳以上の被用者年金の被保険者が含まれておらず、公的年金の全被保険者と異なる。

(注3)受給者数は「基礎年金に相当する給付」とみなされる給付の支給を受けている者を含む。

## ②厚生年金受給者数

老齢厚生年金は、原則として厚生年金の被保険者であった者が、老齢基礎年金の受給権を取得したときに支給される。この場合、厚生年金の被保険者期間が1月でもあれば、すべて、老齢厚生年金受給者として取り扱われ、かつての基礎年金制度導入前の法律下における老齢年金と通算老齢年金の区別はない。

老齢厚生年金受給者は昭和 61(1986)年 4 月以降徐々に発生してくるものであり、昭和 61(1986)年度前の統計との連続性を図る観点から、老齢厚生年金で被保険者期間が 25 年以上の者（経過的に 20～24 年の者や、中高齢の特例による期間短縮を受けている者も含む。）を老齢年金相当受給者（以下「老齢相当」と呼ぶ。）とし、それ以外（25 年未満）の者を通算老齢年金相当受給者（以下「通老相当」と呼ぶ。）と区分することとし、さらに、基礎年金制度導入前の法律下における老齢年金受給者は老齢相当、通算老齢年金受給者については通老相当として取り扱うこととする。

老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金受給者数の見通しは第 4－7－2 表のとおりである。

老齢厚生年金のうち老齢相当の受給者数は、平成 17(2005)年度で 1,060 万人であるが、平成 22(2010)年度には 1,310 万人、平成 27(2015)年度には 1,420 万人と急速に増加するものの、以降、緩やかに減少し、平成 112(2100)年度には 860 万人になるものと見通される。ここで、平成 27(2015)年度頃にピークを迎えた後、受給者数が減少しているのは、平成 25(2013)年度から、60 歳台前半の報酬比例年金の支給開始年齢が 65 歳に向けて引き上げられはじめることの影響である。なお、通老相当の受給者数も、老齢相当の場合とほぼ同様の推移をするものと見通される。

障害厚生年金の受給者数は、平成 17(2005)年度で 30 万人であるが、今後、やや増加し、平成 22(2010)年度には 40 万人となるものの、その後、人口の減少に応じて減少し、平成 112(2100)年度には 20 万人になるものと見通される。

一方、遺族厚生年金受給者数は、平成 17(2005)年度で 420 万人であるが、平成 22(2010)年度には 520 万人、平成 37(2025)年度には 810 万人と増加し、平成 52(2040)年度で 900 万人とほぼピークに達した後はなだらかに減少、平成 112(2100)年度には 520 万人になるものと見通される。

第4-7-2表 厚生年金の被保険者数、受給者数の見通し

年 度	被保険者数	受 給 者 数			
		老 齢 厚 生 年 金		障 害 厚生年金	遺 族 厚生年金
		老齢相当※1	通老相当※2		
平成(西暦)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人
17(2005)	32.3	10.6	8.1	0.3	4.2
18(2006)	32.2	11.1	8.5	0.4	4.4
19(2007)	32.2	11.5	9.0	0.4	4.6
20(2008)	32.0	12.0	9.5	0.4	4.8
21(2009)	31.9	12.6	9.9	0.4	5.0
22(2010)	31.7	13.1	10.3	0.4	5.2
27(2015)	30.9	14.2	11.0	0.4	6.2
32(2020)	30.2	13.9	10.9	0.4	7.2
37(2025)	29.6	13.4	10.6	0.4	8.1
42(2030)	28.4	13.2	10.5	0.4	8.6
52(2040)	25.1	14.1	11.6	0.4	9.0
62(2050)	22.3	14.1	11.6	0.4	8.7
72(2060)	20.2	12.9	10.2	0.4	8.5
82(2070)	18.2	11.5	8.4	0.3	7.8
92(2080)	16.5	10.5	6.9	0.3	6.6
102(2090)	15.2	9.6	5.9	0.3	5.7
112(2100)	14.2	8.6	5.1	0.2	5.2

(注)年度間平均値である。

※1 老齢相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年以上の受給者の年金  
(経過的期間短縮を受けているものを含む。)

※2 通老相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年未満の受給者の年金  
(経過的期間短縮を受けているものを除く。)

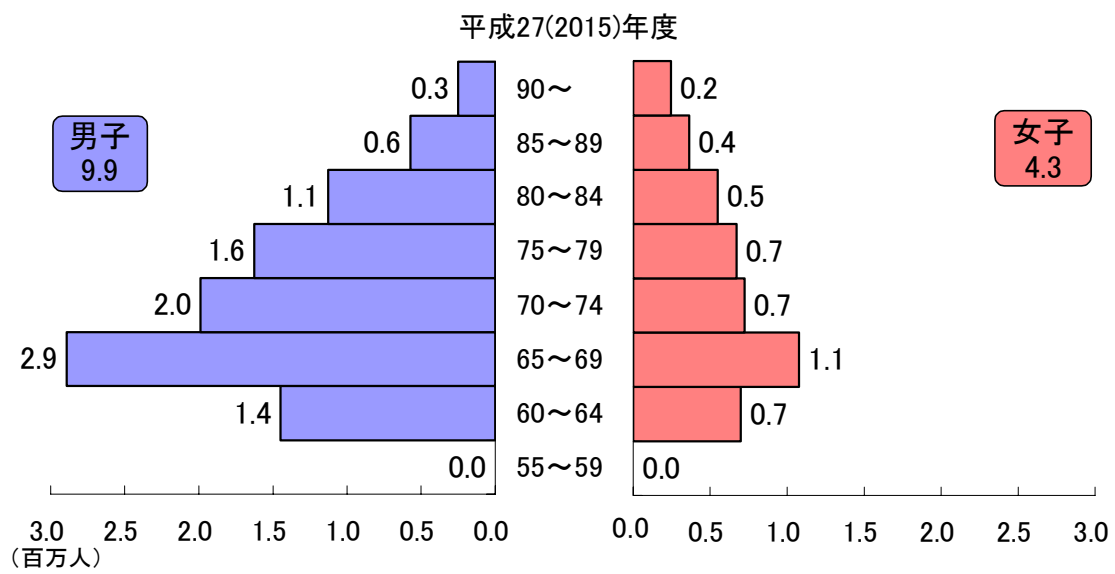
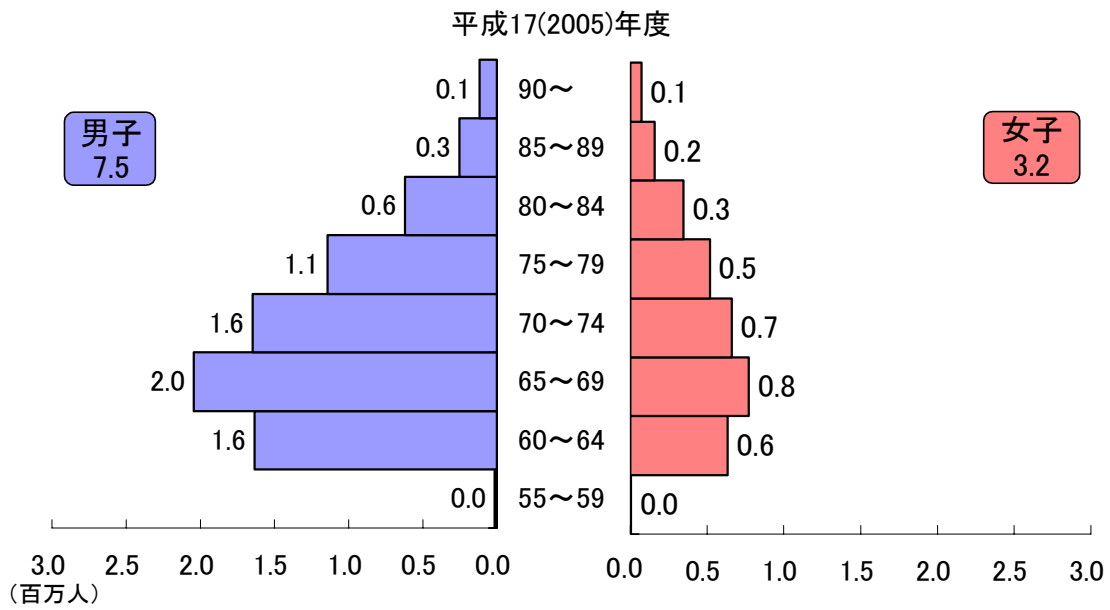
## (2) 受給者の年齢構成の将来見通し

制度の成熟化や人口の高齢化に伴い、年金受給者数、特に老齢年金の受給者数は今後急速に増加していくことが見通されるところであるが、さらに詳しくその内容をみると、その年齢構成が高齢化していくことがわかる。

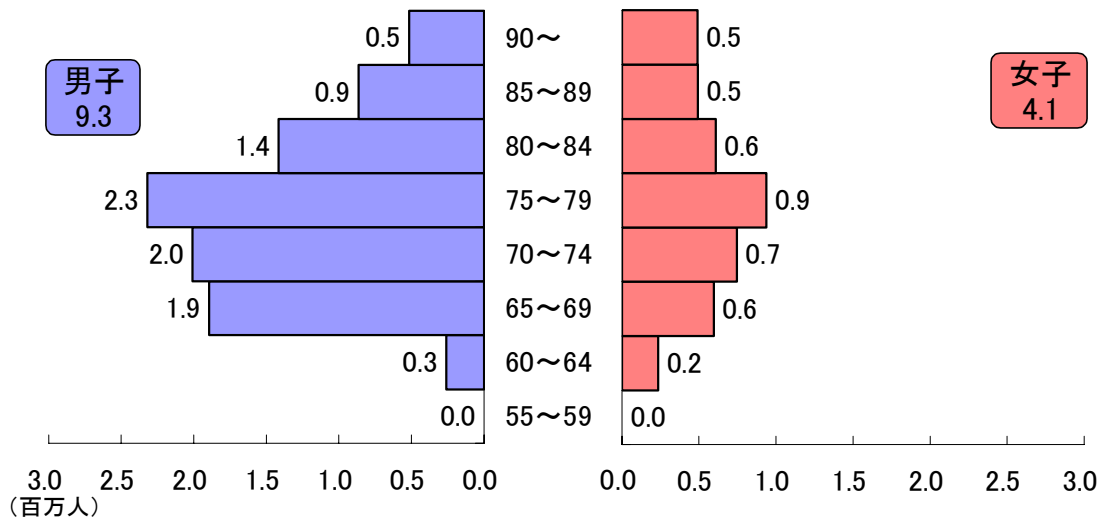
例えば、老齢厚生年金の老齢相当の受給者の年齢構成が将来どのように推移していくのかを時系列的にみると第4-7-1図のようになる。平成27(2015)年度における60歳台後半の年齢階級や、平成37(2025)年度における70歳台後半の年齢階級には膨らみがあるが、これは団塊の世代のものである。

現在、60歳台前半層の受給者は、受給者全体の中で、かなり大きなウェイトを占めているところであるが、60歳台前半における報酬比例部分の年金支給開始年齢が段階的に65歳に引き上げられることとされていることから、この年齢層で繰上げ以外の老齢厚生年金を受ける受給者は最終的にはいなくなる。

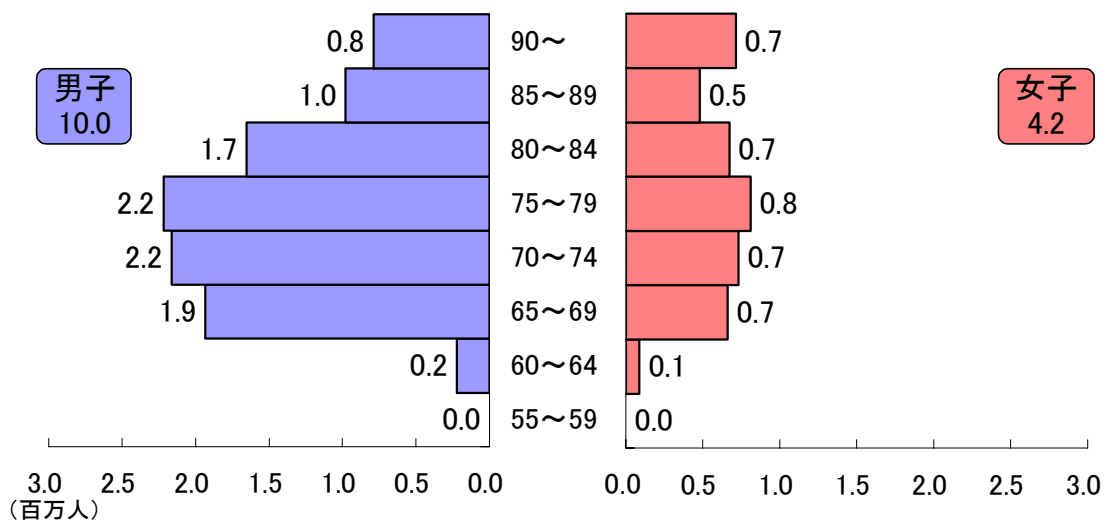
第4-7-1図 老齢厚生年金受給者（老齢相当）の年齢構成



平成37(2025)年度



平成62(2050)年度





## 1. 給付水準調整期間の将来推計

ここでは、年金財政の均衡を図るため、マクロ経済スライドにより給付水準を自動調整する期間の推計方法について解説する。

具体的には、給付水準調整前の給付費等に対して、ある年度までマクロ経済スライドの適用を続けた場合の給付水準調整割合を乗じることにより、給付水準調整後の給付費等を算出し、それをもとに作成した財政見通しにおいて2100年度の積立度合が支出の1年分以上となるかどうかを確認することにより、何年間マクロ経済スライドの適用を続ける必要があるか推計するものである。

以下では、説明が煩雑になることを避けるため、過去の物価スライド特例の処理等の附随的な事項は捨象して推計の基本的な骨格を述べる。

### (1) マクロ経済スライドによる給付水準の調整

#### ① 計算に用いる数値

給付総額（給付現価）でみた給付水準の調整割合の計算には、この計算過程までに算出した以下のデータを用いる。

《A 給付水準調整前の給付費等の推計部分からの出力データ》

- ・年度 (N) 及び受給者の年齢 (X) 別の厚生年金の2階部分の年金給付費（以下、KYU(N, X)とする。）
- ・年度 (N) 及び受給者の年齢 (X) 別の厚生年金の経過的国庫負担の額（以下、KOKKO(N, X)とする。）

《B 給付水準調整前の基礎年金拠出金の推計部分からの出力データ》

- ・年度 (N) 及び受給者の年齢 (X) 別の厚生年金の基礎年金拠出金額（以下、KYOS(N, X)とする。）
- ・年度 (N) 及び受給者の年齢 (X) 別の厚生年金の基礎年金拠出金額に対する国庫負担額（以下、KYOSKOKKO(N, X)とする。）

注．受給者の年齢別の厚生年金の基礎年金拠出金額とは、基礎年金受給者の年齢別給付費に厚生年金の基礎年金拠出金按分率を乗じて算出したものである。

#### ② 本来の年金スライドの仕組み

公的年金のスライドの原則は、65歳で年金を受け取り始めるときの年金

(新規裁定年金)の水準は、前年度における現役の被保険者の1人当たり賃金(可処分所得)の水準に応じてスライドし、65歳で受給開始後の年金(既裁定年金)の水準は、前年の物価水準に応じてスライドするという考え方を基本としている。ただし、実質賃金上昇分の年金スライドへの反映については、実績の変動をならすために3年平均をとることとしていることから、年金の受給開始後も67歳までスライド率に賃金上昇を反映させることにより、実質的に65歳到達の前年度の賃金水準を年金額に反映させる仕組みとなっている。

以下では、

CH(N) : N-1年度~N+1年度の実質可処分所得上昇率の平均(3乗根)

CPI(N) : N年の物価上昇率(N年の消費者物価指数/(N-1)年の消費者物価指数)

とする。

#### 【N年度の年金スライド】

新規裁定年金(65歳) = 前年度の新規裁定年金  
 $\times CH(N-3) \times CPI(N-1)$

既裁定年金(66歳) = 各受給者の前年度の年金  
 $\times CH(N-3) \times CPI(N-1)$

既裁定年金(67歳) = 各受給者の前年度の年金  
 $\times CH(N-3) \times CPI(N-1)$

既裁定年金(68歳~) = 各受給者の前年度の年金  
 $\times CPI(N-1)$

#### ③ 給付水準調整期間中の年金スライド(マクロ経済スライド)

給付水準調整期間中は、公的年金の全被保険者数の減少率の実績と平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率(0.3%)に基づいて当該年度におけるスライド調整率を設定し、スライド調整率に相当する分、年金の伸び率を抑制することとされている。

以下では、簡単のため、物価上昇率も賃金上昇率もマイナスとならない場合の算式を掲げる。なお、算式中、CH0(N)は

N-1年度~N+1年度の公的年金の全被保険者数の対前年変化率の平均(3乗根)  $\times 0.997$   
 を意味するものとする。

#### 【N年度の年金スライド】

新規裁定年金(65歳)

= 前年度の新規裁定年金

$\times \max(CH(N-3) \times CPI(N-1) \times CH0(N-3), 1)$

$$\begin{aligned}
& \text{既裁定年金 (66 歳)} \\
& = \text{各受給者の前年度の年金} \\
& \quad \times \max(\text{CH}(N-3) \times \text{CPI}(N-1) \times \text{CHO}(N-3), 1) \\
& \text{既裁定年金 (67 歳)} \\
& = \text{各受給者の前年度の年金} \\
& \quad \times \max(\text{CH}(N-3) \times \text{CPI}(N-1) \times \text{CHO}(N-3), 1) \\
& \text{既裁定年金 (68 歳～)} \\
& = \text{各受給者の前年度の年金} \\
& \quad \times \max(\text{CPI}(N-1) \times \text{CHO}(N-3), 1)
\end{aligned}$$

#### ④ 年度、年齢別の調整率の計算

給付水準調整は 2005 年度より行うこととされているが、K 年度まで給付水準調整を続けた場合、2005 年度以降の年金給付が各年度 (N)、受給者の年齢 (X) 別に、給付水準を維持した場合と比べ、どれだけ調整されているかを計算する。

以下、K 年度まで給付水準調整を続けた場合の各年度 (N)、受給者の年齢 (X) 別の給付費等の調整前の給付費等に対する比率を  $R(K, N, X)$  とする。すなわち、

$$\begin{aligned}
& R(K, N, X) \\
& = \frac{\text{K年度までの給付水準調整による給付水準調整後のN年度、X歳の給付費等}}{\text{給付水準調整前のN年度、X歳の給付費等}}
\end{aligned}$$

この  $R(K, N, X)$  は、給付水準調整中の年金改定率が③のように設定されることに基づき、次のように K について帰納的に算出される。

○  $K=2005$  の場合

$$\begin{aligned}
& R(2005, N, X) = \\
& \left\{ \begin{array}{l}
1 \quad (N \leq 2004 \text{ のとき}) \\
\frac{\max(\text{CH}(2002) \times \text{CPI}(2004) \times \text{CHO}(2002), 1)}{\text{CH}(2002) \times \text{CPI}(2004)} \\
\quad (N \geq 2005 \text{ かつ } X \leq N+67-2005 \text{ のとき}) \\
\frac{\max(\text{CPI}(2004) \times \text{CHO}(2002), 1)}{\text{CPI}(2004)} \\
\quad (\text{上記以外のとき})
\end{array} \right.
\end{aligned}$$

○  $K \geq 2006$  の場合

$R(K, N, X) =$

$$\left\{ \begin{array}{l}
 R(K-1, N, X) \\
 \quad (N < K \text{ のとき}) \\
 \\
 R(K-1, N, X) \\
 \times \frac{\max(CH(K-3) \times CPI(K-1) \times CHO(K-3), 1)}{CH(K-3) \times CPI(K-1)} \\
 \quad (N \geq K \text{ かつ } X \leq N+67-K \text{ のとき}) \\
 \\
 R(K-1, N, X) \\
 \times \frac{\max(CPI(K-1) \times CHO(K-3), 1)}{CPI(K-1)} \\
 \quad (\text{上記以外のとき})
 \end{array} \right.$$

⑤ 給付水準調整を行った場合の各年度の給付費等の推計

④において推計した、 $R(K, N, X)$ を用いて、各年の給付費等を計算する。

$K$ 年度まで給付水準調整した場合、給付水準調整後の給付費等は、

- ・ 給付水準調整後の年度 ( $N$ ) 及び年齢 ( $X$ ) の2階部分の年金給付費  
 $= KYU(N, X) \times R(K, N, X)$
- ・ 給付水準調整後の年度 ( $N$ ) 及び年齢 ( $X$ ) の厚生年金の経過的国庫負担額  
 $= KOKKO(N, X) \times R(K, N, X)$
- ・ 給付水準調整後の年度 ( $N$ ) 及び年齢 ( $X$ ) の厚生年金の基礎年金拠出金額  
 $= KYOS(N, X) \times R(K, N, X)$
- ・ 給付水準調整後の年度 ( $N$ ) 及び年齢 ( $X$ ) の厚生年金の基礎年金拠出金額に対する国庫負担額  
 $= KYOSKOKKO(N, X) \times R(K, N, X)$

となる。

これらを、年齢 ( $X$ ) について足し上げることにより、 $K$ 年度まで給付水準調整した場合の各年度 ( $N$ ) における給付費等が推計される。

## (2) 給付水準調整期間の推計

### ① 給付水準調整を行った場合の各年度の収入額、支出額、年度末積立金の推計

K 年度まで給付水準調整を行った場合について、毎年の報酬総額から推計される保険料収入の額、(1)により推計された給付費、基礎年金拠出金、さらに、それに応じた国庫負担額、また、積立金の初期値や運用利回り前提に基づいて、各年度の収入、支出、年度末積立金を推計する。具体的には、

・当年度末の積立金

＝前年度末の積立金＋当年度の収入額－当年度の支出額

の関係が成り立つ。また、当年度の収入額のうち運用収入については、

・当年度の運用収入

＝前年度末の積立金×当年度の運用利回り

＋（当年度の運用収入以外の収入額－当年度の支出額）

×当年度の半期運用利回り

として推計している。

### ② 給付水準調整期間の推計

①において、K 年度まで給付水準調整を行った場合について、各年度の収入、支出、年度末積立金が推計された。給付水準調整は、おおむね 100 年間の財政が均衡する水準まで行うこととされており、具体的には、2100 年度の積立度合を 1、すなわち、2100 年度初の積立金（＝2099 年度末の積立金）が 2100 年度の支出に一致する水準まで行うという前提で給付水準調整期間の推計を行っている。

推計を行うに当たっては、給付水準調整を行う年度（K）を、K=2005 から、K=2006、K=2007、…と 1 年ずつ増加させ、初めて 2100 年度の積立度合が 1 を超える年度が、給付水準調整終了年度（KE とする）となる。

なお、給付水準調整終了年度（KE 年度）においては、厚生年金の 2100 年度の積立度合が正確に 1 となるように、KE 年度に適用される調整率（ $CHO(KE-3)$ ）を設定し直し、KE 年度まで給付水準調整した場合の各年度（N）、年齢（X）別の給付費等の調整前の給付費等に対する最終的な比率  $R(KE, N, X)$  を算定している。

## 2. 給付水準の将来推計

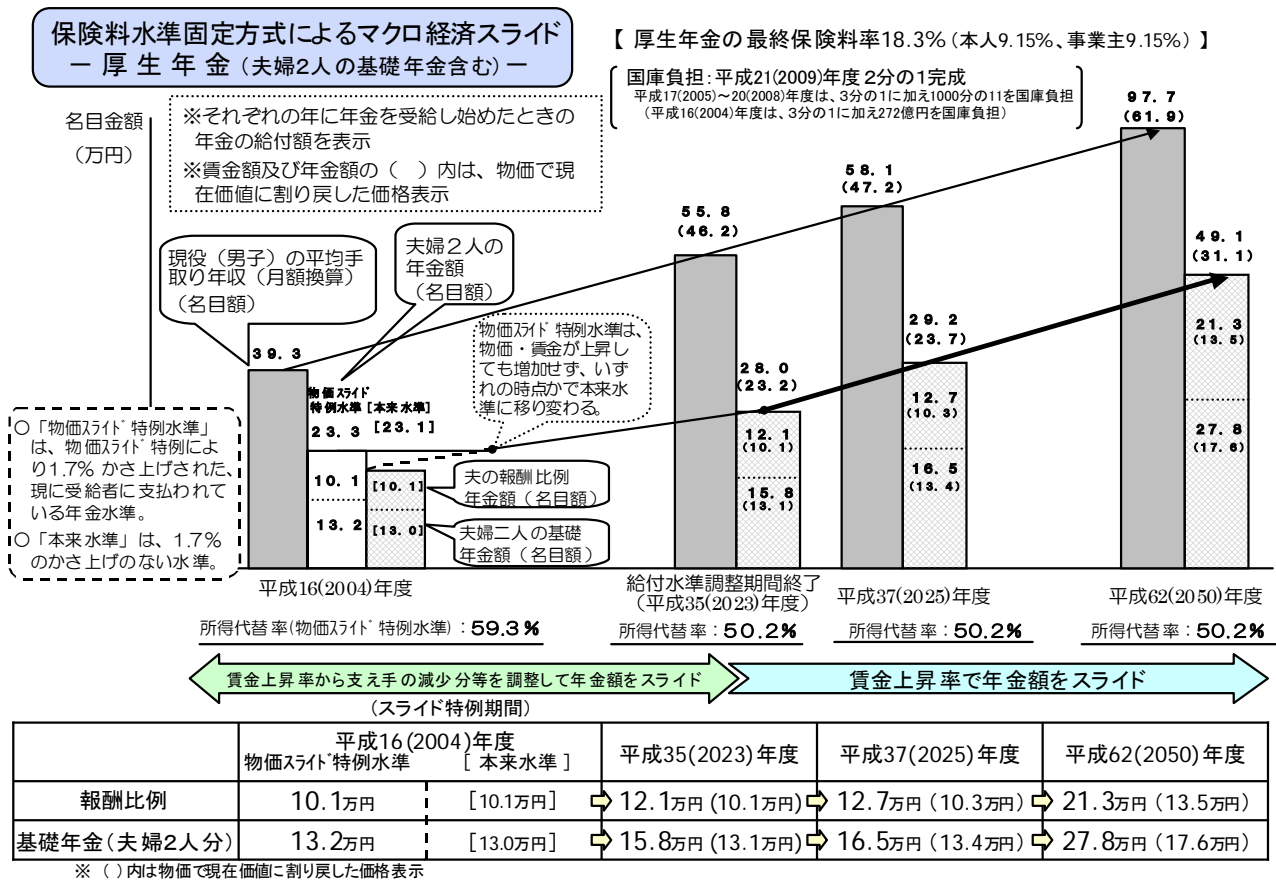
年金の給付水準の指標としては、従来から被用者世帯について一定のモデルを設定し、当該モデルに係る65歳の新規裁定時における世帯年金額の現役の手取り賃金に対する比率（所得代替率）が用いられてきている。

ここでは、従来から給付水準を示す際に用いられてきた、いわゆる標準世帯に加えて、所得水準別及び世帯類型別の給付水準の将来推計について解説する。

### (1) 標準世帯における給付水準

まず、標準世帯における給付水準について示したのが第4-8-1図である。ここでいう標準世帯とは、世帯合計の標準報酬月額が厚生年金の男子被保険者の標準報酬月額の平均額に等しい夫婦世帯（ボーナスは年間3.6月分）である。これは、例えば、夫（または妻）が平成16(2004)年度水準で36.0万円の標準報酬で40年間フルタイムで就労し、妻（または夫）が40年間専業主婦（夫）であるような世帯（夫婦同年齢）が該当する。

第4-8-1図 年金額及び所得代替率の見通し（標準世帯）



ここで、平成 16(2004)年度水準の夫婦二人の年金額は、次式により算出される。

〈報酬比例年金〉

《特例水準》

$$36.0 \text{ 万円} \times 0.917 \times \frac{7.5}{1000} \times 40 \text{ 年} \times 1.031 \times 0.988 = 10.1 \text{ 万円}$$

36.0 万円：平成 15 年度男子被保険者の平均標準報酬月額の実績見込み

0.917：平成 5 年度賃金水準への割り戻し

1.031：平成 5 年から平成 10 年までの物価変動率

0.988：平成 13 年から平成 15 年までの物価変動率

《本来水準》

$$36.0 \text{ 万円} \times 0.98 \times 1.3 \times \frac{5.481}{1000} \times 40 \text{ 年} = 10.1 \text{ 万円}$$

36.0 万円：平成 15 年度男子被保険者の平均標準報酬月額の実績見込み

0.98：昭和 63 年度から平成 15 年度までの可処分所得変化率

1.3：賞与割合

〈基礎年金〉

《特例水準》

$$6.7 \text{ 万円} \times 0.988 \times 2 \text{ 人} = 13.2 \text{ 万円}$$

《本来水準》

$$6.5 \text{ 万円} \times 2 \text{ 人} = 13.0 \text{ 万円}$$

〈夫婦二人の年金〉

《特例水準》

$$10.1 \text{ 万円} + 13.2 \text{ 万円} = 23.3 \text{ 万円}$$

《本来水準》

$$10.1 \text{ 万円} + 13.0 \text{ 万円} = 23.1 \text{ 万円}$$

将来の新規裁定年金の年金額については、この平成 16(2004)年度の水準に、賃金上昇率（正確には可処分所得上昇率）と 1. において最終的に算定された給付水準調整割合 R(KE, N, 65) とを乗じることにより推計される。

第 4-8-1 図に示したとおり、給付水準調整が終了すると見込まれる平成 35(2023)年度までの期間については、マクロ経済スライドによる給付水準調整により、年金額の伸びが賃金上昇率より抑制されたものとなり、給付水準調整期間が終了した後、平成 36(2024)年度以降の期間については、本来の

年金改定の姿に戻り、賃金上昇率で年金額が伸びていくこととなる。

年金の給付水準の指標となる所得代替率は、このように推計された将来の新規裁定年金額の前年度の現役男子の平均手取り年収（月額換算）に対する比率として算出される。

ここで、平成 16(2004)年度における前年度の現役男子の平均手取り年収（月額換算）39.3万円は、次の通り算出されたものであり、これに賃金上昇率（正確には可処分所得上昇率）を乗じることにより、将来の現役男子の平均手取り年収（月額換算）が推計される。

$$36.0 \text{ 万円} \times 1.3 \times 0.84 = 39.3 \text{ 万円}$$

36.0万円：平成 15 年度男子被保険者の平均標準報酬月額の実績見込み

1.3：賞与割合

0.84：可処分所得割合

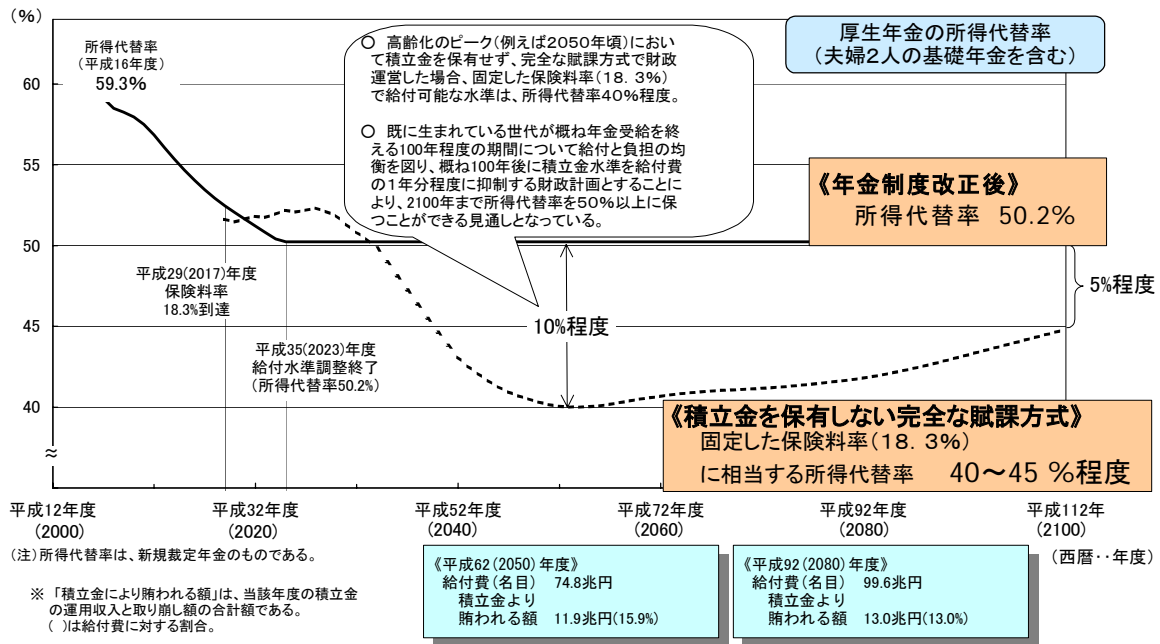
所得代替率は、マクロ経済スライドによる給付水準調整により、年金額の伸びが賃金上昇率より抑制される期間については低下し、給付水準調整期間が終了した以降の期間については一定の値となる。第 4－8－2 図は、年金制度改正における厚生年金の標準世帯の所得代替率の見通し（実線）を示したものである。平成 16(2004)年度では、59.3%であるものが、給付水準調整が終了すると見込まれる平成 36(2023)年度に 50.2%となり、以後については 50.2%で推移していくものとなる。

図中の点線は、積立金を全く保有しないとした完全な賦課方式の場合の所得代替率を示したものである。すなわち、積立金の運用収入と取崩しによる財源がなく、保険料率 18.3%と国庫負担（国庫負担割合 2 分の 1）による財源のみで毎年の年金給付を行うこととした場合に、支給可能な給付水準を示している。平成 62(2050)年度においては、74.8 兆円の支出に対し、運用収入及び積立金の取崩しにより 11.9 兆円の財源を確保する見通しであり、この積立金財源を活用することにより、所得代替率は 50.2%となる見通しであるが、仮に、積立金を保有していなければ、11.9 兆円分の財源がなくなるため、支給可能な給付水準は低下し、所得代替率は 40%程度まで低下することとなる。

65 歳以上人口の割合が 30%を越える 2040 年代以降においては、積立金を保有しない完全な賦課方式では、厚生年金の給付水準は所得代替率 40～45%程度しか確保できない見通しであるが、積立金財源を活用することにより、平成 112(2100)年度まで所得代替率 50.2%を維持できる見通しとなっている。



第4-8-2図 年金制度改正に基づく所得代替率と完全賦課方式の場合の所得代替率



## (2) 世帯所得別の給付水準

(1) では世帯合計の標準報酬月額が男子被保険者の標準報酬月額の平均額に等しい標準世帯について、その給付水準を示したが、世帯の所得(夫婦合計)を変化させて、世帯の所得別に給付水準を示したものが、第4-8-3図である。

この図から、世帯の合計所得が増加すると、年金額は増加するが、所得代替率は低下することがわかるが、これは、年金が報酬比例年金と定額給付である基礎年金との組み合わせからなることによるものである。

また、平成16(2004)年度水準と平成37(2025)年度水準とを比較すると、マクロ経済スライドによる給付水準調整により、所得代替率は低下するが、一定の経済成長(実質1%程度)があれば、物価で現在の価値に割り戻した年金額は給付水準調整期間中もおおむね現状程度が維持されることがわかる。

なお、標準報酬月額と手取り年収(月額換算)との間には、平成16(2004)年度水準、平成37(2025)年度水準それぞれについて、次の関係が成り立つが、これは年金保険料の引上げに伴い可処分所得割合が変化することによるもの

のである。

〈平成 16(2004)年度水準〉

標準報酬月額×1.3×0.84＝手取り年収（月額換算）

1.3：賞与割合

0.84：可処分所得割合

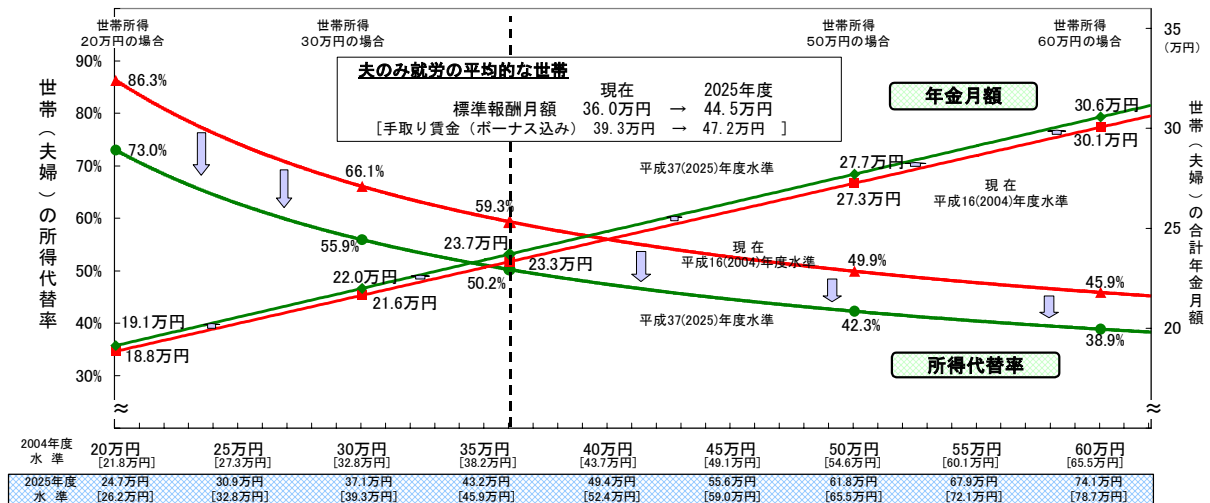
〈平成 37(2025)年度水準〉

標準報酬月額×1.3×0.82＝手取り年収（月額換算）

1.3：賞与割合

0.82：可処分所得割合

第 4 - 8 - 3 図 世帯所得別の年金月額及び所得代替率



注1: 夫片働き世帯だけでなく世帯1人当たり所得水準が同じ別の世帯類型にも当てはまる。  
 (単身世帯の場合には年金額は2分の1となるが所得代替率は同じとなる。)  
 2: 世帯(夫婦)の合計所得の[ ]内は、手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)である。  
 3: 2025年度水準の年金月額及び世帯の合計所得は、物価で現在価値に割り戻した値である。  
 所得代替率 = 年金月額 ÷ 手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)

### (3) 世帯類型別の給付水準

(2) では世帯所得別の給付水準の将来推計を解説したが、次に、これを世帯類型別に解説する。ここで、取り上げる世帯類型と世帯1人当たり手取り年収(月額換算)は、第4-8-1表に掲げたとおりである。これは、男女それぞれの平均標準報酬を用いて機械的に設定したものであり、必ずしもそれぞれの世帯類型の平均像を示したものではないことに注意が必要である。

第4-8-1表 各世帯類型の給付水準計算の基礎になっている所得水準  
(世帯1人当たり手取り年収(月額換算))

	現在(平成16年度水準)	平成37(2025)年度
①夫のみ就労の場合 (夫は40年間フルタイムで就労、妻は40年間専業主婦の世帯)	19.7万円 (夫婦で39.3万円)	23.6万円 (夫婦で47.2万円)
②40年間共働きの場合 (夫、妻ともに40年間フルタイムで就労する世帯)	31.9万円 (夫婦で63.8万円)	38.3万円 (夫婦で76.6万円)
③一時離職の場合(再就職後フルタイム) ・夫は40年間フルタイムで就労、妻は結婚出産により一時的に離職し、子育ての終了後、フルタイムで再就職する世帯 ・妻の通算就労期間は、新規裁定年金(老齢相当)の平均被保険者期間(平成14年度:26年2月)により設定(※1)	27.7万円 (夫婦で55.3万円)	33.2万円 (夫婦で66.4万円)
④離職の場合 ・夫は40年間フルタイムで就労、妻は結婚出産後離職し、専業主婦となる世帯 ・妻の離職前の就労期間は、新規裁定年金(通老相当)の平均被保険者期間(平成14年度:6年9月)により設定(※1)	21.7万円 (夫婦で43.4万円)	26.1万円 (夫婦で52.1万円)
⑤男子単身の場合 単身で40年間フルタイムで就労する世帯	39.3万円	47.2万円
⑥女子単身の場合 単身で40年間フルタイムで就労する世帯	24.5万円	29.4万円

※1 老齢厚生年金のうち、被保険者期間が20年以上、または中高齢特例の適用を受けている被保険者期間15年以上のものを老齢相当といい、老齢厚生年金のうち老齢相当以外のものを通老相当という。

※2 現在水準の夫の年金額は、平成16年改正に用いる平均標準報酬36.0万円、妻の年金額は、フルタイム時は平成14年度の女性被保険者の平均標準報酬22.4万円を用いて計算。

※3 手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)は、年金計算に用いた標準報酬月額を1.3倍してボーナス込みの月額に換算し、さらに0.84倍(平成37(2025)年度水準の場合0.82倍)して手取りベースに換算し、妻についてはさらに「厚生年金の適用月数/480月」を乗じて算出。

※4 平成37(2025)年度時点の手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)は、現在水準のものを試算の前提を用いてスライドさせて算出。

※5 平成37(2025)年度時点の手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)は、平成37(2025)年度時点の名目額を物価で現在価値に割り戻したものの。

このように設定した世帯類型別に応じて、世帯1人当たり手取り年収(月額換算)別の給付水準を推計したのが第4-8-4図である。

給付水準は、世帯1人当たり所得により決定されるものであり、ここで設定したどの世帯類型についても、世帯1人当たり所得が同じであれば、給付水準は同じとなっている。

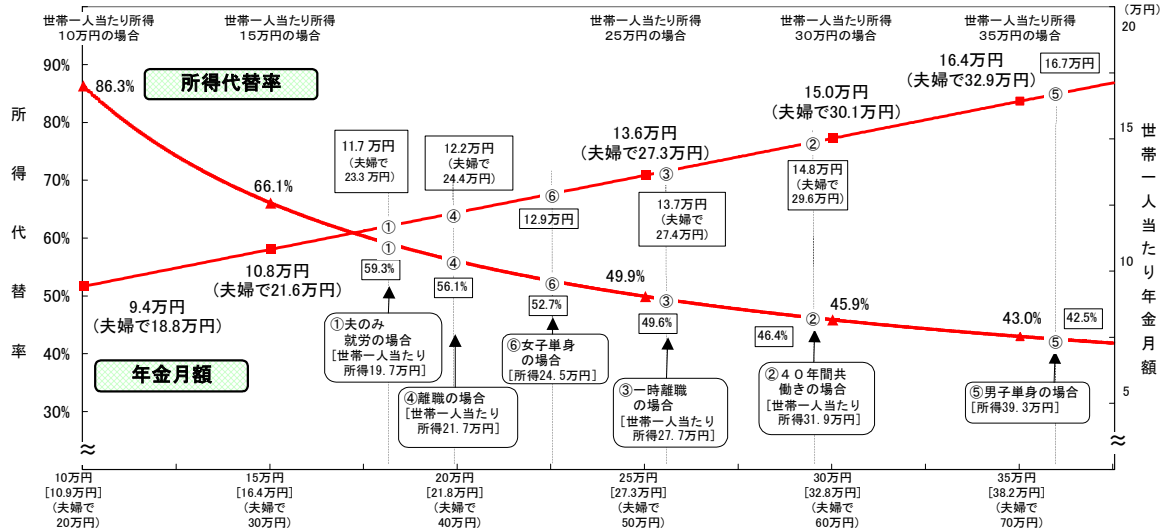
#### (4) 裁定後の年金額の見通し

年金の給付水準の指標としては、従来から新規裁定年金について所得代替率が用いられてきたところである。平成12年改正により裁定後の年金は物価の変動により改定することとされたため、裁定後の年金額をその時々々の現役の平均手取り賃金と比較すれば、その比率は加齢とともに低下していくこととなる。平成16年改正によるマクロ経済スライドの導入を踏まえ、標準世帯について生年度別に裁定後の年金額の見通しを示したのが第4-8-2表、基礎年金について同様に示したものが第4-8-3表である。

## 第4-8-4図 世帯類型別の年金月額及び所得代替率

### 現在における世帯1人当たり所得別の年金月額及び所得代替率 (平成16年度水準)

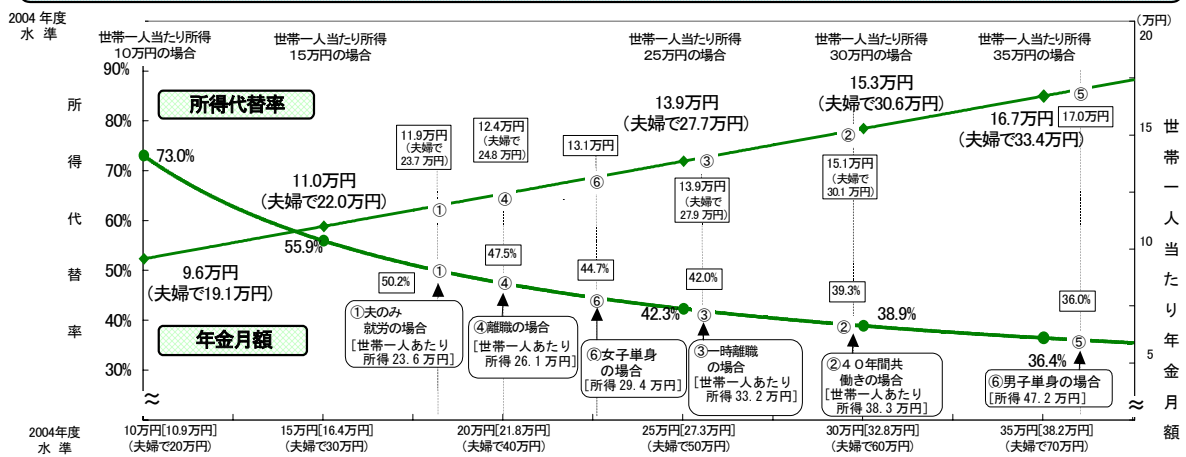
○ 世帯一人当たり所得水準によって所得代替率が変化(世帯類型が異なっても世帯一人当たり所得が同じであれば、所得代替率は同じ(注2))



注1: 世帯(夫婦)の合計所得の[ ]内は、手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)である。  
 注2: 例えば、世帯一人当たり所得が18万円[19.7万円]となる共働き世帯(夫婦の所得合計が36万円)や所得が18万円[19.7万円]の単身者の所得代替率は①の世帯と同じく59.3%となる。

### 平成37(2005)年度における世帯1人当たり所得別の年金月額及び所得代替率 —平成16年財政再計算—

○ 世帯一人当たり所得水準によって所得代替率が変化(世帯類型が異なっても世帯一人当たり所得が同じであれば、所得代替率は同じ(注3))  
 ○ マクロ経済スライドによる給付水準調整を行えば、所得代替率は低下する。ただし、名目年金額は減少しない調整方法をとることとしており、一定の経済成長(実質1%、名目2%程度)があれば、物価で現在の価値に割り戻した年金額についても増加することとなる。



注1: 世帯(夫婦)の合計所得の[ ]内は、手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)である。  
 注2: 平成37(2005)年度水準の年金月額及び世帯の合計所得は、物価で現在価値に割り戻した値である。  
 注3: 所得代替率 = 年金月額 ÷ 手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)  
 注4: 例えば、平成16(2004)年度水準で世帯一人当たり所得が18万円[19.7万円]となる共働き世帯(夫婦の所得合計が36万円)や所得が18万円[19.7万円]の単身者の所得代替率は、①の世帯と同じく50.2%となる。

## 第4-8-2表 厚生年金の標準的な年金額の見通し

(夫婦二人の基礎年金額を含む)

—平成16年財政再計算—

生年(平成16(2004)年における年齢)	平成16年度 (2004)	平成21年度 (2009)	平成26年度 (2014)	平成31年度 (2019)	平成36年度 (2024)	平成41年度 (2029)	平成46年度 (2034)	平成51年度 (2039)	平成56年度 (2044)	平成61年度 (2049)
現役男子の平均賃金(手取り)	39.3 (39.3)	42.5 (40.4)	46.6 (42.2)	51.3 (44.2)	56.9 (46.7)	63.1 (49.3)	70.0 (52.0)	77.7 (54.9)	86.2 (58.0)	95.7 (61.2)
1939年度生 (65歳) [平成16(2004)年度65歳到達]	23.3 (23.3) 59.3% (65歳)	23.9 (22.8) <56.3%> (70歳)	23.9 (21.7) <51.3%> (75歳)	24.0 (20.7) <46.8%> (80歳)	24.6 (20.2) <43.2%> (85歳)					
1944年度生 (60歳) [平成21(2009)年度65歳到達]		24.4 (23.2) 57.5% (65歳)	24.4 (22.1) <52.4%> (70歳)	24.5 (21.1) <47.8%> (75歳)	25.1 (20.6) <44.1%> (80歳)	26.4 (20.6) <41.8%> (85歳)				
1949年度生 (55歳) [平成26(2014)年度65歳到達]			25.2 (22.8) 54.0% (65歳)	25.3 (21.8) <49.3%> (70歳)	25.9 (21.2) <45.4%> (75歳)	27.2 (21.2) <43.0%> (80歳)	28.6 (21.2) <40.8%> (85歳)			
1954年度生 (50歳) [平成31(2019)年度65歳到達]				26.5 (22.8) 51.6% (65歳)	27.1 (22.2) <47.6%> (70歳)	28.5 (22.2) <45.1%> (75歳)	29.9 (22.2) <42.7%> (80歳)	31.4 (22.2) <40.5%> (85歳)		
1959年度生 (45歳) [平成36(2024)年度65歳到達]					28.6 (23.5) 50.2% (65歳)	30.0 (23.5) <47.6%> (70歳)	31.6 (23.5) <45.1%> (75歳)	33.2 (23.5) <42.7%> (80歳)	34.9 (23.5) <40.5%> (85歳)	
1964年度生 (40歳) [平成41(2029)年度65歳到達]						31.7 (24.8) 50.2% (65歳)	33.3 (24.8) <47.6%> (70歳)	35.0 (24.8) <45.1%> (75歳)	36.8 (24.8) <42.7%> (80歳)	38.7 (24.8) <40.5%> (85歳)

標準的な前提条件(将来推計人口の中間推計、平成21(2009)年度以降の物価上昇率 年率1.0%、賃金上昇率 年率2.1%、運用利回り 年率3.2%)で推移した場合の年金額等を記載した。

・( )内は、各時点の名目額を物価上昇率を用いて平成16(2004)年度時点の価値に割り戻した額を記載した。

・□内は、各世代の65歳新規裁定時における標準的な年金額の所得代替率を記載した。

・< >内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金(手取り)とを比較した比率を記載した。

## 第4-8-3表 基礎年金の年金額の見通し

—平成16年財政再計算—

生年(平成16(2004)年における年齢)	平成16年 (2004)	平成21年 (2009)	平成26年 (2014)	平成31年 (2019)	平成36年 (2024)	平成41年 (2029)	平成46年 (2034)	平成51年 (2039)	平成56年 (2044)	平成61年 (2049)
1939年生 (65歳) [平成16(2004)年65歳到達]	6.6 (6.6) (65歳)	6.7 (6.4) (70歳)	6.7 (6.1) (75歳)	6.8 (5.8) (80歳)	6.9 (5.7) (85歳)					
1944年生 (60歳) [平成21(2009)年65歳到達]		6.9 (6.6) (65歳)	6.9 (6.3) (70歳)	6.9 (6.0) (75歳)	7.1 (5.8) (80歳)	7.5 (5.8) (85歳)				
1949年生 (55歳) [平成26(2014)年65歳到達]			7.1 (6.5) (65歳)	7.2 (6.2) (70歳)	7.3 (6.0) (75歳)	7.7 (6.0) (80歳)	8.1 (6.0) (85歳)			
1954年生 (50歳) [平成31(2019)年65歳到達]				7.5 (6.5) (65歳)	7.7 (6.3) (70歳)	8.1 (6.3) (75歳)	8.5 (6.3) (80歳)	8.9 (6.3) (85歳)		
1959年生 (45歳) [平成36(2024)年65歳到達]					8.1 (6.6) (65歳)	8.5 (6.6) (70歳)	8.9 (6.6) (75歳)	9.4 (6.6) (80歳)	9.9 (6.6) (85歳)	
1964年生 (40歳) [平成41(2029)年65歳到達]						9.0 (7.0) (65歳)	9.4 (7.0) (70歳)	9.9 (7.0) (75歳)	10.4 (7.0) (80歳)	11.0 (7.0) (85歳)

標準的な前提条件(将来推計人口の中間推計、2009年度以降の物価上昇率 年率1.0%、賃金上昇率 年率2.1%、運用利回り 年率3.2%)で推移した場合の年金額等を記載した。

・( )内は、各時点の名目額を物価上昇率を用いて平成16年度時点の価値に割り戻した額を記載した。

以下では、人口及び経済の前提を基準ケースとした場合について、年金財政の長期的な財政見通しについて解説する。

これは、7で述べた給付水準を維持した場合の給付費の推計方法及び8で述べた給付水準調整の推計を踏まえ、給付水準調整後の財政見通しを作成したものである。

## 1. 基礎年金給付費、基礎年金拠出金、基礎年金交付金の見通し

### (1) 基礎年金給付費の見通し

基礎年金給付費の推計は、厚生年金、国民年金、各共済組合毎に算出されるそれぞれの被保険者期間に係る将来の基礎年金給付費を合算することにより行っている。基礎年金給付費の将来見通しは第4-9-1表のとおりである。なお、ここでの基礎年金給付費とは、みなし基礎年金給付費を含むものである。

基礎年金給付費は、平成17(2005)年度で16兆8千億円であるが、平成22(2010)年度には19兆8千億円、平成27(2015)年度には23兆1千億円と増加し、平成52(2040)年度には40兆円に達するものと見通される。これは、物価上昇や賃金上昇等に伴う名目額の増加の影響が大きく反映されているものであり、平成16年度価格でみると、平成22(2010)年度には18兆5千億円、平成27(2015)年度には19兆5千億円と第一のピークを迎え、その後いったん、減少するものの再び増加、平成52(2040)年度で20兆1千億円と第2のピークに達し、その後はなだらかに減少するものと見通される。

年金種別毎にみると、遺族基礎年金については2千億円程度の水準で推移している一方で、障害基礎年金は平成17(2005)年度に1兆4千億円が、平成27(2015)年度には1兆6千億円(約1.15倍)、平成52(2040)年度には2兆6千億円(約1.85倍)と増加し、老齢基礎年金は平成17(2005)年度に15兆3千億円が、平成27(2015)年度には21兆3千億円(約1.4倍)、平成52(2040)年度には37兆2千億円(約2.4倍)と増加する見通しであり、老齢基礎年金の伸びが最も大きい見通しとなっている。

(2) 基礎年金拠出金及び交付金の将来見通し

① 基礎年金拠出金の将来見通し

基礎年金給付費は、毎年度、その年度の各制度からの拠出金により賄うことにより費用負担を行っている。各制度が拠出すべき額は、基礎年金給付費のうち特別国庫負担の対象となっている額を控除したものである。

第4-9-1表 基礎年金給付費の将来見通し

年度	合計		老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金
	兆円	兆円			
平成 (西暦)	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
17 (2005)	16.8	( 16.8 )	15.3	1.4	0.2
18 (2006)	17.4	( 17.4 )	15.8	1.4	0.2
19 (2007)	17.9	( 17.8 )	16.3	1.4	0.2
20 (2008)	18.6	( 18.2 )	17.0	1.4	0.2
21 (2009)	19.4	( 18.5 )	17.7	1.5	0.2
22 (2010)	19.8	( 18.5 )	18.2	1.5	0.2
27 (2015)	23.1	( 19.5 )	21.3	1.6	0.2
32 (2020)	25.2	( 19.2 )	23.4	1.7	0.2
37 (2025)	27.2	( 18.7 )	25.1	1.9	0.2
42 (2030)	30.2	( 18.7 )	28.0	2.1	0.2
52 (2040)	40.0	( 20.1 )	37.2	2.6	0.2
62 (2050)	49.1	( 20.0 )	45.7	3.1	0.2
72 (2060)	55.6	( 18.4 )	51.8	3.6	0.2
82 (2070)	61.7	( 16.6 )	57.4	4.0	0.3
92 (2080)	68.2	( 14.9 )	63.4	4.5	0.3
102 (2090)	75.4	( 13.4 )	70.0	5.0	0.3
112 (2100)	83.6	( 12.1 )	77.6	5.6	0.4

(注1) 基礎年金給付費には、基礎年金に相当する給付とみなされる給付を含む。

(注2) 名目額である。ただし、( )内は平成16年度価格である。

基礎年金給付費の額から特別国庫負担額を控除したものが保険料・拠出金算定対象額と呼ばれ、全制度で負担する額となる。

保険料・拠出金算定対象額は、「被保険者数の将来推計」において推計

された拠出金算定対象者数に応じて各制度に按分されることとなる。

被用者年金制度は、この按分額（第2号及び第3号被保険者分）を基礎年金拠出金として負担する。第1号被保険者の負担分は国民年金特別会計の中で、国民年金勘定から基礎年金勘定へ繰り入れられるものであるが、これは各被用者年金制度の基礎年金拠出金と同等の性格を持つことからここではこの繰入額も基礎年金拠出金とよぶこととしている。

第4-9-2表 基礎年金拠出金の将来見通し

年度 平成(西暦)	合計		国民年金	厚生年金	共済組合
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
17 (2005)	16.3	( 16.3 )	3.5	11.1	1.7
18 (2006)	16.9	( 16.9 )	3.9	11.3	1.7
19 (2007)	17.4	( 17.3 )	4.1	11.5	1.7
20 (2008)	18.1	( 17.7 )	4.3	12.0	1.8
21 (2009)	19.0	( 18.1 )	4.5	12.6	1.9
22 (2010)	19.5	( 18.1 )	4.5	13.0	2.0
27 (2015)	22.7	( 19.1 )	5.3	15.1	2.3
32 (2020)	24.7	( 18.8 )	5.8	16.5	2.4
37 (2025)	26.6	( 18.3 )	6.3	17.7	2.7
42 (2030)	29.6	( 18.3 )	7.1	19.4	3.0
52 (2040)	39.0	( 19.6 )	9.5	25.4	4.1
62 (2050)	47.8	( 19.5 )	11.5	31.4	4.8
72 (2060)	54.1	( 17.9 )	13.1	35.5	5.4
82 (2070)	59.9	( 16.1 )	14.5	39.3	6.2
92 (2080)	66.2	( 14.5 )	16.0	43.4	6.8
102 (2090)	73.1	( 13.0 )	17.8	48.0	7.4
112 (2100)	81.2	( 11.7 )	19.7	53.3	8.2

(注) 名目額である。ただし、( )内は平成16年度価格である。

各制度の基礎年金拠出金の将来見通しは第4-9-2表のとおりである。各制度の基礎年金拠出金の分担割合には、あまり大きな変動はないも



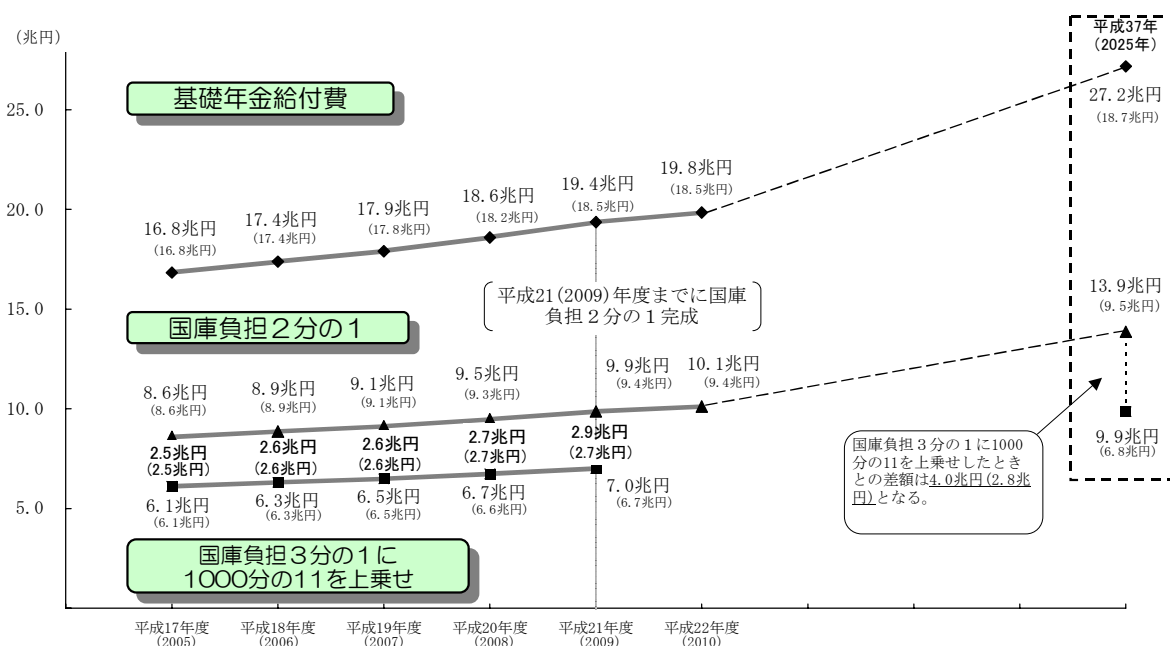
のと見込まれる。

## ② 国庫負担の将来見通し

基礎年金給付費に対しては、特別国庫負担の他に基礎年金拠出金の一部が、国庫等により負担される。平成 16 年財政再計算においては、平成 17(2005)～20(2008)年度については拠出金の 3 分の 1 に 1000 分の 11 を加えた額が国庫等により負担され、平成 21(2009)年度から国庫負担割合が 2 分の 1 に引き上げられるという前提で財政計算を行っている。(第 3 章 2 参照)

特別国庫負担を含めた国庫負担（地方負担分等を含む。）の額は、平成 22(2010)年度には 10 兆 1 千億円、平成 37(2025)年度には 13 兆 9 千億円となるものと見通される（第 4－9－1 図）。

第 4－9－1 図 基礎年金国庫負担の見通し



(注 1) 名目額である。ただし、( )内は平成 16 年度価格である。  
 (注 2) 国庫負担額には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。

## ③ 基礎年金交付金の将来見通し

旧国民年金法、旧厚生年金保険法による給付のうち、費用負担上、基礎年金給付費に相当するとみなされる、いわゆる「みなし基礎年金給付費」が当分の間発生することとなるが、この給付は各制度から受給者に支給され、それに要する費用は、基礎年金勘定から各制度に基礎年金交付金として交付される。基礎年金交付金は、基礎年金制度が成熟していくまでの経

過的なものであるため、将来的には減少し、平成 72(2060)年度にはほとんどなくなるものと見通される（第 4－9－3 表）。

第 4－9－3 表 基礎年金交付金の将来見通し

年度	合計		国民年金	厚生年金	共済組合
	兆円	兆円			
平成（西暦）	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
17（2005）	4.2	（ 4.2 ）	1.8	1.8	0.5
18（2006）	3.9	（ 3.9 ）	1.7	1.7	0.5
19（2007）	3.6	（ 3.6 ）	1.6	1.6	0.5
20（2008）	3.3	（ 3.2 ）	1.4	1.4	0.4
21（2009）	3.0	（ 2.9 ）	1.3	1.3	0.4
22（2010）	2.8	（ 2.6 ）	1.2	1.2	0.4
27（2015）	1.5	（ 1.3 ）	0.6	0.6	0.2
32（2020）	0.7	（ 0.6 ）	0.3	0.3	0.1
37（2025）	0.3	（ 0.2 ）	0.1	0.1	0.1
42（2030）	0.1	（ 0.1 ）	0.0	0.1	0.0
52（2040）	0.0	（ 0.0 ）	0.0	0.0	0.0
62（2050）	0.0	（ 0.0 ）	0.0	0.0	0.0
72（2060）	0.0	（ 0.0 ）	0.0	0.0	0.0

（注）名目額である。ただし、（ ）内は平成16年度価格である。

#### ④ 拠出金単価の将来見通し

基礎年金拠出金算定対象者 1 人当たりの拠出金単価（平成 16(2004)年度価格）を国庫負担を除いた保険料相当額でみると、平成 17(2005)年度で、15,311 円であるものが、国庫負担割合が 2 分の 1 になる平成 21(2009)年度に 13,064 円となり、その後は、平成 82(2070)年度に 20,985 円と増加していくものと見通される（第 4－9－4 表）。

第 4 - 9 - 4 表 基礎年金の財政見通し

国庫負担：平成21(2009)年度 2分の1 完成  
 平成17(2005)～20(2008)年度は3分の1に加え1000分の11を国庫負担  
 (平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

(平成16(2004)年度価格)

年度	①	②	③	④	⑤
	給付費 (名目額)	拠出金 算定対象額	拠出金 算定対象者数	拠出金単価 (月額) (②÷③)÷12	保険料相当額 (月額) ④×(1-国庫負担割合)
平成 (西暦)	兆円	兆円	百万人	円	円
17 (2005)	16.8 ( 16.8 )	16.3	58.3	23,351	15,311
18 (2006)	17.4 ( 17.4 )	16.9	59.1	23,852	15,639
19 (2007)	17.8 ( 17.9 )	17.3	59.3	24,354	15,968
20 (2008)	18.2 ( 18.6 )	17.7	58.6	25,160	16,497
21 (2009)	18.5 ( 19.4 )	18.1	57.9	26,129	13,064
22 (2010)	18.5 ( 19.8 )	18.1	57.2	26,407	13,204
27 (2015)	19.5 ( 23.1 )	19.1	55.7	28,642	14,321
32 (2020)	19.2 ( 25.2 )	18.8	54.6	28,768	14,384
37 (2025)	18.7 ( 27.2 )	18.3	53.1	28,648	14,324
42 (2030)	18.7 ( 30.2 )	18.3	50.7	30,078	15,039
52 (2040)	20.1 ( 40.0 )	19.6	44.0	37,121	18,560
62 (2050)	20.0 ( 49.1 )	19.5	39.3	41,382	20,691
72 (2060)	18.4 ( 55.6 )	17.9	35.7	41,882	20,941
82 (2070)	16.6 ( 61.7 )	16.1	32.1	41,969	20,985
92 (2080)	14.9 ( 68.2 )	14.5	29.2	41,416	20,708
102 (2090)	13.4 ( 75.4 )	13.0	27.0	40,122	20,061
112 (2100)	12.1 ( 83.6 )	11.7	25.3	38,678	19,339

## 2. 厚生年金の財政見通し

厚生年金の財政見通しを示したのが、第4-9-5表である。

我が国の公的年金は賦課方式を基本としているため、毎年度の支出は、保険料収入と国庫負担で賄うことが基本であるものの、財源が不足する場合は、積立金の運用収入が充てられ、それでも財源が不足する場合は、積立金を取り崩し充てられることとなる。すなわち、毎年度の運用収入も含めた収入が支出を上回れば、その差額が積立金に積み立てられ、逆に支出が収入を上回れば、その差額が積立金を取り崩し充当されるものである。

平成16年財政再計算においては、保険料水準と国庫負担割合を定めた上で、有限均衡方式により年金財政の均衡を考え、平成112(2100)年度の積立度合が1になるように給付水準の調整を行うこととしている。このように給付水準調整を行った結果、年度末積立金は、平成17(2005)年度から21(2009)年度までは減少が続くものの、保険料率の引上げ、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げ等により平成22(2010)年度以降は、増加に転じることとなる。その後2040年代まで増加が続く見通しであるが、少子高齢化の進行に伴い、減少に転じ、平成112(2100)年度に積立度合が1となるまで減少する見通しである。

## 3. 国民年金の財政見通し

国民年金被保険者のうち第1号被保険者に係る財政単位である国民年金特別会計の国民年金勘定（以下単に「国民年金」という。）についての財政見通しを示したのが、第4-9-6表である。

国民年金の積立金についても厚生年金と同様、平成17(2005)年度から20(2008)年度までは減少が続く見通しであるものの、平成21(2009)年度に増加に転じることとなる。その後2040年代に再び減少に転じ、平成112(2100)年度に積立度合が1となるまで減少する見通しである。

第4-9-5表 厚生年金の財政見通し  
 -平成16年財政再計算-

最終保険料率18.3%

国庫負担:平成21(2009)年度2分の1完成  
 平成17(2005)~20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担  
 (平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

調整期間(終了年度)	2023年度
所得代替率(終了年度時点)	50.2%

年度	保険料率 (対総報酬)	収入合計			支出合計		差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度価格)	積立 度合
		兆円	兆円	兆円	兆円	兆円				
平成(西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17(2005)	14.288	28.3	20.8	3.0	31.9	11.1	-3.6	163.9	163.9	5.2
18(2006)	14.642	29.8	21.6	3.5	32.9	11.3	-3.1	160.8	161.1	5.0
19(2007)	14.996	31.2	22.6	4.0	33.8	11.5	-2.5	158.3	157.8	4.8
20(2008)	15.350	33.0	23.5	4.7	34.9	12.0	-1.9	156.4	153.1	4.5
21(2009)	15.704	36.1	24.5	4.9	36.5	12.6	-0.4	156.0	149.2	4.3
22(2010)	16.058	37.6	25.5	4.9	37.5	13.0	0.0	156.0	145.3	4.2
27(2015)	17.828	44.0	30.8	5.1	41.4	15.1	2.6	162.5	137.3	3.9
32(2020)	18.30	49.2	34.8	5.8	43.3	16.5	5.9	186.3	141.8	4.2
37(2025)	18.30	53.7	37.7	6.9	45.5	17.7	8.2	223.1	153.1	4.7
42(2030)	18.30	58.2	40.0	8.3	49.5	19.4	8.7	266.6	164.9	5.2
52(2040)	18.30	66.2	43.1	10.3	62.9	25.4	3.3	330.1	165.8	5.2
62(2050)	18.30	73.5	47.2	10.6	74.8	31.4	-1.3	335.0	136.7	4.5
72(2060)	18.30	80.6	52.8	9.9	82.9	35.5	-2.4	314.4	104.2	3.8
82(2070)	18.30	87.0	58.4	9.0	90.8	39.3	-3.7	284.4	76.6	3.2
92(2080)	18.30	94.2	65.0	7.6	99.6	43.4	-5.4	237.9	52.1	2.4
102(2090)	18.30	103.6	73.9	5.7	109.8	48.0	-6.2	178.4	31.7	1.7
112(2100)	18.30	115.1	84.8	3.7	121.5	53.3	-6.4	115.1	16.6	1.0

(注1)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次のとおり。  
 賃金上昇率 2.1%  
 物価上昇率 1.0%  
 運用利回り 3.2%  
 可処分所得上昇率 2.1%(ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

(注4)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

第4-9-6表 国民年金の財政見通し  
-平成16年財政再計算-

最終保険料16,900円(平成16年度価格)

国庫負担:平成21(2009)年度2分の1完成  
平成17(2005)~20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担  
(平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

年度	保険料月額 (16年度価格)	収入合計			支出合計	収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度価格)	積立 度合
		兆円	兆円	兆円					
平成(西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17(2005)	13,580	4.0	2.1	0.2	4.2	-0.2	10.8	10.8	2.6
18(2006)	13,860	4.3	2.2	0.2	4.5	-0.2	10.6	10.6	2.4
19(2007)	14,140	4.6	2.4	0.3	4.8	-0.2	10.4	10.3	2.2
20(2008)	14,420	4.8	2.5	0.3	5.0	-0.2	10.1	9.9	2.1
21(2009)	14,700	5.4	2.5	0.3	5.0	0.3	10.5	10.0	2.0
22(2010)	14,980	5.6	2.6	0.3	5.1	0.5	11.0	10.2	2.1
27(2015)	16,380	6.5	3.0	0.4	5.9	0.7	13.8	11.7	2.2
32(2020)	16,900	7.3	3.4	0.6	6.4	0.9	17.9	13.6	2.6
37(2025)	16,900	8.1	3.7	0.7	7.0	1.1	23.2	15.9	3.2
42(2030)	16,900	9.2	4.0	0.9	8.0	1.2	29.2	18.1	3.5
52(2040)	16,900	11.2	4.3	1.2	10.6	0.6	38.7	19.4	3.6
62(2050)	16,900	13.1	4.7	1.3	13.0	0.1	42.0	17.2	3.2
72(2060)	16,900	14.7	5.3	1.3	14.8	-0.1	41.9	13.9	2.8
82(2070)	16,900	16.1	5.8	1.3	16.5	-0.3	39.7	10.7	2.4
92(2080)	16,900	17.7	6.5	1.1	18.2	-0.5	35.2	7.7	2.0
102(2090)	16,900	19.5	7.5	0.9	20.2	-0.7	29.0	5.2	1.5
112(2100)	16,900	21.6	8.6	0.7	22.4	-0.8	21.6	3.1	1.0

(注1)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次のとおり。

賃金上昇率 2.1%  
物価上昇率 1.0%  
運用利回り 3.2%  
可処分所得上昇率 2.1%(ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

## 4. 永久均衡方式の下での財政見通し

平成 16 年の改正においては、年金財政の均衡についての考え方として、有限均衡方式によることとされたが、前回の平成 11 年財政再計算との比較検証をする観点から、永久均衡方式による試算結果を参考表示することとした。

永久均衡方式という財政方式は、無限の将来まで見通した一定の前提を置いて、将来にわたるすべての期間についての給付と負担を均衡させようとするものであり、現在のように将来の高齢化の見通しが高い状況の下では、運用収入を永続的に活用するために、積立金を将来にわたって相当程度高い水準に維持することとなる。今回の試算によると、第 4－9－7 表及び第 4－9－8 表のとおり平成 112（2100）年度における厚生年金の積立度合は 6.0、国民年金の積立度合は 4.7 となる。

第4-9-7表 厚生年金の財政見通し  
— 永久均衡方式 —

最終保険料率18.3%

国庫負担：平成21(2009)年度2分の1完成  
平成17(2005)～20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担  
(平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

調整期間(終了年度)	2029年度
所得代替率(終了年度時点)	48.3%

年度	保険料率 (対総報酬)	収入合計			支出合計		差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度価格)	積立 度合
		兆円	兆円	兆円	兆円	兆円				
平成(西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17(2005)	14.288	28.3	20.8	3.0	31.9	11.1	-3.6	163.9	163.9	5.2
18(2006)	14.642	29.8	21.6	3.5	32.9	11.3	-3.1	160.8	161.1	5.0
19(2007)	14.996	31.2	22.6	4.0	33.8	11.5	-2.5	158.3	157.8	4.8
20(2008)	15.350	33.0	23.5	4.7	34.9	12.0	-1.9	156.4	153.1	4.5
21(2009)	15.704	36.1	24.5	4.9	36.5	12.6	-0.4	156.0	149.2	4.3
22(2010)	16.058	37.6	25.5	4.9	37.5	13.0	0.0	156.0	145.3	4.2
27(2015)	17.828	44.0	30.8	5.1	41.4	15.1	2.6	162.5	137.3	3.9
32(2020)	18.30	49.2	34.8	5.8	43.3	16.5	5.9	186.3	141.8	4.2
37(2025)	18.30	53.5	37.7	6.9	44.7	17.4	8.8	224.3	153.9	4.8
42(2030)	18.30	58.0	40.0	8.5	47.7	18.5	10.3	274.5	169.8	5.5
52(2040)	18.30	66.5	43.1	11.2	60.6	24.2	5.9	359.2	180.5	5.8
62(2050)	18.30	74.7	47.2	12.5	72.0	29.9	2.6	397.3	162.2	5.5
72(2060)	18.30	83.1	52.8	13.3	79.8	33.9	3.3	425.1	141.0	5.3
82(2070)	18.30	91.6	58.4	14.5	87.4	37.4	4.3	463.9	125.0	5.3
92(2080)	18.30	101.8	65.0	16.1	95.9	41.3	5.8	514.3	112.5	5.3
102(2090)	18.30	115.2	73.9	18.5	105.7	45.7	9.5	590.6	105.0	5.5
112(2100)	18.30	132.5	84.8	22.3	117.0	50.7	15.5	716.7	103.5	6.0

(注1)長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次の通り。

賃金上昇率	2.1%
物価上昇率	1.0%
運用利回り	3.2%
可処分所得上昇率	2.1%(ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

(注4)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。



第4-9-8表 国民年金の財政見通し  
—永久均衡方式—

最終保険料16,900円(平成16年度価格)

国庫負担:平成21(2009)年度2分の1完成  
平成17(2005)~20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担  
(平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

年度	保険料月額 (16年度価格)	収入合計			支出合計	収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度価格)	積立 度合
		兆円	兆円	兆円					
平成(西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17(2005)	13,580	4.0	2.1	0.2	4.2	-0.2	10.8	10.8	2.6
18(2006)	13,860	4.3	2.2	0.2	4.5	-0.2	10.6	10.6	2.4
19(2007)	14,140	4.6	2.4	0.3	4.8	-0.2	10.4	10.3	2.2
20(2008)	14,420	4.8	2.5	0.3	5.0	-0.2	10.1	9.9	2.1
21(2009)	14,700	5.4	2.5	0.3	5.0	0.3	10.5	10.0	2.0
22(2010)	14,980	5.6	2.6	0.3	5.1	0.5	11.0	10.2	2.1
27(2015)	16,380	6.5	3.0	0.4	5.9	0.7	13.8	11.7	2.2
32(2020)	16,900	7.3	3.4	0.6	6.4	0.9	17.9	13.6	2.6
37(2025)	16,900	8.1	3.7	0.7	6.9	1.2	23.3	16.0	3.2
42(2030)	16,900	9.0	4.0	0.9	7.6	1.4	30.0	18.6	3.8
52(2040)	16,900	11.1	4.3	1.3	10.1	1.0	42.2	21.2	4.1
62(2050)	16,900	13.0	4.7	1.6	12.4	0.6	49.8	20.3	4.0
72(2060)	16,900	14.8	5.3	1.8	14.1	0.7	56.1	18.6	3.9
82(2070)	16,900	16.4	5.8	2.0	15.7	0.7	63.0	17.0	4.0
92(2080)	16,900	18.3	6.5	2.2	17.4	1.0	71.5	15.7	4.1
102(2090)	16,900	20.7	7.5	2.6	19.2	1.4	83.5	14.8	4.3
112(2100)	16,900	23.5	8.6	3.2	21.3	2.2	101.6	14.7	4.7

(注1)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次のとおり。

賃金上昇率 2.1%

物価上昇率 1.0%

運用利回り 3.2%

可処分所得上昇率 2.1%(ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

9で示した厚生年金、国民年金の財政見通しは、基準的な前提の下でのものであるが、年金財政は、様々な社会・経済情勢の影響を受けるものであることから、前提を変更した場合の財政見通しをみておくことは有意義である。

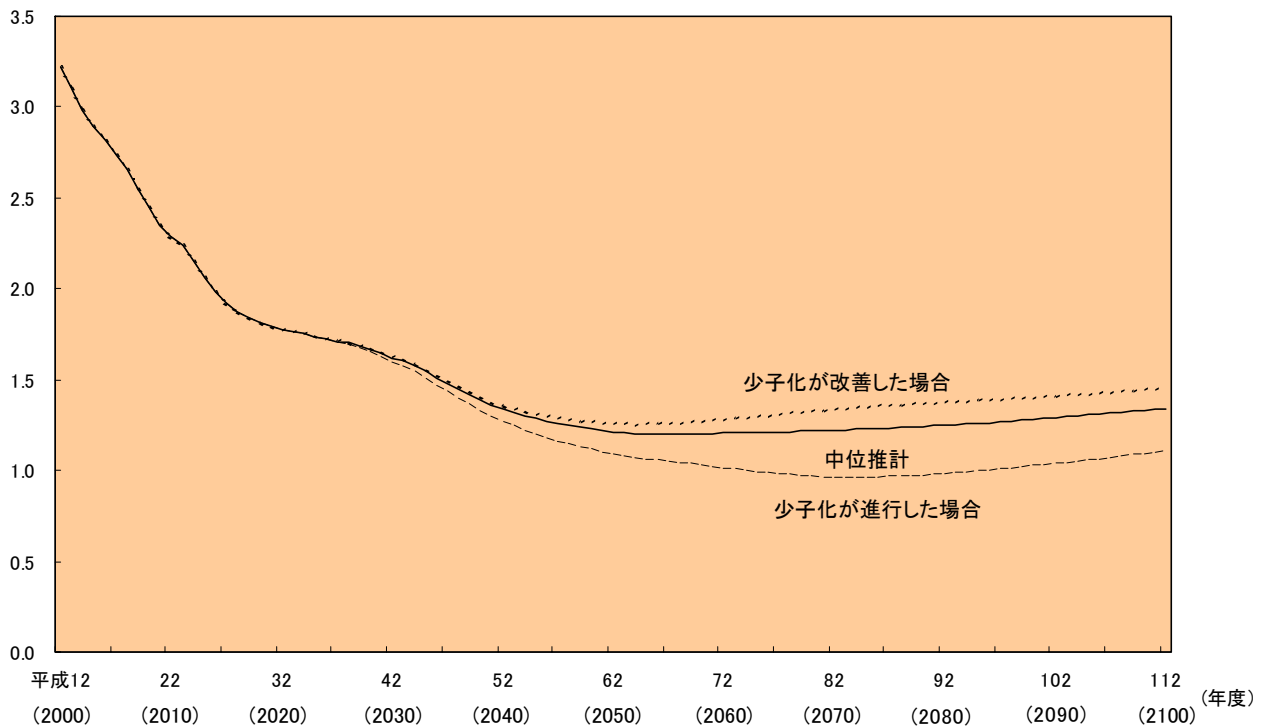
平成16年財政再計算における人口の前提は、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の将来推計人口（平成14年1月）」（中位推計）に基づいているが、中位推計ではなく、将来の出生率の前提を変更した少子化改善ケース及び少子化進行ケースに基づく場合についても将来推計を行った。

人口推計	合計特殊出生率（2050年）
少子化改善ケース（注）	1.52
基準ケース（中位推計）	1.39
少子化進行ケース（低位推計）	1.10

（注）少子化改善ケースは、夫婦が理想子ども数まで子どもを持つとした場合を想定して機械的に算出したもの。

各人口推計に基づいた65歳以上人口に対する20～60歳人口の比率は第4-10-1図のとおりである。

第4-10-1図 65歳以上人口に対する20～60歳人口の比率



以下、平成 16 年改正後の制度に基づき、いくつか前提を変更し、その財政状況を見る。

## 1. 少子化の動向が変動した場合

少子化の動向が変動した場合の公的年金被保険者数の見通しは、少子化が改善した場合は第 4-10-1 表、少子化が進行した場合は第 4-10-2 表のとおりである。公的年金被保険者数の動向は、ほぼ人口推計における 20 歳以上 60 歳未満人口の動向と同様の傾向となっており、将来における少子化の動向の変動は平成 12 (2000) 年以降に生まれたコーホートに反映されるため、公的年金被保険者数に差が生じるのは平成 32 (2020) 年度前後以降となる。したがって、公的年金被保険者数の減少率に寿命の伸びを勘案した一定率 (0.3%) を加えたものを基礎として行なわれるマクロ経済スライドによる給付水準の調整は、少子化の動向の変動が公的年金被保険者数の差異となって現れてくる平成 32 (2020) 年度前後までは同じとなり、給付水準調整のスピードは少子化の動向の前提如何によらずに決まることとなる。その結果、少子化の動向が変動した場合においても、給付と負担の均衡は、基本的には給付水準調整期間の伸縮により図られることとなる。

基礎年金及び厚生年金の受給者数の見通しは少子化が改善した場合は第 4-10-3 表及び第 4-10-4 表、少子化が進行した場合は第 4-10-5 表及び第 4-10-6 表のとおりである。少子化の動向の変動が老齢年金の受給者数に初めて反映されるのは平成 12 (2000) 年生まれのコーホートが老齢年金を受給する約 60 年後 (2060 年度前後) である。基礎年金受給者数に対する基礎年金の被保険者数の比率には、少子化の動向の変動が被保険者推計に反映される 2020 年度以降にはじめて変化が生じ、平成 112 (2100) 年度では、標準ケースでは 1.4 であるが、少子化が改善した場合は 1.5、少子化が進行した場合は 1.2 と見通される。

第4-10-1表 公的年金被保険者数の見通し  
- 少子化が改善した場合 -

年 度	公的年金被保険者計 百万人	第1号被保険者 百万人	被用者年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 %
			合計 百万人	厚生年金 百万人	共済組合 百万人	合計 百万人	厚生年金 百万人	共済組合 百万人	
平成(西暦)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%
17(2005)	70.0	21.9	37.0	32.3	4.7	11.2	9.7	1.5	-0.4
18(2006)	69.9	21.8	37.0	32.2	4.7	11.1	9.7	1.5	-0.3
19(2007)	69.4	21.5	36.8	32.2	4.7	11.0	9.6	1.5	-0.2
20(2008)	68.7	21.1	36.7	32.0	4.7	10.9	9.5	1.4	-0.2
21(2009)	68.0	20.6	36.5	31.9	4.7	10.8	9.4	1.4	-0.5
22(2010)	67.3	20.2	36.3	31.7	4.6	10.7	9.3	1.4	-0.8
27(2015)	64.9	19.0	35.4	30.9	4.5	10.5	9.2	1.3	-0.8
32(2020)	63.3	18.6	34.6	30.2	4.4	10.2	8.9	1.3	-0.5
37(2025)	61.8	18.2	33.9	29.6	4.3	9.7	8.5	1.2	-0.4
42(2030)	59.4	17.7	32.7	28.5	4.2	9.1	7.9	1.2	-0.7
52(2040)	52.8	15.7	29.2	25.5	3.7	7.9	6.8	1.1	-1.2
62(2050)	47.8	14.2	26.4	23.0	3.4	7.3	6.3	1.0	-0.9
72(2060)	44.4	13.2	24.4	21.3	3.1	6.8	5.9	0.9	-0.7
82(2070)	41.2	12.3	22.7	19.8	2.9	6.2	5.4	0.9	-0.8
92(2080)	38.3	11.4	21.0	18.4	2.7	5.8	5.0	0.8	-0.7
102(2090)	36.1	10.8	19.8	17.3	2.5	5.5	4.7	0.7	-0.6
112(2100)	34.3	10.3	18.8	16.4	2.4	5.2	4.5	0.7	-0.5

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) 公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値である。

※ マクロ経済スライドは、この公的年金被保険者数の減少率に寿命の伸びを勘案して設定した一定率(0.3%)を加えたものを基礎とし、給付水準調整を行う。

第4-10-2表 公的年金被保険者数の見通し  
- 少子化が進行した場合 -

年 度	公的年金被保険者計 百万人	第1号被保険者 百万人	被用者年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 %
			合計 百万人	厚生年金 百万人	共済組合 百万人	合計 百万人	厚生年金 百万人	共済組合 百万人	
平成(西暦)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%
17(2005)	70.0	21.9	37.0	32.3	4.7	11.2	9.7	1.5	-0.4
18(2006)	69.9	21.8	37.0	32.2	4.7	11.1	9.7	1.5	-0.3
19(2007)	69.4	21.5	36.8	32.2	4.7	11.0	9.6	1.5	-0.2
20(2008)	68.7	21.1	36.7	32.0	4.7	10.9	9.5	1.4	-0.2
21(2009)	68.0	20.6	36.5	31.9	4.7	10.8	9.4	1.4	-0.5
22(2010)	67.3	20.2	36.3	31.7	4.6	10.7	9.3	1.4	-0.8
27(2015)	64.9	19.0	35.4	30.9	4.5	10.5	9.2	1.3	-0.8
32(2020)	63.3	18.6	34.6	30.2	4.4	10.2	8.9	1.3	-0.5
37(2025)	61.5	18.0	33.8	29.5	4.3	9.7	8.5	1.2	-0.5
42(2030)	58.5	17.1	32.3	28.1	4.1	9.1	7.8	1.2	-1.0
52(2040)	49.5	14.3	27.6	24.1	3.5	7.6	6.6	1.1	-1.7
62(2050)	41.9	12.2	23.3	20.3	3.0	6.5	5.6	0.8	-1.6
72(2060)	35.7	10.4	19.9	17.3	2.5	5.4	4.7	0.7	-1.7
82(2070)	29.9	8.6	16.7	14.5	2.1	4.6	4.0	0.6	-1.7
92(2080)	25.8	7.5	14.3	12.5	1.8	4.0	3.4	0.5	-1.4
102(2090)	22.8	6.7	12.6	11.0	1.6	3.5	3.0	0.5	-1.2
112(2100)	20.5	6.0	11.3	9.9	1.4	3.1	2.7	0.4	-1.0

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) 公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値である。

※ マクロ経済スライドは、この公的年金被保険者数の減少率に寿命の伸びを勘案して設定した一定率(0.3%)を加えたものを基礎とし、給付水準調整を行う。

第4-10-3表 基礎年金の受給者数の見通し  
- 少子化が改善した場合 -

年 度	被保険者数 ①	受 給 者 数			①/②
		老 齡 基礎年金 ②	障 害 基礎年金	遺 族 基礎年金	
平成(西暦)	百万人	百万人	百万人	百万人	
17(2005)	69.4	23.9	1.5	0.1	2.9
18(2006)	69.3	24.8	1.5	0.1	2.8
19(2007)	68.7	25.6	1.5	0.1	2.7
20(2008)	68.0	26.4	1.6	0.1	2.6
21(2009)	67.2	27.1	1.6	0.1	2.5
22(2010)	66.6	27.6	1.6	0.1	2.4
27(2015)	63.9	31.3	1.6	0.1	2.0
32(2020)	62.5	32.9	1.7	0.1	1.9
37(2025)	61.0	33.1	1.7	0.1	1.8
42(2030)	58.6	33.3	1.8	0.1	1.8
52(2040)	51.8	35.1	1.8	0.1	1.5
62(2050)	47.0	34.6	1.8	0.1	1.4
72(2060)	43.7	31.9	1.7	0.1	1.4
82(2070)	40.5	28.6	1.5	0.1	1.4
92(2080)	37.6	26.0	1.4	0.1	1.4
102(2090)	35.5	24.0	1.3	0.1	1.5
112(2100)	33.8	22.2	1.2	0.1	1.5

(注1)年度間平均値である。

(注2)基礎年金の被保険者には、65歳以上の被用者年金の被保険者が含まれておらず、公的年金の全被保険者と異なる。

(注3)受給者数は「基礎年金に相当する給付」とみなされる給付の支給を受けている者を含む。

第4-10-4表 厚生年金の受給者数の見通し  
- 少子化が改善した場合 -

年 度	被保険者数	受 給 者 数			
		老 齡 厚 生 年 金		障 害 厚生年金	遺 族 厚生年金
		老齡相当※1	通老相当※2		
平成(西暦)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人
17(2005)	32.3	10.6	8.1	0.3	4.2
18(2006)	32.2	11.1	8.5	0.4	4.4
19(2007)	32.2	11.5	9.0	0.4	4.6
20(2008)	32.0	12.0	9.5	0.4	4.8
21(2009)	31.9	12.6	9.9	0.4	5.0
22(2010)	31.7	13.1	10.3	0.4	5.2
27(2015)	30.9	14.2	11.0	0.4	6.2
32(2020)	30.2	13.9	10.9	0.4	7.2
37(2025)	29.6	13.4	10.6	0.4	8.1
42(2030)	28.5	13.2	10.5	0.4	8.6
52(2040)	25.5	14.1	11.6	0.4	9.0
62(2050)	23.0	14.1	11.6	0.4	8.7
72(2060)	21.3	12.9	10.2	0.4	8.5
82(2070)	19.8	11.6	8.4	0.3	7.8
92(2080)	18.4	10.7	7.0	0.3	6.6
102(2090)	17.3	10.0	6.1	0.3	5.9
112(2100)	16.4	9.2	5.5	0.3	5.4

(注)年度間平均値である。

※1 老齡相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年以上の受給者の年金(経過的期間短縮を受けているものを含む。)

※2 通老相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年未満の受給者の年金(経過的期間短縮を受けているものを除く。)

第4-10-5表 基礎年金の受給者数の見通し  
- 少子化が進行した場合 -

年 度	被保険者数 ①	受 給 者 数			①/②
		老 齡 基礎年金 ②	障 害 基礎年金	遺 族 基礎年金	
平成 (西暦)	百万人	百万人	百万人	百万人	
17 (2005)	69.4	23.9	1.5	0.1	2.9
18 (2006)	69.3	24.8	1.5	0.1	2.8
19 (2007)	68.7	25.6	1.5	0.1	2.7
20 (2008)	68.0	26.4	1.6	0.1	2.6
21 (2009)	67.2	27.1	1.6	0.1	2.5
22 (2010)	66.6	27.6	1.6	0.1	2.4
27 (2015)	63.9	31.3	1.6	0.1	2.0
32 (2020)	62.5	32.9	1.7	0.1	1.9
37 (2025)	60.7	33.1	1.7	0.1	1.8
42 (2030)	57.6	33.3	1.7	0.1	1.7
52 (2040)	48.5	35.1	1.7	0.1	1.4
62 (2050)	41.1	34.6	1.7	0.1	1.2
72 (2060)	35.0	31.9	1.5	0.1	1.1
82 (2070)	29.3	28.3	1.3	0.1	1.0
92 (2080)	25.3	24.1	1.1	0.1	1.0
102 (2090)	22.4	20.3	1.0	0.1	1.1
112 (2100)	20.1	17.2	0.8	0.0	1.2

(注1) 年度間平均値である。

(注2) 基礎年金の被保険者には、65歳以上の被用者年金の被保険者が含まれておらず、公的年金の全被保険者と異なる。

(注3) 受給者数は「基礎年金に相当する給付」とみなされる給付の支給を受けている者を含む。

第4-10-6表 厚生年金の受給者数の見通し  
- 少子化が進行した場合 -

年 度	被保険者数	受 給 者 数			
		老 齡 厚 生 年 金		障 害 厚生年金	遺 族 厚生年金
		老齡相当※1	通老相当※2		
平成 (西暦)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人
17 (2005)	32.3	10.6	8.1	0.3	4.2
18 (2006)	32.2	11.1	8.5	0.4	4.4
19 (2007)	32.2	11.5	9.0	0.4	4.6
20 (2008)	32.0	12.0	9.5	0.4	4.8
21 (2009)	31.9	12.6	9.9	0.4	5.0
22 (2010)	31.7	13.1	10.3	0.4	5.2
27 (2015)	30.9	14.2	11.0	0.4	6.2
32 (2020)	30.2	13.9	10.9	0.4	7.2
37 (2025)	29.5	13.4	10.6	0.4	8.1
42 (2030)	28.1	13.2	10.5	0.4	8.6
52 (2040)	24.1	14.1	11.6	0.4	9.0
62 (2050)	20.3	14.1	11.6	0.4	8.7
72 (2060)	17.3	12.9	10.2	0.3	8.5
82 (2070)	14.5	11.4	8.3	0.3	7.7
92 (2080)	12.5	9.9	6.5	0.2	6.5
102 (2090)	11.0	8.4	5.2	0.2	5.4
112 (2100)	9.9	7.1	4.2	0.2	4.6

(注) 年度間平均値である。

※1 老齡相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年以上の受給者の年金(経過的期間短縮を受けているものを含む。)

※2 通老相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年未満の受給者の年金(経過的期間短縮を受けているものを除く。)

基準ケースでは平成 35 (2023) 年度以降所得代替率 50.2%となるところ、少子化改善ケースでは平成 32 (2020) 年度以降 51.7%となる。また、少子化進行ケー

スでは、平成16年改正法附則第2条の規定によると、所得代替率が次の財政検証までに50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準の調整の終了について検討するとされているが、平成36(2024)年度に50%に達する。この場合、仮に、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて年金財政を均衡させる場合には、平成43(2031)年度以降46.4%となるまで調整を続ける必要があるという見通しとなっている。

人口推計	合計特殊出生率	所得代替率
少子化改善ケース	1.52	平成32(2020)年度以降 51.7%
基準ケース (中位推計)	1.39	平成35(2023)年度以降 50.2%
少子化進行ケース	1.10	(平成36(2024)年度に 50%で給付調整を終了) <平成43(2031)年度以降46.4%>(注1)

(注1)少子化進行ケースの<>は、仮に、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合の数値。

(注2)経済前提は基準ケースを使用。

少子化の動向が変動した場合の財政見通しは、少子化改善ケースは第4-10-7表及び第4-10-8表、少子化進行ケース（機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させる場合）は第4-10-9表及び第4-10-10表である。

第4-10-7表 厚生年金の財政見通し  
- 少子化改善ケース -

最終保険料率18.3%

国庫負担：平成21(2009)年度2分の1完成  
平成17(2005)～20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担  
(平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

調整期間(終了年度)	2020年度
所得代替率(終了年度時点)	51.7%

年度	保険料率 (対総報酬)	収入合計			支出合計		差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度価格)	積立 度合
		兆円	兆円	兆円	兆円	兆円				
平成(西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17(2005)	14.288	28.3	20.8	3.0	31.9	11.1	-3.6	163.9	163.9	5.2
18(2006)	14.642	29.8	21.6	3.5	32.9	11.3	-3.1	160.8	161.1	5.0
19(2007)	14.996	31.2	22.6	4.0	33.8	11.5	-2.5	158.3	157.8	4.8
20(2008)	15.350	33.0	23.5	4.7	34.9	12.0	-1.9	156.4	153.1	4.5
21(2009)	15.704	36.1	24.5	4.9	36.5	12.6	-0.4	156.0	149.2	4.3
22(2010)	16.058	37.6	25.5	4.9	37.5	13.0	0.0	156.0	145.3	4.2
27(2015)	17.828	44.0	30.8	5.1	41.4	15.1	2.6	162.5	137.3	3.9
32(2020)	18.30	49.3	34.8	5.8	43.6	16.7	5.6	186.0	141.6	4.1
37(2025)	18.30	53.8	37.7	6.8	46.8	18.2	7.0	218.2	149.7	4.5
42(2030)	18.30	58.2	40.1	7.9	50.9	20.0	7.3	255.4	157.9	4.9
52(2040)	18.30	66.2	43.6	9.5	64.7	26.2	1.5	302.8	152.2	4.7
62(2050)	18.30	73.9	48.5	9.2	76.9	32.4	-3.0	289.9	118.3	3.8
72(2060)	18.30	82.1	55.6	8.1	85.3	36.7	-3.3	255.9	84.8	3.0
82(2070)	18.30	90.7	63.3	7.2	93.6	40.6	-2.9	225.8	60.8	2.4
92(2080)	18.30	101.1	72.1	6.2	104.4	45.6	-3.3	195.7	42.8	1.9
102(2090)	18.30	114.6	83.6	5.1	118.0	51.9	-3.4	161.3	28.7	1.4
112(2100)	18.30	131.3	97.7	4.2	133.9	59.0	-2.6	131.3	19.0	1.0

(注1)長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次の通り。

賃金上昇率	2.1%
物価上昇率	1.0%
運用利回り	3.2%
可処分所得上昇率	2.1%(ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

(注4)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。



第4-10-8表 国民年金の財政見通し  
- 少子化改善ケース -

最終保険料16,900円(平成16年度価格)

国庫負担:平成21(2009)年度2分の1完成  
平成17(2005)~20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担  
(平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

年度	保険料月額 (16年度価格)	収入合計			支出合計	収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度価格)	積立 度合
		兆円	兆円	兆円					
平成(西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17(2005)	13,580	4.0	2.1	0.2	4.2	-0.2	10.8	10.8	2.6
18(2006)	13,860	4.3	2.2	0.2	4.5	-0.2	10.6	10.6	2.4
19(2007)	14,140	4.6	2.4	0.3	4.8	-0.2	10.4	10.3	2.2
20(2008)	14,420	4.8	2.5	0.3	5.0	-0.2	10.1	9.9	2.1
21(2009)	14,700	5.4	2.5	0.3	5.0	0.3	10.5	10.0	2.0
22(2010)	14,980	5.6	2.6	0.3	5.1	0.5	11.0	10.2	2.1
27(2015)	16,380	6.5	3.0	0.4	5.9	0.7	13.8	11.7	2.2
32(2020)	16,900	7.4	3.4	0.5	6.5	0.9	17.9	13.6	2.6
37(2025)	16,900	8.2	3.7	0.7	7.2	1.0	22.7	15.6	3.0
42(2030)	16,900	9.3	4.0	0.9	8.2	1.1	28.1	17.4	3.3
52(2040)	16,900	11.4	4.4	1.1	10.9	0.5	36.1	18.1	3.3
62(2050)	16,900	13.4	4.9	1.2	13.4	0.0	37.9	15.5	2.8
72(2060)	16,900	15.2	5.6	1.2	15.3	-0.2	36.7	12.2	2.4
82(2070)	16,900	16.9	6.4	1.1	17.1	-0.2	34.9	9.4	2.1
92(2080)	16,900	18.9	7.3	1.0	19.2	-0.3	32.4	7.1	1.7
102(2090)	16,900	21.4	8.5	0.9	21.9	-0.4	28.7	5.1	1.3
112(2100)	16,900	24.4	10.0	0.8	24.9	-0.4	24.4	3.5	1.0

(注1)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次のとおり。

賃金上昇率 2.1%  
物価上昇率 1.0%  
運用利回り 3.2%  
可処分所得上昇率 2.1%(ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

第4-10-9表 厚生年金の財政見通し

—少子化進行ケース—

(仮に、マクロ経済スライドの適用を続けて46.4%まで給付水準調整した場合)

**最終保険料率18.3%**

国庫負担：平成21(2009)年度2分の1完成  
平成17(2005)～20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担  
(平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

調整期間(終了年度)	2031年度
所得代替率(終了年度時点)	46.4%

年度	保険料率 (対総報酬)	収入合計			支出合計		収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度価格)	積立 度合
		兆円	兆円	兆円	兆円	兆円				
平成(西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17(2005)	14.288	28.3	20.8	3.0	31.9	11.1	-3.6	163.9	163.9	5.2
18(2006)	14.642	29.8	21.6	3.5	32.9	11.3	-3.1	160.8	161.1	5.0
19(2007)	14.996	31.2	22.6	4.0	33.8	11.5	-2.5	158.3	157.8	4.8
20(2008)	15.350	33.0	23.5	4.7	34.9	12.0	-1.9	156.4	153.1	4.5
21(2009)	15.704	36.1	24.5	4.9	36.5	12.6	-0.4	156.0	149.2	4.3
22(2010)	16.058	37.6	25.5	4.9	37.5	13.0	0.0	156.0	145.3	4.2
27(2015)	17.828	44.0	30.8	5.1	41.4	15.1	2.6	162.5	137.3	3.9
32(2020)	18.30	49.2	34.8	5.8	43.3	16.5	5.9	186.3	141.8	4.2
37(2025)	18.30	53.5	37.6	6.9	44.7	17.4	8.8	224.2	153.9	4.8
42(2030)	18.30	57.6	39.8	8.5	46.3	18.2	11.3	276.7	171.1	5.7
52(2040)	18.30	65.1	41.7	11.6	58.3	23.5	6.7	371.9	186.8	6.3
62(2050)	18.30	70.9	43.6	12.9	69.2	28.9	1.8	410.4	167.5	5.9
72(2060)	18.30	75.0	45.8	13.0	76.4	32.5	-1.4	410.9	136.3	5.4
82(2070)	18.30	76.6	47.0	11.8	82.8	35.5	-6.2	371.1	99.9	4.6
92(2080)	18.30	77.4	49.5	9.3	86.6	37.3	-9.1	291.1	63.7	3.5
102(2090)	18.30	79.1	53.6	6.2	89.6	38.6	-10.5	191.7	34.1	2.3
112(2100)	18.30	81.9	59.0	2.8	93.2	40.3	-11.3	81.9	11.8	1.0

(注1)長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次の通り。

賃金上昇率	2.1%
物価上昇率	1.0%
運用利回り	3.2%
可処分所得上昇率	2.1% (ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

(注4)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

第4-10-10表 国民年金の財政見通し

—少子化進行ケース—

(仮に、マクロ経済スライドの適用を続けて46.4%まで給付水準調整した場合)

最終保険料16,900円(平成16年度価格)

国庫負担:平成21(2009)年度2分の1完成

平成17(2005)~20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担  
(平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

年度	保険料月額 (16年度価格)	収入合計			支出合計	収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度価格)	積立 度合
		兆円	兆円	兆円					
平成(西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17(2005)	13,580	4.0	2.1	0.2	4.2	-0.2	10.8	10.8	2.6
18(2006)	13,860	4.3	2.2	0.2	4.5	-0.2	10.6	10.6	2.4
19(2007)	14,140	4.6	2.4	0.3	4.8	-0.2	10.4	10.3	2.2
20(2008)	14,420	4.8	2.5	0.3	5.0	-0.2	10.1	9.9	2.1
21(2009)	14,700	5.4	2.5	0.3	5.0	0.3	10.5	10.0	2.0
22(2010)	14,980	5.6	2.6	0.3	5.1	0.5	11.0	10.2	2.1
27(2015)	16,380	6.5	3.0	0.4	5.9	0.7	13.8	11.7	2.2
32(2020)	16,900	7.3	3.4	0.6	6.4	0.9	17.9	13.6	2.6
37(2025)	16,900	8.0	3.7	0.7	6.9	1.2	23.3	16.0	3.2
42(2030)	16,900	8.8	3.9	0.9	7.4	1.4	30.0	18.5	3.9
52(2040)	16,900	10.6	4.1	1.3	9.7	0.9	42.2	21.2	4.3
62(2050)	16,900	12.3	4.3	1.5	11.9	0.4	48.3	19.7	4.0
72(2060)	16,900	13.5	4.5	1.6	13.6	-0.1	49.5	16.4	3.7
82(2070)	16,900	14.2	4.6	1.4	14.8	-0.6	45.4	12.2	3.1
92(2080)	16,900	14.6	4.9	1.2	15.6	-0.9	37.1	8.1	2.4
102(2090)	16,900	15.1	5.4	0.9	16.2	-1.1	27.0	4.8	1.7
112(2100)	16,900	15.7	5.9	0.5	16.8	-1.2	15.7	2.3	1.0

(注1)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次のとおり。

賃金上昇率 2.1%  
物価上昇率 1.0%  
運用利回り 3.2%  
可処分所得上昇率 2.1%(ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

## 2. 経済の動向が変動した場合

経済前提を変更した場合の所得代替率への影響は、基準ケースでは平成 35 (2023) 年度以降 50.2%となるどころ、経済好転ケースでは、平成 35 (2023) 年度以降 50.9%と見込まれている。また、経済悪化ケースでは、改正法附則第 2 条の規定によると、所得代替率が次の財政検証までに 50%を下回ることが見込まれる場合には、給付水準の調整の終了について検討することとされており、平成 36(2024)年度に 50%に達する。この場合、仮に、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させる場合には、平成 39 (2027) 年度以降 49.2%となるまで調整を続ける必要があるという見通しとなっている。

経済前提	物価上昇率	賃金上昇率	運用利回り	所得代替率
経済好転ケース	1.0%	2.5%	3.3%	平成35(2023)年度以降 50.9%
基準ケース	1.0%	2.1%	3.2%	平成35(2023)年度以降 50.2%
経済悪化ケース	1.0%	1.8%	3.1%	(平成36(2024)年度に50%で 給付調整を終了) <平成39(2027)年度以降 49.2%>(注1)

(注1) 経済悪化ケースの<>は、仮に、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合の数値。

(注2) 人口推計は中位推計を使用。

(注3) 平成21(2009)年度以降の経済前提である。平成20(2008)年度までの経済前提はいずれも「改革と展望－2003年度改定－」に準拠。

経済前提を変更した場合の財政見通しは、経済好転ケースは第 4-10-11 表及び第 4-10-12 表、経済悪化ケース（機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させる場合）は第 4-10-13 表及び第 4-10-14 表である。

第4-10-11表 厚生年金の財政見通し  
 - 経済好転ケース -

最終保険料率18.3%

国庫負担：平成21(2009)年度2分の1完成  
 平成17(2005)～20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担  
 (平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

調整期間(終了年度)	2023年度
所得代替率(終了年度時点)	50.9%

年度	保険料率 (対総報酬) %	収入合計			支出合計		差引残 兆円	年度末 積立金 兆円	年度末 積立金 (16年度価格) 兆円	積立 度合
		兆円	兆円	兆円	兆円	兆円				
平成(西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17(2005)	14.288	28.3	20.8	3.0	31.9	11.1	-3.6	163.9	163.9	5.2
18(2006)	14.642	29.8	21.6	3.5	32.9	11.3	-3.1	160.8	161.1	5.0
19(2007)	14.996	31.2	22.6	4.0	33.8	11.5	-2.5	158.3	157.8	4.8
20(2008)	15.350	33.0	23.5	4.7	34.9	12.0	-1.9	156.4	153.1	4.5
21(2009)	15.704	36.3	24.6	5.1	36.5	12.6	-0.2	156.1	149.4	4.3
22(2010)	16.058	37.9	25.6	5.1	37.5	13.0	0.3	156.5	145.8	4.2
27(2015)	17.828	45.0	31.6	5.3	41.6	15.2	3.5	166.1	138.7	3.9
32(2020)	18.30	51.4	36.4	6.3	44.0	16.8	7.3	196.2	144.8	4.3
37(2025)	18.30	57.2	40.2	7.6	47.4	18.1	9.7	240.3	156.7	4.9
42(2030)	18.30	63.2	43.5	9.3	52.7	20.4	10.6	292.9	168.8	5.4
52(2040)	18.30	74.8	48.7	12.1	70.0	27.9	4.8	374.1	168.5	5.3
62(2050)	18.30	86.1	55.5	12.7	86.4	35.8	-0.3	390.9	137.5	4.5
72(2060)	18.30	98.0	64.6	12.3	99.6	42.1	-1.6	379.0	104.2	3.8
82(2070)	18.30	110.0	74.2	11.5	113.6	48.4	-3.6	352.9	75.8	3.1
92(2080)	18.30	123.7	85.9	10.0	129.6	55.6	-5.9	303.6	50.9	2.4
102(2090)	18.30	141.3	101.5	7.8	148.4	64.0	-7.1	236.4	31.0	1.6
112(2100)	18.30	163.5	121.2	5.4	170.9	73.8	-7.4	163.5	16.7	1.0

(注1) 長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次の通り。  
 賃金上昇率 2.5%  
 物価上昇率 1.0%  
 運用利回り 3.3%  
 可処分所得上昇率 2.5% (ただし、平成29(2017)年度までは2.3%)  
 (注2) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。  
 (注3) 「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。  
 (注4) 厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

第4-10-12表 国民年金の財政見通し  
 - 経済好転ケース -

最終保険料16,900円(平成16年度価格)

国庫負担:平成21(2009)年度2分の1完成  
 平成17(2005)~20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担  
 (平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

年度	保険料月額 (16年度価格)	収入合計			支出合計	収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度価格)	積立 度合
		兆円	兆円	兆円					
平成(西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17(2005)	13,580	4.0	2.1	0.2	4.2	-0.2	10.8	10.8	2.6
18(2006)	13,860	4.3	2.2	0.2	4.5	-0.2	10.6	10.6	2.4
19(2007)	14,140	4.6	2.4	0.3	4.8	-0.2	10.4	10.3	2.2
20(2008)	14,420	4.8	2.5	0.3	5.0	-0.2	10.1	9.9	2.1
21(2009)	14,700	5.4	2.5	0.3	5.0	0.3	10.5	10.0	2.0
22(2010)	14,980	5.6	2.6	0.3	5.1	0.5	11.0	10.2	2.1
27(2015)	16,380	6.6	3.1	0.4	5.9	0.7	14.0	11.7	2.2
32(2020)	16,900	7.5	3.5	0.6	6.5	1.0	18.4	13.6	2.7
37(2025)	16,900	8.5	3.9	0.8	7.2	1.3	24.4	15.9	3.2
42(2030)	16,900	9.8	4.3	1.0	8.3	1.4	31.3	18.1	3.6
52(2040)	16,900	12.5	4.8	1.4	11.6	0.8	42.9	19.3	3.6
62(2050)	16,900	15.1	5.5	1.6	14.8	0.3	48.1	16.9	3.2
72(2060)	16,900	17.6	6.4	1.6	17.6	0.0	49.6	13.6	2.8
82(2070)	16,900	20.1	7.3	1.6	20.3	-0.2	48.5	10.4	2.4
92(2080)	16,900	22.8	8.5	1.5	23.4	-0.5	44.5	7.5	1.9
102(2090)	16,900	26.2	10.2	1.2	26.9	-0.7	38.1	5.0	1.4
112(2100)	16,900	30.2	12.1	1.0	31.1	-0.8	30.2	3.1	1.0

(注1)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次のとおり。

賃金上昇率 2.5 %  
 物価上昇率 1.0 %  
 運用利回り 3.3 %  
 可処分所得上昇率 2.5 % (ただし、平成29(2017)年度までは2.3%)

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

第4-10-13表 厚生年金の財政見通し

—経済悪化ケース—

(仮に、マクロ経済スライドの適用を続けて49.2%まで給付水準調整した場合)

**最終保険料率18.3%**

国庫負担：平成21(2009)年度2分の1完成  
平成17(2005)～20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担  
(平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

調整期間(終了年度)	2027年度
所得代替率(終了年度時点)	49.2%

年度	保険料率 (対総報酬)	収入合計			支出合計		差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度価格)	積立 度合
		兆円	兆円	兆円	兆円	兆円				
平成(西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17(2005)	14.288	28.3	20.8	3.0	31.9	11.1	-3.6	163.9	163.9	5.2
18(2006)	14.642	29.8	21.6	3.5	32.9	11.3	-3.1	160.8	161.1	5.0
19(2007)	14.996	31.2	22.6	4.0	33.8	11.5	-2.5	158.3	157.8	4.8
20(2008)	15.350	33.0	23.5	4.7	34.9	12.0	-1.9	156.4	153.1	4.5
21(2009)	15.704	35.9	24.5	4.8	36.5	12.6	-0.6	155.8	149.1	4.3
22(2010)	16.058	37.3	25.4	4.8	37.5	13.0	-0.2	155.5	144.9	4.1
27(2015)	17.828	43.1	30.2	4.8	41.2	15.1	1.9	159.5	135.9	3.8
32(2020)	18.30	47.6	33.6	5.4	42.9	16.4	4.7	178.3	139.0	4.0
37(2025)	18.30	51.0	35.9	6.3	44.1	17.2	6.9	208.4	148.6	4.6
42(2030)	18.30	54.5	37.6	7.4	47.0	18.7	7.5	246.2	160.5	5.1
52(2040)	18.30	60.2	39.3	9.1	57.9	23.7	2.3	297.9	162.5	5.1
62(2050)	18.30	65.1	41.8	9.1	66.9	28.4	-1.8	296.0	135.1	4.5
72(2060)	18.30	69.4	45.4	8.3	72.1	31.3	-2.7	271.2	103.5	3.8
82(2070)	18.30	72.9	48.7	7.4	76.5	33.5	-3.7	239.4	76.5	3.2
92(2080)	18.30	76.7	52.7	6.1	81.5	35.9	-4.8	196.3	52.5	2.5
102(2090)	18.30	81.9	58.1	4.5	87.4	38.6	-5.4	143.8	32.2	1.7
112(2100)	18.30	88.4	64.8	2.8	94.0	41.6	-5.6	88.4	16.5	1.0

(注1)長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次の通り。

賃金上昇率	1.8%
物価上昇率	1.0%
運用利回り	3.1%
可処分所得上昇率	1.8% (ただし、平成29(2017)年度までは1.6%)

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

(注4)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

第4-10-14表 国民年金の財政見通し

－経済悪化ケース－

(仮に、マクロ経済スライドの適用を続けて49.2%まで給付水準調整した場合)

最終保険料16,900円(平成16年度価格)

国庫負担:平成21(2009)年度2分の1完成  
平成17(2005)～20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担  
(平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

年度	保険料月額 (16年度価格)	収入合計			支出合計	収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度価格)	積立 度合
		兆円	兆円	兆円					
平成(西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17(2005)	13,580	4.0	2.1	0.2	4.2	-0.2	10.8	10.8	2.6
18(2006)	13,860	4.3	2.2	0.2	4.5	-0.2	10.6	10.6	2.4
19(2007)	14,140	4.6	2.4	0.3	4.8	-0.2	10.4	10.3	2.2
20(2008)	14,420	4.8	2.5	0.3	5.0	-0.2	10.1	9.9	2.1
21(2009)	14,700	5.4	2.5	0.3	5.0	0.3	10.5	10.0	2.0
22(2010)	14,980	5.6	2.6	0.3	5.1	0.5	10.9	10.2	2.1
27(2015)	16,380	6.5	3.0	0.4	5.9	0.6	13.7	11.7	2.2
32(2020)	16,900	7.2	3.3	0.5	6.4	0.8	17.5	13.6	2.6
37(2025)	16,900	7.8	3.6	0.7	6.8	1.0	22.3	15.9	3.1
42(2030)	16,900	8.7	3.8	0.8	7.6	1.1	27.7	18.1	3.5
52(2040)	16,900	10.4	4.0	1.1	9.9	0.5	35.8	19.5	3.6
62(2050)	16,900	11.8	4.2	1.2	11.7	0.0	38.0	17.3	3.2
72(2060)	16,900	12.9	4.6	1.1	13.1	-0.2	36.9	14.1	2.8
82(2070)	16,900	13.7	4.9	1.0	14.0	-0.4	34.1	10.9	2.5
92(2080)	16,900	14.6	5.4	0.9	15.1	-0.5	29.5	7.9	2.0
102(2090)	16,900	15.6	6.0	0.7	16.2	-0.6	23.6	5.3	1.5
112(2100)	16,900	16.8	6.6	0.5	17.5	-0.7	16.8	3.1	1.0

(注1)長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次のとおり。

賃金上昇率 1.8%  
物価上昇率 1.0%  
運用利回り 3.1%  
可処分所得上昇率 1.8%(ただし、平成29(2017)年度までは1.6%)

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

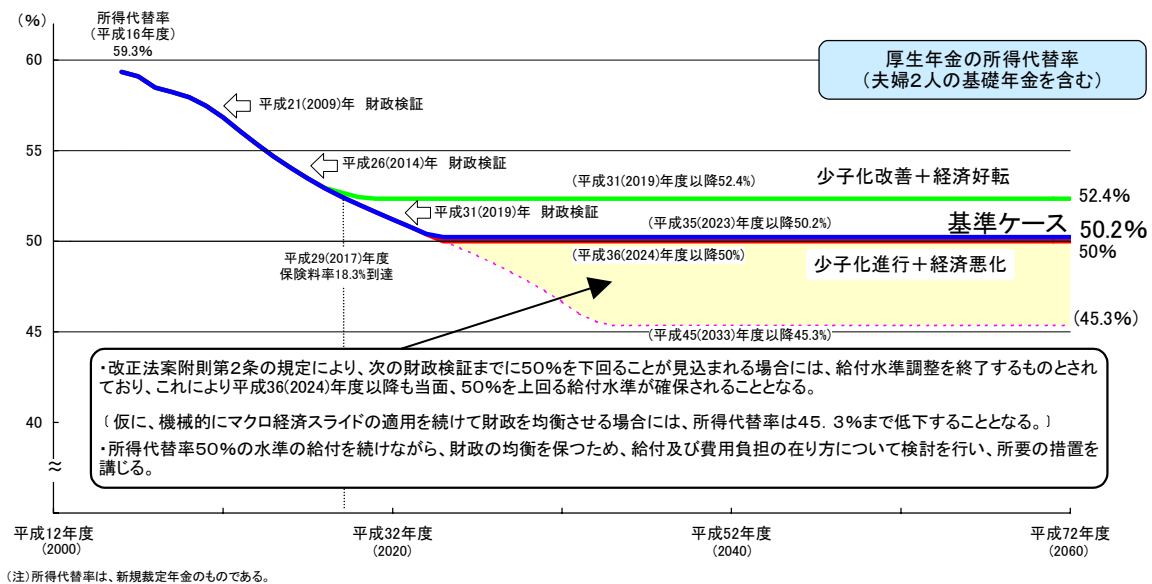


### 3. 少子化・経済の動向が変動した場合

人口・経済の動向を同時に変更した場合の試算について解説する。少子化改善・経済好転ケースでは、所得代替率は平成 31 (2019) 年度以降 52.4%と見込んでいる。少子化進行・経済悪化ケースでは、改正法附則第 2 条の規定によると、所得代替率が次の財政検証までに 50%を下回ることが見込まれる場合には、給付水準の調整の終了について検討することされており、平成 36(2024)年度に 50%に達する。この場合、仮に、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させる場合には、平成 45 (2033) 年度以降 45.3%となるまで調整を続ける必要があるという見通しとなっている (第 4-10-2 図)。

財政見通しは、少子化改善・経済好転ケースは第 4-10-15 表及び第 4-10-16 表、少子化進行・経済悪化ケース (機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させる場合) は第 4-10-17 表及び第 4-10-18 表である。

第 4-10-2 図 社会・経済状況が変動した場合の所得代替率の見通し  
—平成 16 年財政再計算—



第4-10-15表 厚生年金の財政見通し

－少子化改善＋経済好転ケース－

最終保険料率18.3%

国庫負担：平成21(2009)年度2分の1完成  
平成17(2005)～20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担  
(平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

調整期間(終了年度)	2019年度
所得代替率(終了年度時点)	52.4%

年度	保険料率 (対総報酬)	収入合計			支出合計		差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度価格)	積立 度合
		兆円	兆円	兆円	兆円	兆円				
平成(西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17(2005)	14.288	28.3	20.8	3.0	31.9	11.1	-3.6	163.9	163.9	5.2
18(2006)	14.642	29.8	21.6	3.5	32.9	11.3	-3.1	160.8	161.1	5.0
19(2007)	14.996	31.2	22.6	4.0	33.8	11.5	-2.5	158.3	157.8	4.8
20(2008)	15.350	33.0	23.5	4.7	34.9	12.0	-1.9	156.4	153.1	4.5
21(2009)	15.704	36.3	24.6	5.1	36.5	12.6	-0.2	156.1	149.4	4.3
22(2010)	16.058	37.9	25.6	5.1	37.5	13.0	0.3	156.5	145.8	4.2
27(2015)	17.828	45.0	31.6	5.3	41.6	15.2	3.5	166.1	138.7	3.9
32(2020)	18.30	51.4	36.4	6.2	44.9	17.0	6.5	194.2	143.3	4.2
37(2025)	18.30	57.2	40.2	7.4	48.8	18.7	8.4	232.5	151.7	4.6
42(2030)	18.30	63.2	43.6	8.9	54.2	21.0	9.0	277.7	160.1	5.0
52(2040)	18.30	74.6	49.2	11.0	72.0	28.7	2.6	339.7	153.0	4.7
62(2050)	18.30	86.4	57.1	10.9	89.0	36.9	-2.5	334.2	117.6	3.8
72(2060)	18.30	99.7	68.0	9.9	102.6	43.5	-2.9	304.0	83.6	3.0
82(2070)	18.30	114.5	80.4	9.0	117.3	50.2	-2.8	276.0	59.3	2.4
92(2080)	18.30	132.7	95.4	8.1	136.0	58.6	-3.3	246.4	41.3	1.8
102(2090)	18.30	156.5	114.9	6.9	159.7	69.2	-3.3	212.3	27.8	1.3
112(2100)	18.30	186.7	139.6	6.1	188.5	81.9	-1.8	186.7	19.1	1.0

(注1)長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次の通り。

賃金上昇率 2.5%  
物価上昇率 1.0%  
運用利回り 3.3%  
可処分所得上昇率 2.5%(ただし、平成29(2017)年度までは2.3%)

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

(注4)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

第4-10-16表 国民年金の財政見通し

－少子化改善＋経済好転ケース－

最終保険料16,900円(平成16年度価格)

国庫負担：平成21(2009)年度2分の1完成

平成17(2005)～20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担  
(平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

年度	保険料月額 (16年度価格)	収入合計			支出合計	収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度価格)	積立 度合
		兆円	兆円	兆円					
平成(西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17(2005)	13,580	4.0	2.1	0.2	4.2	-0.2	10.8	10.8	2.6
18(2006)	13,860	4.3	2.2	0.2	4.5	-0.2	10.6	10.6	2.4
19(2007)	14,140	4.6	2.4	0.3	4.8	-0.2	10.4	10.3	2.2
20(2008)	14,420	4.8	2.5	0.3	5.0	-0.2	10.1	9.9	2.1
21(2009)	14,700	5.4	2.5	0.3	5.0	0.3	10.5	10.0	2.0
22(2010)	14,980	5.6	2.6	0.3	5.1	0.5	11.0	10.2	2.1
27(2015)	16,380	6.6	3.1	0.4	5.9	0.7	14.0	11.7	2.2
32(2020)	16,900	7.6	3.5	0.6	6.6	1.0	18.4	13.6	2.6
37(2025)	16,900	8.6	3.9	0.8	7.4	1.2	23.9	15.6	3.1
42(2030)	16,900	9.9	4.3	1.0	8.6	1.3	30.1	17.4	3.3
52(2040)	16,900	12.7	4.9	1.3	12.0	0.7	40.0	18.0	3.3
62(2050)	16,900	15.4	5.7	1.4	15.3	0.1	43.2	15.2	2.8
72(2060)	16,900	18.1	6.8	1.4	18.2	0.0	43.3	11.9	2.4
82(2070)	16,900	21.0	8.0	1.4	21.1	-0.1	42.5	9.1	2.0
92(2080)	16,900	24.5	9.6	1.3	24.7	-0.2	40.8	6.8	1.7
102(2090)	16,900	28.8	11.6	1.2	29.2	-0.3	37.8	5.0	1.3
112(2100)	16,900	34.2	14.1	1.1	34.6	-0.4	34.2	3.5	1.0

(注1)長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次のとおり。

賃金上昇率 2.5 %  
物価上昇率 1.0 %  
運用利回り 3.3 %  
可処分所得上昇率 2.5 % (ただし、平成29(2017)年度までは2.3%)

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

第4-10-17表 厚生年金の財政見通し

－少子化進行＋経済悪化ケース－

(仮に、マクロ経済スライドの適用を続けて45.3%まで給付水準調整した場合)

**最終保険料率18.3%**

国庫負担：平成21(2009)年度2分の1完成  
平成17(2005)～20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担  
(平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

調整期間(終了年度)	2033年度
所得代替率(終了年度時点)	45.3%

年度	保険料率 (対総報酬)	収入合計			支出合計		差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度価格)	積立 度合
		兆円	兆円	兆円	兆円	兆円				
平成(西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17(2005)	14.288	28.3	20.8	3.0	31.9	11.1	-3.6	163.9	163.9	5.2
18(2006)	14.642	29.8	21.6	3.5	32.9	11.3	-3.1	160.8	161.1	5.0
19(2007)	14.996	31.2	22.6	4.0	33.8	11.5	-2.5	158.3	157.8	4.8
20(2008)	15.350	33.0	23.5	4.7	34.9	12.0	-1.9	156.4	153.1	4.5
21(2009)	15.704	35.9	24.5	4.8	36.5	12.6	-0.6	155.8	149.1	4.3
22(2010)	16.058	37.3	25.4	4.8	37.5	13.0	-0.2	155.5	144.9	4.1
27(2015)	17.828	43.1	30.2	4.8	41.2	15.1	1.9	159.5	135.9	3.8
32(2020)	18.30	47.6	33.6	5.4	42.9	16.4	4.7	178.3	139.0	4.0
37(2025)	18.30	50.9	35.8	6.3	43.9	17.0	7.0	208.4	148.6	4.6
42(2030)	18.30	53.8	37.3	7.5	44.9	17.7	8.9	250.0	163.0	5.4
52(2040)	18.30	58.9	38.0	9.9	53.8	21.9	5.1	327.0	178.4	6.0
62(2050)	18.30	62.4	38.6	10.8	61.7	26.2	0.7	352.6	160.9	5.7
72(2060)	18.30	64.2	39.3	10.6	66.2	28.6	-2.0	344.6	131.6	5.2
82(2070)	18.30	63.8	39.3	9.4	69.5	30.3	-5.7	304.1	97.2	4.5
92(2080)	18.30	62.8	40.1	7.3	70.6	30.9	-7.8	233.8	62.5	3.4
102(2090)	18.30	62.5	42.2	4.7	71.1	31.1	-8.6	150.9	33.8	2.2
112(2100)	18.30	62.9	45.1	2.1	71.8	31.5	-8.9	62.9	11.8	1.0

(注1)長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次の通り。

賃金上昇率 1.8%  
物価上昇率 1.0%  
運用利回り 3.1%  
可処分所得上昇率 1.8%(ただし、平成29(2017)年度までは1.6%)

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

(注4)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

第4-10-18表 国民年金の財政見通し

－少子化進行＋経済悪化ケース－

(仮に、マクロ経済スライドの適用を続けて45.3%まで給付水準調整した場合)

最終保険料16,900円(平成16年度価格)

国庫負担：平成21(2009)年度2分の1完成  
平成17(2005)～20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担  
(平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

年度	保険料月額 (16年度価格)	収入合計			支出合計	収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度価格)	積立 度合
		兆円	兆円	兆円					
平成(西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17(2005)	13,580	4.0	2.1	0.2	4.2	-0.2	10.8	10.8	2.6
18(2006)	13,860	4.3	2.2	0.2	4.5	-0.2	10.6	10.6	2.4
19(2007)	14,140	4.6	2.4	0.3	4.8	-0.2	10.4	10.3	2.2
20(2008)	14,420	4.8	2.5	0.3	5.0	-0.2	10.1	9.9	2.1
21(2009)	14,700	5.4	2.5	0.3	5.0	0.3	10.5	10.0	2.0
22(2010)	14,980	5.6	2.6	0.3	5.1	0.5	10.9	10.2	2.1
27(2015)	16,380	6.5	3.0	0.4	5.9	0.6	13.7	11.7	2.2
32(2020)	16,900	7.2	3.3	0.5	6.4	0.8	17.5	13.6	2.6
37(2025)	16,900	7.8	3.5	0.7	6.7	1.1	22.3	15.9	3.2
42(2030)	16,900	8.4	3.7	0.8	7.2	1.2	28.2	18.4	3.8
52(2040)	16,900	9.8	3.8	1.2	9.0	0.8	38.7	21.1	4.2
62(2050)	16,900	11.0	3.8	1.3	10.8	0.2	43.2	19.7	4.0
72(2060)	16,900	11.8	3.9	1.3	12.0	-0.2	43.2	16.5	3.6
82(2070)	16,900	12.0	3.9	1.2	12.6	-0.6	38.7	12.4	3.1
92(2080)	16,900	12.1	4.0	1.0	12.9	-0.9	30.9	8.3	2.5
102(2090)	16,900	12.1	4.3	0.7	13.0	-0.9	21.9	4.9	1.7
112(2100)	16,900	12.2	4.6	0.4	13.2	-1.0	12.2	2.3	1.0

(注1)長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次のとおり。

賃金上昇率 1.8%  
物価上昇率 1.0%  
運用利回り 3.1%  
可処分所得上昇率 1.8% (ただし、平成29(2017)年度までは1.6%)

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

#### 4. 社会・経済の動向が悪化した場合 (給付水準の下限で給付水準調整を終了した場合)

社会・経済状況が基準ケースの前提より悪化した場合、おおむね 100 年間の視野に入れ年金財政が均衡するまで機械的にマクロ経済スライドの適用を続けると、給付水準の下限として定めた所得代替率 50%を下回ることとなる。

平成 16 年年金改正法の附則第 2 条において、次の財政検証までの間に給付水準の下限を下回ることが見込まれる場合には、給付水準調整の終了等について検討を行い、併せて、給付と負担の在り方について検討を行い所要の措置を講ずるものとされている。しかしながら、この所要の措置は、現時点で定まっていないため将来見通しに織り込むことはできず、給付水準の下限に到達するケースについては、機械的な仮定を置いた推計となる。

機械的に年金財政が均衡するまでマクロ経済スライドの適用を続けた場合の試算については、1. ～ 3. で示したとおりであるが、ここでは、機械的に給付水準の下限(所得代替率 50%)で給付水準調整を終了した場合の試算について示す。この場合、今後おおむね 100 年にわたる年金財政の均衡が確保されていないため、平成 112(2100)年度まで、所得代替率 50%の給付水準を確保することはできないが、積立金が枯渇するまでの間は、積立金を取り崩し、年金給付の財源として用いることにより、所得代替率 50%を維持することが可能である。

第 4-10-19 表は、社会経済状況が悪化した場合、機械的に所得代替率 50%で給付水準調整を終了した場合、厚生年金及び国民年金の積立金がいつ枯渇するかを示したものである。すなわち、これは、所得代替率 50%の給付水準を維持することができなくなる年度を示したものである。なお、少子化進行及び経済悪化の前提は、1. ～ 3. と同じとしている。

また、それぞれのケースにおける財政見通しは、経済悪化ケース(50%で給付水準調整を終了した場合)は第 4-10-20 表及び第 4-10-21 表、少子化進行ケース(50%で給付水準調整を終了した場合)は第 4-10-22 表及び第 4-10-23 表、少子化進行・経済悪化ケース(50%で給付水準調整を終了した場合)は第 4-10-24 表及び第 4-10-25 表である。

第4-10-19表 社会・経済状況が悪化し、機械的に所得代替率50%で給付水準調整を終了した場合の積立金枯渇年度

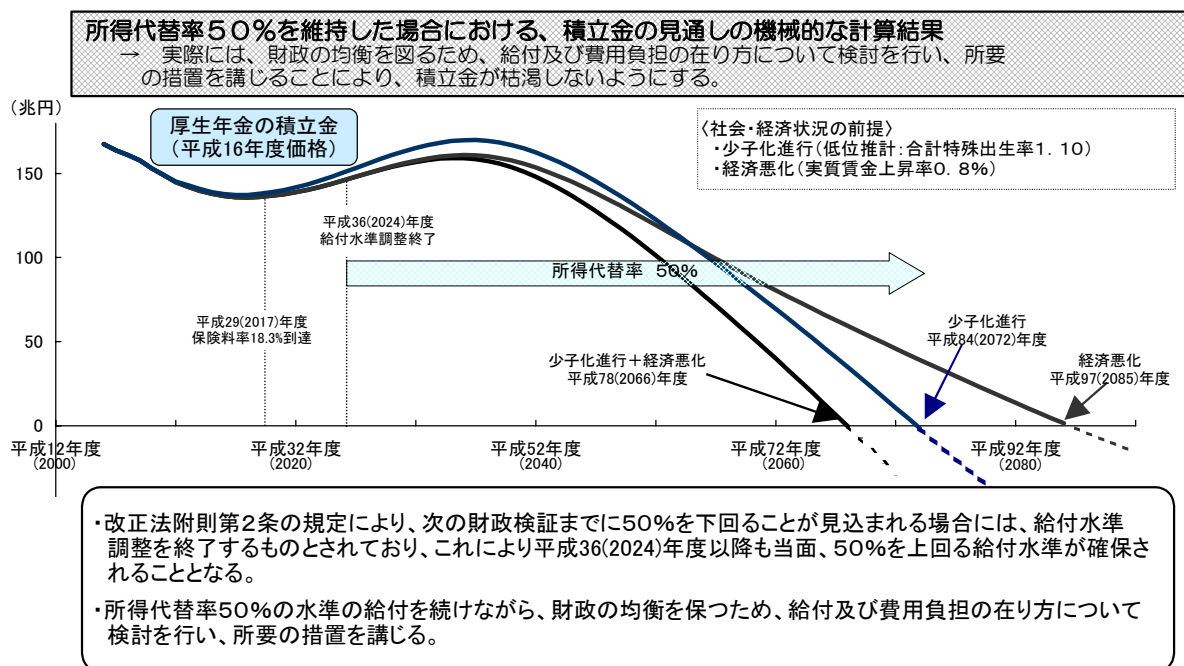
〔厚生年金〕

	積立金枯渇年度
経済悪化ケース	平成 97(2085)年度
少子化進行ケース	平成 84(2072)年度
少子化進行+経済悪化ケース	平成 78(2066)年度

〔国民年金〕

	積立金枯渇年度
経済悪化ケース	平成 112(2100)年度まで積立金枯渇せず。 〔平成 112(2100)年度の積立度合0.6〕
少子化進行ケース	平成 87(2075)年度
少子化進行+経済悪化ケース	平成 84(2072)年度

第4-10-3図 社会・経済状況が悪化し、機械的に所得代替率50%で給付水準調整を終了した場合の厚生年金の積立金の推移



第4-10-20表 厚生年金の財政見通し  
 - 経済悪化ケース -  
 (50%で給付水準調整を終了した場合)

最終保険料率18.3%

国庫負担:平成21(2009)年度2分の1完成  
 平成17(2005)~20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担  
 (平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

調整期間(終了年度)	2024年度
所得代替率(終了年度時点)	50.0%

年度	保険料率 (対総報酬) %	収入合計			支出合計		差引残 兆円	年度末 積立金 兆円	年度末 積立金 (16年度価格) 兆円	積立 度合
		兆円	兆円	兆円	兆円	兆円				
平成(西暦)		兆円	兆円	兆円	兆円	兆円				
17(2005)	14.288	28.3	20.8	3.0	31.9	11.1	-3.6	163.9	163.9	5.2
18(2006)	14.642	29.8	21.6	3.5	32.9	11.3	-3.1	160.8	161.1	5.0
19(2007)	14.996	31.2	22.6	4.0	33.8	11.5	-2.5	158.3	157.8	4.8
20(2008)	15.350	33.0	23.5	4.7	34.9	12.0	-1.9	156.4	153.1	4.5
21(2009)	15.704	35.9	24.5	4.8	36.5	12.6	-0.6	155.8	149.1	4.3
22(2010)	16.058	37.3	25.4	4.8	37.5	13.0	-0.2	155.5	144.9	4.1
27(2015)	17.828	43.1	30.2	4.8	41.2	15.1	1.9	159.5	135.9	3.8
32(2020)	18.30	47.6	33.6	5.4	42.9	16.4	4.7	178.3	139.0	4.0
37(2025)	18.30	51.1	35.9	6.2	44.5	17.3	6.5	207.8	148.2	4.5
42(2030)	18.30	54.4	37.6	7.3	47.9	18.8	6.6	241.7	157.6	4.9
52(2040)	18.30	59.8	39.3	8.6	59.0	23.8	0.9	281.6	153.6	4.8
62(2050)	18.30	64.1	41.8	8.0	68.1	28.6	-3.9	261.6	119.4	3.9
72(2060)	18.30	67.7	45.4	6.5	73.4	31.5	-5.7	211.0	80.6	3.0
82(2070)	18.30	70.1	48.7	4.5	77.9	33.7	-7.8	143.4	45.8	1.9
92(2080)	18.30	72.4	52.7	1.7	83.0	36.1	-10.5	50.8	13.6	0.7
96(2084)	18.30	73.6	54.7	0.4	85.3	37.2	-11.7	5.8	1.4	0.2
97(2085)	18.30	74.0	55.2	0.0	85.9	37.5	-11.9	-6.1	-	-

(注1)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次の通り。

賃金上昇率 1.8%  
 物価上昇率 1.0%  
 運用利回り 3.1%  
 可処分所得上昇率 1.8%(ただし、平成29(2017)年度までは1.6%)

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

(注4)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。



第4-10-21表 国民年金の財政見通し  
 - 経済悪化ケース -  
 (50%で給付水準調整を終了した場合)

最終保険料16,900円(平成16年度価格)

国庫負担:平成21(2009)年度2分の1完成  
 平成17(2005)~20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担  
 (平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

年度	保険料月額 (16年度価格)	収入合計			支出合計	収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度価格)	積立 度合
		兆円	兆円	兆円					
平成(西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17(2005)	13,580	4.0	2.1	0.2	4.2	-0.2	10.8	10.8	2.6
18(2006)	13,860	4.3	2.2	0.2	4.5	-0.2	10.6	10.6	2.4
19(2007)	14,140	4.6	2.4	0.3	4.8	-0.2	10.4	10.3	2.2
20(2008)	14,420	4.8	2.5	0.3	5.0	-0.2	10.1	9.9	2.1
21(2009)	14,700	5.4	2.5	0.3	5.0	0.3	10.5	10.0	2.0
22(2010)	14,980	5.6	2.6	0.3	5.1	0.5	10.9	10.2	2.1
27(2015)	16,380	6.5	3.0	0.4	5.9	0.6	13.7	11.7	2.2
32(2020)	16,900	7.2	3.3	0.5	6.4	0.8	17.5	13.6	2.6
37(2025)	16,900	7.9	3.6	0.7	6.8	1.0	22.3	15.9	3.1
42(2030)	16,900	8.7	3.8	0.8	7.7	1.0	27.6	18.0	3.5
52(2040)	16,900	10.4	4.0	1.1	9.9	0.5	35.3	19.3	3.5
62(2050)	16,900	11.8	4.2	1.1	11.8	0.0	37.1	16.9	3.1
72(2060)	16,900	12.9	4.6	1.1	13.1	-0.3	35.3	13.5	2.7
82(2070)	16,900	13.6	4.9	1.0	14.1	-0.5	31.6	10.1	2.3
92(2080)	16,900	14.5	5.4	0.8	15.2	-0.7	25.7	6.9	1.7
102(2090)	16,900	15.5	6.0	0.6	16.3	-0.8	18.0	4.0	1.2
112(2100)	16,900	16.6	6.6	0.3	17.6	-1.0	8.7	1.6	0.6

(注1) 長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次のとおり。

賃金上昇率 1.8%  
 物価上昇率 1.0%  
 運用利回り 3.1%  
 可処分所得上昇率 1.8% (ただし、平成29(2017)年度までは1.6%)

(注2) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3) 「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

第4-10-22表 厚生年金の財政見通し  
 -少子化進行ケース-  
 (50%で給付水準調整を終了した場合)

**最終保険料率18.3%**

国庫負担:平成21(2009)年度2分の1完成  
 平成17(2005)~20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担  
 (平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

調整期間(終了年度)	2024年度
所得代替率(終了年度時点)	50.0%

年度	保険料率 (対総報酬)	収入合計			支出合計		収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度価格)	積立 度合
		兆円	兆円	兆円	兆円	兆円				
平成(西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17(2005)	14.288	28.3	20.8	3.0	31.9	11.1	-3.6	163.9	163.9	5.2
18(2006)	14.642	29.8	21.6	3.5	32.9	11.3	-3.1	160.8	161.1	5.0
19(2007)	14.996	31.2	22.6	4.0	33.8	11.5	-2.5	158.3	157.8	4.8
20(2008)	15.350	33.0	23.5	4.7	34.9	12.0	-1.9	156.4	153.1	4.5
21(2009)	15.704	36.1	24.5	4.9	36.5	12.6	-0.4	156.0	149.2	4.3
22(2010)	16.058	37.6	25.5	4.9	37.5	13.0	0.0	156.0	145.3	4.2
27(2015)	17.828	44.0	30.8	5.1	41.4	15.1	2.6	162.5	137.3	3.9
32(2020)	18.30	49.2	34.8	5.8	43.3	16.5	5.9	186.3	141.8	4.2
37(2025)	18.30	53.6	37.6	6.9	45.3	17.6	8.3	223.5	153.3	4.7
42(2030)	18.30	57.9	39.8	8.3	49.3	19.4	8.6	267.1	165.2	5.2
52(2040)	18.30	64.6	41.7	10.2	62.7	25.4	1.9	323.7	162.7	5.1
62(2050)	18.30	68.8	43.6	9.6	74.4	31.2	-5.6	300.3	122.6	4.1
72(2060)	18.30	70.1	45.8	6.8	82.2	35.2	-12.1	209.4	69.4	2.7
82(2070)	18.30	67.8	47.0	1.6	89.1	38.4	-21.3	39.6	10.7	0.7
83(2071)	18.30	67.4	47.2	0.9	89.6	38.7	-22.2	17.4	4.6	0.4
84(2072)	18.30	67.0	47.4	0.2	90.1	38.9	-23.1	-5.7	-	-

(注1)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次の通り。

賃金上昇率 2.1%  
 物価上昇率 1.0%  
 運用利回り 3.2%  
 可処分所得上昇率 2.1%(ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

(注4)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

第4-10-23表 国民年金の財政見通し  
 - 少子化進行ケース -  
 (50%で給付水準調整を終了した場合)

最終保険料16,900円(平成16年度価格)

国庫負担:平成21(2009)年度2分の1完成  
 平成17(2005)~20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担  
 (平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

年度	保険料月額 (16年度価格)	収入合計			支出合計	収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度価格)	積立 度合
		兆円	兆円	兆円					
平成(西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17(2005)	13,580	4.0	2.1	0.2	4.2	-0.2	10.8	10.8	2.6
18(2006)	13,860	4.3	2.2	0.2	4.5	-0.2	10.6	10.6	2.4
19(2007)	14,140	4.6	2.4	0.3	4.8	-0.2	10.4	10.3	2.2
20(2008)	14,420	4.8	2.5	0.3	5.0	-0.2	10.1	9.9	2.1
21(2009)	14,700	5.4	2.5	0.3	5.0	0.3	10.5	10.0	2.0
22(2010)	14,980	5.6	2.6	0.3	5.1	0.5	11.0	10.2	2.1
27(2015)	16,380	6.5	3.0	0.4	5.9	0.7	13.8	11.7	2.2
32(2020)	16,900	7.3	3.4	0.6	6.4	0.9	17.9	13.6	2.6
37(2025)	16,900	8.1	3.7	0.7	7.0	1.1	23.2	15.9	3.2
42(2030)	16,900	9.0	3.9	0.9	7.9	1.2	29.1	18.0	3.6
52(2040)	16,900	10.9	4.1	1.2	10.4	0.4	37.5	18.8	3.5
62(2050)	16,900	12.4	4.3	1.2	12.8	-0.4	37.2	15.2	2.9
72(2060)	16,900	13.4	4.5	0.9	14.7	-1.2	28.7	9.5	2.0
82(2070)	16,900	13.8	4.6	0.4	16.0	-2.3	10.8	2.9	0.8
86(2074)	16,900	13.8	4.7	0.1	16.4	-2.6	0.8	0.2	0.2
87(2075)	16,900	13.7	4.7	0.0	16.5	-2.7	-1.9	-	-

(注1)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次のとおり。

賃金上昇率 2.1%  
 物価上昇率 1.0%  
 運用利回り 3.2%  
 可処分所得上昇率 2.1%(ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

第4-10-24表 厚生年金の財政見通し

—少子化進行+経済悪化ケース—

(50%で給付水準調整を終了した場合)

**最終保険料率18.3%**

国庫負担:平成21(2009)年度2分の1完成  
平成17(2005)~20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担  
(平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

調整期間(終了年度)	2024年度
所得代替率(終了年度時点)	50.0%

年度	保険料率 (対総報酬)	収入合計			支出合計		差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度価格)	積立 度合
		兆円	兆円	兆円	兆円	兆円				
平成(西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17(2005)	14.288	28.3	20.8	3.0	31.9	11.1	-3.6	163.9	163.9	5.2
18(2006)	14.642	29.8	21.6	3.5	32.9	11.3	-3.1	160.8	161.1	5.0
19(2007)	14.996	31.2	22.6	4.0	33.8	11.5	-2.5	158.3	157.8	4.8
20(2008)	15.350	33.0	23.5	4.7	34.9	12.0	-1.9	156.4	153.1	4.5
21(2009)	15.704	35.9	24.5	4.8	36.5	12.6	-0.6	155.8	149.1	4.3
22(2010)	16.058	37.3	25.4	4.8	37.5	13.0	-0.2	155.5	144.9	4.1
27(2015)	17.828	43.1	30.2	4.8	41.2	15.1	1.9	159.5	135.9	3.8
32(2020)	18.30	47.6	33.6	5.4	42.9	16.4	4.7	178.3	139.0	4.0
37(2025)	18.30	51.0	35.8	6.2	44.5	17.3	6.5	207.7	148.1	4.5
42(2030)	18.30	54.2	37.3	7.3	47.9	18.8	6.3	240.7	157.0	4.9
52(2040)	18.30	58.3	38.0	8.3	59.0	23.8	-0.7	271.5	148.1	4.6
62(2050)	18.30	59.8	38.6	6.9	68.0	28.5	-8.2	222.1	101.4	3.4
72(2060)	18.30	58.4	39.3	3.4	73.2	31.3	-14.8	104.6	39.9	1.6
77(2065)	18.30	56.3	39.3	0.9	75.2	32.3	-18.9	18.7	6.5	0.5
78(2066)	18.30	55.8	39.3	0.3	75.6	32.5	-19.8	-1.1	-	-

(注1)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次の通り。

賃金上昇率 1.8%  
物価上昇率 1.0%  
運用利回り 3.1%  
可処分所得上昇率 1.8%(ただし、平成29(2017)年度までは1.6%)

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

(注4)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

第4-10-25表 国民年金の財政見通し  
 - 少子化進行+経済悪化ケース -  
 (50%で給付水準調整を終了した場合)

最終保険料16,900円(平成16年度価格)

国庫負担:平成21(2009)年度2分の1完成  
 平成17(2005)~20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担  
 (平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

年度	保険料月額 (16年度価格)	収入合計			支出合計	収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度価格)	積立 度合
		兆円	兆円	兆円					
平成(西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17(2005)	13,580	4.0	2.1	0.2	4.2	-0.2	10.8	10.8	2.6
18(2006)	13,860	4.3	2.2	0.2	4.5	-0.2	10.6	10.6	2.4
19(2007)	14,140	4.6	2.4	0.3	4.8	-0.2	10.4	10.3	2.2
20(2008)	14,420	4.8	2.5	0.3	5.0	-0.2	10.1	9.9	2.1
21(2009)	14,700	5.4	2.5	0.3	5.0	0.3	10.5	10.0	2.0
22(2010)	14,980	5.6	2.6	0.3	5.1	0.5	10.9	10.2	2.1
27(2015)	16,380	6.5	3.0	0.4	5.9	0.6	13.7	11.7	2.2
32(2020)	16,900	7.2	3.3	0.5	6.4	0.8	17.5	13.6	2.6
37(2025)	16,900	7.8	3.5	0.7	6.8	1.0	22.3	15.9	3.1
42(2030)	16,900	8.6	3.7	0.8	7.6	1.0	27.4	17.9	3.5
52(2040)	16,900	10.1	3.8	1.0	9.8	0.3	33.9	18.5	3.4
62(2050)	16,900	11.2	3.8	1.0	11.7	-0.6	32.0	14.6	2.8
72(2060)	16,900	11.7	3.9	0.7	13.0	-1.3	22.4	8.5	1.8
82(2070)	16,900	11.6	3.9	0.2	13.8	-2.2	4.4	1.4	0.5
83(2071)	16,900	11.6	3.9	0.1	13.8	-2.3	2.2	0.7	0.3
84(2072)	16,900	11.5	3.9	0.0	13.9	-2.3	-0.2	-	-

(注1) 長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次のとおり。

賃金上昇率 1.8%  
 物価上昇率 1.0%  
 運用利回り 3.1%  
 可処分所得上昇率 1.8% (ただし、平成29(2017)年度までは1.6%)

(注2) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3) 「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

